

厚生労働委員会 議 録 第 十 八 号

令和元年五月十七日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 富岡 勉君

理事 大串 正樹君

理事 後藤 茂之君

理事 橋本 岳君

理事 大西 健介君

理事 安藤 高夫君

泉田 裕彦君

大岡 敏孝君

鬼木 誠君

木村 弥生君

国光あやの君

後藤田正純君

笹川 博義君

繁本 護君

鈴木 隼人君

高橋ひなこ君

谷川 とむ君

丹羽 秀樹君

堀内 詔子君

山田 美樹君

阿部 知子君

尾辻かな子君

篠原 豪君

初鹿 明博君

山本和嘉子君

岡本 充功君

山井 和則君

鰐淵 洋子君

藤田 文武君

中島 克仁君

議員 初鹿 明博君

議員 池田 真紀君

議員 岡本 充功君

議員 根本 匠君

議員 大岡 敏孝君

議員 門山 宏哲君

議員 中村 裕之君

議員 上野 宏史君

議員 筒井 健夫君

議員 保坂 和人君

議員 矢野 和彦君

議員 丸山 洋司君

議員 玉上 晃君

議員 吉田 学君

議員 土屋 喜久君

議員 濱谷 浩樹君

議員 古川美由紀君

議員 池田 真紀君

議員 鈴木 隼人君

議員 大河原雅子君

議員 初鹿 明博君

議員 長谷川嘉一君

議員 吉田 統彦君

議員 尾辻かな子君

議員 池田 真紀君

議員 丹羽 秀樹君

議員 新谷 正義君

議員 繁本 護君

議員 泉田 裕彦君

議員 黄川田仁志君

議員 鈴木 隼人君

議員 大河原雅子君

議員 初鹿 明博君

議員 長谷川嘉一君

議員 吉田 統彦君

第一類第七号

厚生労働委員会 議 録 第 十 八 号

令和元年五月十七日

るための児童福祉法等の一部を改正する法律案
(岡本充功君外十名提出、衆法第七号)

○富岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案及び岡本充功君外十名提出、児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房審議官筒井健夫君、大臣官房審議官保坂和人君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、大臣官房審議官丸山洋司君、大臣官房審議官玉上晃君、厚生労働省職業安定局長土屋喜久君、子ども家庭局長濱谷浩樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。山田美樹君。

○山田美樹委員 おはようございます。自由民主党の山田美樹と申します。

質問の時間をいただきまして、感謝を申し上げます。

児童虐待をめぐっては、昨年三月の目黒区の結愛ちゃんの事件、ことし一月の野田市の心愛ちゃんの事件を始め、痛ましい事件が相次ぎました。子供たちを虐待から守る体制の整備が急務であり

ます。

私の地元の港区では、二〇二一年四月に、児童相談所を含む子ども家庭総合支援センターの開設を予定しております。建設予定地が表参道にほど近い南青山の一等地であることから、近隣住民の反応がメディアでとりわけ大きく報道されました。

実際には、地元の方々のお声を伺いますと、多くの方が御理解を持ってくださっていることをまずお伝え申し上げたいと思います。

港区は、近年、急速に人口がふえている都心区の一つでございます。区内の全世帯のうち、核家族が九割、集合住宅に居住する世帯が九割という都心の生活スタイルの中で、毎年三千人のお子さんが生まれています。保育所をふやす、小学校を新設するのと同様に、子供と家族を守るための施設整備を行うことは区の責務であるとして、区の行政に大変力を入れていただいているところであります。

今回の児童福祉法改正では、中核市で児童相談所の必置を目指すべきか否かが大きな議論となりました。

政府案では、中核市の財政や人的資源の制約から、今回の法改正での必置化は見送りました。中核市、特別区における児童相談所の目指すべき方向性を考え、いかにして少しでも多くの自治体で設置を可能にしていくのかを考えていくのが重要かと思っております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、中核市や特別区は、児童相談所を設置することによって、自治体で既に行っている子ども家庭支援サービスや家庭相談などを更に充実できるメリットがあるのではないかとこの問題意識です。

中核市や特別区には、都道府県等の広域的な児童相談所よりも、寄り添い型で、予防に力を入れることができ、また、退所後も引き続き近くで見守ることができるという利点がございいます。早期予防や見守りは身近な自治体の方が適しており、介入は都道府県が離れた立場から行う方がやりや

すいと思われま。

実際、港区の場合、数年後に人口三十万人程度になると予測しており、区では、児童相談所の設置とあわせて予防重視の相互支援を展開するには人口規模がちょうどよいと考えている旨伺いました。

中核市や特別区も、人口規模はさまざまです。東京二十三区では、練馬区を除いた全ての区で児童相談所を設置する方向、あるいは設置の方向で検討中と表明をしておりますが、人口六万人の千代田区から人口九十万人の世田谷区のような政令市規模の区まで、かなりの幅があります。

施設規模の違いはありますが、全ての中核市、特別区で金太郎あめのように同じ児童相談所をつくれという話ではなく、自治体の独自性に沿った形で児童相談所と既存の子ども家庭支援サービスとの相乗効果を出していくことが可能ではないかと思うのです。

特に、二十三区のように自治体が隣接している場合は近隣の自治体同士でノウハウを共有することも考えられますし、中核市、特別区の中で市内に都道府県の児童相談所が既に存在する場合には、重要なリソースは都道府県と中核市、特別区が共有できるよう、国からも推奨していただければと思います。こうした連携が、情報共有と行政の負担軽減の双方に資するものだと考えます。

こうした特別区、中核市における児童相談所設置のメリットについて、根本厚生労働大臣はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○根本国務大臣 児童虐待防止に関しては、発生予防、早期発見、児童虐待発生時の迅速的確な対応、被害児童への自立支援を切れ目なく一連の対策として講じていくことが重要だと考えています。

特に、虐待の発生予防、早期発見については、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター、生後四カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境等を把握する乳児家庭全戸訪問事業、保護者の養育を支

援することが特に必要と判断される家庭に対し、養育に関する相談支援や育児、家事援助を行う養育支援訪問事業、行政サービスなどにつながつていない子供に支援を行き届かせるため、昨年初めて未就園の子供を対象に拡大して実施した子供の状況把握などについて、市町村が主体となって実施しております。このような取組は、委員が御指摘のとおり、市町村の独自性を生かして実施されているものも少なくありません。

中核市、特別区が児童相談所を設置することによって、地域の実情に応じて、地域のさまざまな資源も活用しながら、このような身近な地域で子育て支援から虐待への対応までの切れ目ない一貫した対応がより一層推進されるものと考えております。

委員のおっしゃられた意味で、相乗効果が上がるようにそれぞれうまく対応していただきたい、こう思います。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

政府案では、この法改正の施行後五年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるように施設整備それから人材確保、育成の支援などの措置を講ずるものとしておりますけれども、現在既にある支援として、児童相談所の設置準備に係る補助職員の配置ですとか、一時保護への支援、里親養育への支援などがありますが、これらに加えてどのような支援措置を検討しているか、伺います。

特に、人口規模がさほど大きくない自治体が児童相談所を設置するに当たっては、専門性を強化して、丁寧に行き届いた施策を行うための助成措置を行ってほしいとの強い要望がございいます。児童相談所や子ども家庭支援センターが通常行うべき業務よりも更に一歩踏み込んで、例えばですが、虐待を行ってしまった親御さんが自分自身を乗り越えられるよう、医療機関と共同して保護者支援プログラムの開発に取り組みたいですとか、今どき、親子、母子で密室育児という時代でもなく、お母さん、母親にも自己実現がある、お母さ

んがリラックスできるようなアウトリーチ型支援も行いたいなど、さまざまなプランが出てくるかと思ひます。

それぞれの自治体の特性を生かした創意工夫、先進的な取組について、国からどのような支援のあり方があるか、お伺いをいたします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

児童虐待防止対策におきましては、身近な地域で子育て支援から虐待への対応まで切れ目のない一貫した対応が重要だと考えております。

こうした対応を可能にするために、中核市、特別区における児童相談所の設置を促進してきたところでございます。

経緯を少し申し上げますと、平成二十八年の児童福祉法改正におきまして、まず、特別区はそれまで設置できなかったわけですが、特別区も含め児童相談所を設置できるように改正いたしました。その改正法の附則におきまして、政府は、施行後五年をめどに中核市、特別区が児童相談所を設置できるように必要な措置を講ずることとしたところでございます。

その上で、こうしたことを踏まえまして、今年度予算におきましては、人材確保、育成あるいは施設整備に関する支援を拡充するなど、順次取り組んでいただいております。

中核市からは、国と中核市との間で丁寧な議論を積み重ねるとともに、継続的かつ安定的な支援措置を講じ、あるいは、一時保護所、児童相談所の整備への適切な財政措置あるいは御指摘のような専門人材の育成、確保といった要望が寄せられているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、議員御指摘のとおり、本法案におきましては、施行後五年間をめどとして、中核市、特別区が児童相談所を設置できるよう、児童の整備それから職員の確保、育成の支援その他の必要な措置を講ずる、この支援を行うに当たっては地方団体とよく連携する、よく話をする、こういったことが法律上も規定されております。

また、法案の閣議決定と同じ日に決定いたしました関係閣僚会議の決定におきましても、児相設置に向けた施設整備、人材確保、育成支援の抜本的拡充、それから国、中核市、都道府県等の関係団体が参画する協議の場の設置を盛り込んでおりまして、そういう意味では、議員御指摘のとおり地方団体からのいろいろなさまざまな工夫なども、協議の場の中でのいろいろな議論してまいりたいというふうに思っております。

また、そういった協議の場などを通じて、いろいろな、今御紹介のような事例、あるいは子育て支援から児童虐待対応まで一貫した対応を行っている事例などもございます。こういった中核市、特別区のそれぞれの特色を生かした取組につきまして十分その協議などを通じて把握いたしまして、先進事例として共有するなど、必要な支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。これまでの経緯も含め、詳しい施策の内容についてお話をいただき、ありがとうございます。ぜひしっかりと実行していただければと思います。

特に、児童相談所は、公共機関ではなくて行政機関であるため、施策の自身が一般の人にはわかりづらいということもあり、自治体が住民の理解を得て設置を進めていく、さまざまな予算措置を自治体としても講じていくに当たって国の後押しがぜひとも必要だとの声もありました。必要な支援については、五年というふうに期限を切ってしまうのではなくて、ぜひそれ以降も継続していただけるようにお願いを申し上げます。

そしてまた、さまざまなノウハウが蓄積されていくだろうということで、児童相談所間の経験交流についても伺いをしたいんです。

中核市や特別区の各自治体がある自治体の置かれた環境に適した児童相談所のあり方を模索していくに当たっては、おのおの児童相談所の体制構築ですとか実施の内容ですとか、理想的には全国の事例を情報共有して検証していくことがぜひ

とも必要だと考えております。

現在既に、学会や児童相談所長会、都道府県のインシアチブ、厚生労働省さんでも、全国、主催して会議などを開催されていると伺っております。こうした既存のものはさまざまありますけれども、それよりまた更に境目を崩した形でより柔軟な経験交流を充実させていくために国はどのように後押しをしていくのか、お伺いいたします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、各児童相談所でのさまざまな経験を共有いたしまして、児童相談所職員の専門性向上を図っていくことが極めて重要だと思っております。

まず、これまででございますけれども、このためでございますが、児童相談所職員等の研修センターにおきまして、一定の経験を有するスーパーバイザーを対象といたしまして、参加者同士の実践報告あるいは事例検討を行うような研修を実施してまいりました。

それに加えまして、今年度の予算におきまして、これは新たにでございますけれども、国が主催するブロック単位の児童相談所職員への研修の開催などの措置を講じようというふうに思っております。

特に、今年度から国が主催するブロック単位の研修におきましては、スーパーバイザーなどの実務経験が豊富な各児童相談所における中核的な職員を対象といたしております。こういった職員を対象といたしまして、地域の関係機関あるいは有識者等も含めたケース検討、それから死亡事例の検証結果、こういった具体的な例を活用した実践的な研修を行うこととしております。

こうした複数の地方自治体の職員が一堂に会したケース検討においてそれぞれの経験に基づくアセスメント、見立てに関する議論が行われることによりまして、各児童相談所での経験が共有されることが期待されるというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、児童相談所職員の

専門性向上あるいは情報共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。ぜひ充実した経験交流の機会をふやしていただければと願っております。

そこで、ここまでは児童相談所設置に向けた質問でございましたけれども、次に、虐待の未然の防止について伺いをいたします。

虐待による不幸な事件を二度と起こさないためには、早い段階で虐待の兆候を突きとめ、支援に結びつけることが重要であります。ダイヤル「いちばやく」の機能強化は言うまでもありません。

また、乳幼児健診や学校健診で子供の歯を見る歯科医師には、顔面や口の中の不自然な外傷ですとか重症な齲蝕の放置などを見ると、虐待がすぐわかるというお話も伺います。

歯科医師の先生が虐待の疑いに気づいたときに、適切な支援に結びつけるためにとるべき行動については、都道府県歯科医師会や日本小児歯科学会が対応ガイドラインを出しておりますし、地域によっても通報システムを確立しているところもあります。とはいえ、虐待が疑われるケースの経験がある歯科医師の先生というのはまだまだ数が少ない上に、経験があっても通告をためらう歯科医師の先生も実際いらつしやる。通告することによる不安を感じているという声も聞かれます。

乳幼児歯科健診や学校歯科健診は法律が実施を義務づけているもので、全ての子供が受けるものであること、また、子供の身なりや服装、不自然な外傷などに比べますと、歯科医療上の発見というものは、客観性が非常に高く、確かな証拠となり、通告にはなおさら強い確証因子になるということから、児童虐待の早期発見、防止において、歯科医師の先生方との連携は必須だと考えます。

歯科医師の先生方の自助努力に頼るだけではなくて、国としても連携強化に力を入れるべきだと考えますが、どのような方策を検討しているのでしょうか、お伺いいたします。

○上野大臣政務官 今委員から御指摘いただいた

とおり、歯科医師の方々が児童虐待の兆しや疑いを早期に発見して子供や家庭への支援につなげる、そうしたことは大変重要であるというふうに考えております。

歯科医師は、乳幼児健診や学校健診などを通じて、児童虐待の兆しや疑いを直接的に発見しやすい立場にあります。このため、支援を要する児童や妊婦を把握した場合にはその情報を市町村に提供するという努めるほか、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合には情報を提供できることとしており、これまでも連携協力体制を構築してきたところであります。

さらに、こうした取組を推進するため、昨年七月の緊急総合対策等に基づいて、要保護児童対策地域協議会における学校、医療機関、児童相談所等との情報共有の推進、また、地域の医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるための歯科医師、医師等への研修費用に対する補助等を行っているところであります。

これに加えて、本年三月に関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、乳幼児健診や学校健診などにおいて、虐待の疑いのある子供に適切に気づくための歯科医師向けの研修の実施でありますとか、歯科医療機関向けの対応の手引の作成など、今後も、関係団体と協力をしながら、児童相談所や市町村と歯科医師の方々との連携が強化されるよう努めてまいります。

○山田(美)委員 ありがとうございます。ぜひ、しっかりとこの連携体制の中で歯科医師の先生方にも頑張ってもらいたい、そんなふうに思っているところでございます。

続きまして、退所後の支援、とりわけ児童養護施設を退所した十八歳以上の方に対する支援のあり方について伺いをいたします。

十八歳以上の方に対する支援の継続は平成二十八年の改正児童福祉法で対応がなされて、一時保護中に十八歳に達した方の一時保護の延長措置、里親委託中に十八歳に達した方の措置変更や更

新、一時保護が可能になりました。しかし、現場で児童養護にかかわる方々からは、施設や人員が十分ではなく、どうしても十八歳未満の方が優先になってしまおうという声も聞かれます。

それに、そもそも、施設や里親のもとにいる時間を延長するというよりも、そこから巣立つて社会の中で自立して暮らしていけるように、将来に向けた支援を充実させることの方が重要なのではないかと考えます。

ことし二月に、東京渋谷区の児童養護施設の施設長が元入所者の二十二歳の若者に殺害されるという痛ましい事件が起きました。報道では、十八歳で退所後も施設が住居や就職の支援をしていたということでしたけれども、改めて自立支援の難しさを痛感いたしました。

厚生労働省は、この事件をどのように受けとめ、今後はどのような対応策が必要だと考えているか、お伺いいたします。

○上野大臣政務官 委員から、渋谷区の事案についても言及をいただきました。亡くなられた施設長に、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、厚生労働省としても、こうした事件が発生したことを重く受けとめております。

児童養護施設等の退所者が円滑に社会生活を送ることができるよう、継続的な支援が提供されるよう今後も努めてまいります。

具体的には、十八歳を超えて施設に残ることを希望する方には、二十二歳の年度末までの間、就労支援などの支援を行う事業、また、退所する方に生活費や家賃を貸与し、五年間の就業継続を条件に返済を免除する貸付事業、さらに、今年度予算においては、施設に入所中の方の大学進学を支援するための、塾を利用する際の措置費を増額したところであります。

また、昨年七月には、都道府県に対し、これらの事業の活用を含めた自立支援策の強化を、今年度中に都道府県が策定をする社会的養育推進計画に盛り込むよう依頼をしたところであります。さらに、本年三月の児童虐待防止対策に関する

関係閣僚会議決定において、十八歳到達後の方を含め、児童養護施設を退所した子供たちに対し、住まいの確保や進学、就職を支援する措置の拡充を図ることを盛り込んでいくところであります。

社会的養護が必要な子供たちは、虐待などの理由で保護者からの支援を受けづらい状態にあります。こうした子供たちの未来が生育環境に左右されることのないよう、支援の手をしっかりと差し伸べて自立支援に取り組むことは急務であり、委員の御指摘も踏まえて、今後もしっかりと取り組んでまいります。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。十八歳を超えて、また二十を超えて社会の中でしっかりと自立をしていっていただけるように、本当に多くの方が力を尽くしていただいているんだと思いますし、ぜひそうした支援をこれからももっと拡充していったきたいと思っております。

そこで、最後に、職員の方々の専門性向上ですとか処遇の改善についてお伺いをしたいと思っております。

虐待対応の網の目を密にするために児童相談所の設置を進めることは重要ですが、ただ建物があればいいというのではなく、同時に重要なことは、適切なアセスメントや子供たちのケアを行うことができる機能というのを児童相談所がしっかりと持つことが大事だと思います。

政府においては、昨年十二月に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランを策定し、今後四年間で、現在三千人いらっしゃる児童福祉司について、二〇二二年度には五千人体制とすることや、児童心理司、保健師を増員するなど、児童相談所の体制強化を図ることとしていますが、児童相談所がきつちりと機能を果たしていくためには、児童福祉司の方々と始めとする児童相談所職員の方々一人一人の資質の向上を図っていくことも極めて重要だと考えます。

そうした児童相談所職員の専門性向上のために、今後、国としてどのように取り組んでいかれるのか、厚生労働省にお伺いいたします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

児童相談所の体制強化のためには、御指摘のとおり、量的拡充のみならず、職員の資質向上は極めて重要でございます。このため、まずは、本法案におきまして、児童福祉司とその指導を行いますスーパーバイザーの任用要件の見直し等を盛り込んでおります。

その具体的内容でございますけれども、一つは、児童福祉司、それから所長もそうなんですけれども、その任用要件といたしまして、新たに精神保健福祉士と公認心理師も規定することとしております。

また、児童福祉司の任用要件でございますけれども、現在、幾つかルートがございます。その一つのルートの社会福祉主事として従事したことがある方については、一定の実務経験があれば児童福祉司の任用要件になるわけでありますけれども、現在は児童福祉事業という経験でよいことになっておまして、これは、例えば児童手当の支給業務とか事務処理業務を含めて実務経験にカウントされております。これを、相談援助業務、いわゆるケースワーク業務というふうにいえば限定するということを盛り込んでおります。

それからまた、いわゆる指導監督職員、スーパーバイザーでございますけれども、これは実効上配置をされておりますけれども、実は、法律上明確な設置の規定がございませんでした。この配置について法律上明確に規定することとしておりますし、また、任用要件につきまして、現在でも研修受講は義務づけられておるんですけれども、スーパーバイザーになる前に事前にきつちりと研修を受けなければいけない、こういったことも明確化することといたしております。これが法案の内容でございます。

このほか、予算事項でございますけれども、今年度の予算におきましては、二十八年改正の児童福祉法により義務づけられました児童福祉司の任用後の研修につきましての実施費用の補助経費、

それから児童相談所職員等の研修センター、現在、全国で一カ所、横浜市に子どもの虹情報研修センターという一カ所しかございませんけれども、今年度から二カ所、具体的には、西日本における拠点といたしまして明石市におきましても研修センターを設け、研修を実施予定といたしております。また、先ほど申し上げましたとおり、ブロック単位の研修の開催ということも行っております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。まさに、専門性向上のためにさまざまな手を尽くしていただけている御説明であつたかと思えます。

そして、考えてみますと、児童虐待防止対策を支えてくださっているのは、現場で一つ一つのケースに向き合っている児童相談所の職員の方々だと思います。現場の方々の昼夜を問わない対応によつて多くの子供たちの命が救われているんだということををつくづく感じるところでございます。

児童相談所の職員の皆様は、大変な精神的プレッシャーそれから肉体的な負担を感じながら業務に取り組まれておられますし、今回の改正法案ですとか、ことし三月の関係閣僚会議決定に盛り込まれた対策、これをまた更に着実に実施していくということになりますと、今まで以上に現場の対応が生じてくることも予想されます。

こうした状況や今後の人材確保という観点からも、児童相談所の第一線で働く児童福祉司などの職員については、その職責の重要性ですとか負担に見合った処遇に改善していくことが重要だと考えますが、どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、児童相談所におきましては、児童虐待に関する通告への対応、あるいは介入的な対応、夜中でも立ち入るとかですね、それから夜間、休日、まあ休日も含めてですけれども、緊急に対応する備えが必要でございます。そういったことから、職員については、精神的、肉体的負

担当極めて大きい業務でございます。また、加えて、専門性を有する人材の確保も求められております。

こういったことを踏まえまして、この三月に関係閣僚会議で決定いたしました中に、児童相談所の児童福祉司等の職員につきまして、手当などによる処遇改善を図ることが盛り込まれております。

そういう意味では、関係閣僚会議決定でもそういった方針を決定しているわけでございまして、今後、具体的な内容につきまして、地方団体等の意見も伺いながら、概算要求に向けて、その内容について検討してまいりたいというふうに考えております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。ぜひともこうした処遇改善にもしっかりと対応していただきたい、そういうふうに思っております。

さて、いただいた時間もいよいよ終わりが迫ってまいりましたが、私、この問題をつくづく考えまして、人間って生まれる国や生まれる家を選ぶことはできないというのを感じました。けれども、日本という国は不幸な境遇にある子供たちを誰一人として見捨てたりしない、そういうふうな胸を張って言えるような対策をさまざま講じていただきたいと願っているところでございまして、どうぞよろしく願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、船橋利実君。

○船橋委員 自由民主党の船橋利実でございます。

私の方からも質問をさせていただきたいと思っております。

言葉は失うような、親による児童虐待死という事件を受け、今回の法改正によって、関連する制度、政策面において、あるいは現場で対応する専門職の働きかけの面において、繰り返しされてきた子供の命が失われる事件が二度と再び本当に起きることはないのかという、今この瞬間も虐待にお

びえる子供たちと国民の問いかけに添えていく、そんな思いでお尋ねをしてみたいと思っております。

厚生省の資料によりますと、心中以外の児童虐待による死亡数は、平成十五年から平成二十八年までの十四年間で、六百八十五例、七百二十七人も何の罪もない児童たちの命が奪われております。平均すると、月に四・三人、週に一人以上が亡くなっているという極めて深刻な事態になっております。

問題解決を図る上で児童相談所が果たす役割が重要でありますけれども、これまで関係者から伝えられてきた児童相談所が抱える課題の一つに、児童福祉司によって、あるいは児童相談所によって、子供や保護者などとの面接や聞き取りの進め方、必要な情報の収集の進め方、児童養護施設等への措置の進め方や措置後の対応方法、一時保護所での生活によって子供のすきみが一段と深刻な状況に陥り、癒やされないまま施設に措置されてくる実態への対処について、そのいずれもが全く顧みられてこなかったなどの声に代表されるように、実践力の大きな格差が問題視されてきました。

このような児童相談所に内在する実態について、児童相談所の関係者も含めて、多くの関係者が周知してきているものばかりでありますけれども、こうした課題を始め、今回の法改正によって、これまでの問題点を間違いなく改善をさせる、そして児童虐待と虐待死をなくすという大臣の決意をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○根本国務大臣 虐待によって子供の命が失われる事件が繰り返されること、これはあつてはならない。痛ましい虐待事件が繰り返されないよう、関係閣僚会議を開催するなど、これまでさまざまな法改正が行われてまいりましたし、政府全体で累次の対策の強化を図ってまいりました。それにもかかわらず、本年一月に千葉県野田市において痛ましい事件が繰り返されてしまったこと、これはまことに残念であり、事態を深刻に受

けとめております。

最近の児童虐待事件においては、しつけと称して児童虐待を行う事案、関係機関からの情報漏えいにより虐待リスクが高まった事案、DV対策との連携が必ずしも十分でない事案などが生じておりました。また、児童相談所の管轄区域が大きいことにより、今委員からも御指摘がありましたが、きめ細やかな対応が十分にできなかったのではないかと指摘もあります。

このため、本法案では、体罰禁止を法定化する、学校、教育委員会などの関係機関の職員は児童に関する秘密を漏らしてはならない旨の規定の整備、DV対策を担う婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターの職員は児童虐待の早期発見に努める旨の規定の整備、児童相談所の管轄区域に関する参酌基準の設定といった事項も盛り込むことといたしました。このほか、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化の観点から実効性ある対策を盛り込んでおります。

これらを通じて、痛ましい事件が繰り返されることのないよう総力を挙げていきたいと思っております。

○船橋委員 ありがとうございます。

それでは、ここからはもう少し細かな部分もお尋ねしてまいりたいと思っております。

次に、今回の法改正におきましては、児童福祉審議会において児童に意見を聞く場合においては、その児童の状況、環境などに配慮するものとするとありますけれども、児童の状況、環境などの配慮すべき点が適切であるか否か、どのようなに、誰が責任を持ってこれを判断するのか、また、意見を聞くに当たり、児童が事実を話しやすい環境をどう用意していくのか、実際に意見を聞いた後、精神や行動面などで変化が生じた場合の対応をどうしていくのか、事前に事実として確認をしていく内容と異なる意見であった場合の取り扱いをどうしていくのか、聞き取りをする者と聞く場所がこれまでと変化するようになっていくのかどうか、今回の法改正により改善をされて

いく点についてお伺いをいたします。

○濱谷政府参考人 答えいたします。児童福祉審議会におきましては、その調査審議に当たりまして、児童やその家族等の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができることと現在でもされております。しかしながら、この仕組みが現在では十分活用されているとは言えない状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、昨年行われた社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおきまして、この児童福祉審議会を活用いたしまして、児童がみずから意見を表明する機会を確保していくべきという御議論をいただきました。

こういった御議論を踏まえまして、今回の改正では、御指摘のように、児童福祉審議会は、意見を聞く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれていた環境その他の状況に配慮しなければならぬという規定を設けたところでございます。

まず、現在の取組でございますけれども、厚生労働省におきましては、児童福祉審議会を活用して、子供の意見を受け付け、必要な助言、調整を行う取組等をまとめたガイドラインを策定したところでございますけれども、さらに、本法案におきまして、こういった規定を受けまして、意見聴取の仕組みのさらなる活用、適切な運営がなされますよう、例えばでございますけれども、意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置、それから、審議会の場で児童が安心して意見を述べることでできる雰囲気づくり等の配慮等を想定いたしております。

御指摘のあった判断権者は、基本的には児童福祉審議会ということでございますけれども、具体的な運用につきましては、今申し上げましたようなことを中心にいたしながら、今後具体的に検討してまいりたいというふうに思っております。また、加えてでございますけれども、本法案の

附則におきましては、その施行後二年をめぐとして、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置として、児童が意見を述べることでできる機会の確保、あるいは、そうした機会において児童を支援する仕組みの構築等について検討することといたしております。

こういった取組を通じて、子供の権利擁護のための取組が適切に進められるよう、引き続き必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

○船橋委員 これは保護児の、いわゆる子供たちの年齢とか環境とかによってかなり困難さが伴うものであると思いますし、そもそも、そうした意見を述べることでできる機会があるということはどう伝えるかということから始まるお話だというふうな思っておりますので、ぜひ適切な対応というものを今御答弁があったようにやっていただけるように要請をしたいというふうに思います。

次に、児童の権利擁護の上で、親権者及び児童福祉施設の長などに児童のしつけに際して体罰禁止を法定化するとともに、この法律の施行後二年をめぐとして、民法に定める懲戒権のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますけれども、具体的にどのような検討を行っていくのか。結果に基づくというふうなありすけれども、例えば、懲戒権という文言を削除する、表現を変えたりなどということも考えられるわけでありすけれども、どのようなことを想定されているのかお伺いをいたします。

また、それまでの間、今回の法改正によって懲戒権のあり方に関する扱いというものがどうなるのか、教えていただきたいと思っております。

○筒井政府参考人 お答えいたします。この法律案には、施行後二年をめぐとして、民法第八百二十二条の規定のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討条項が盛り込まれております。

この懲戒権の規定のあり方につきましては、国民の間でもさまざまな議論がありますが、法務省といたしましては、国会における議論等を十分に踏まえ、速やかに必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

具体的な検討の進め方については現在検討中であり、見直しの方向性については今後検討することになりますが、この検討の際には、御指摘がありましたように、民法第八百二十二条の規定を削除することや、懲戒という文言の可否といった点を含めまして、さまざまな選択肢を視野に入れて検討がされることになるものと認識しております。

それから、懲戒権のあり方について、必要な措置を講ずるまでの間、懲戒権の取扱いがどのようなものかというお尋ねがございました。

懲戒権の行使として許容される行為の範囲は、時代の健全な社会常識により判断されるものと考えられますが、児童虐待が社会問題として深刻化している現状等に照らしますと、その範囲は相当限定されることになると考えられます。

そして、親権者による体罰を禁止する規定が盛り込まれました本法律案が成立した場合には、この体罰に該当する行為は民法第八百二十二条に言う子の監護、教育に必要な範囲には含まれないと解釈され、懲戒権の行使として許容されなくなるものと理解しております。

○船橋委員 ありがとうございます。

次に、児童養護施設の小規模化について伺います。

新たな社会的養育ビジョンでは、社会的養護が必要な子供たちの養育環境は、家庭的養育環境を重視し、里親への委託率を高め、児童養護施設は地域分散型、小規模化した施設が基本的には認めないとしておりまして、方向性としては正しいというふうな認識をいたしております。

ただ、そこに向けて課題を整理する必要性がある、こう思っております。

針などを踏まえた施設整備などを行っており、借入金等を償還中である施設も見られます。こうした事例では、自治体から補助金を受けている場合もありまして、新しい方針に基づく施設整備をすぐに行うということは財政面なども含めて困難という声も上がっております。

また、分散化に必要な土地の確保、これは場所もそれから資金的なことも含めて困難であるというお話でありますとか、地方にある施設ほど人材不足が深刻であること、小規模化により総体の収容人員が減り、現状でも施設が不足する状況がある中で、養育や保護を必要とする児童の数に対して里親が十分に確保できないという状況になりまして行き場を失う子供たちが出てしまうというおそれがあること、児相や里親が対応できない子供たちの場合には施設が現状では受皿になっていること。

最近、里親の意識の方も変化をしております。中には養育放棄をする方もいらつしやいます。私が聞いたケースでは、里親となつてお子さんを育てている中で、夫婦二人の時間がとれないために里親をやめようというケースを聞きまして。

ほかにもいろいろとお話を聞いたことがあるのでありますけれども、こうした現状を正確に把握し、そして、解決策というものを具体的に提示し、目指すべき方向性に進んでいく必要性があると思っておりますが、所見をお聞かせください。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

新しい社会的養育ビジョンを受けてまして、現在、里親等への委託の推進に向けた取組、それから、御指摘の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組、こういったことを含みます家庭的養育の推進のための社会的養育推進計画を、今年度中に策定していただくように都道府県にお願いをしております。

これにあわせて、各施設に対しましては今後の計画の策定を求めています。そういった中で、厚生労働省といたしまして、各都道府県に

対しまして、各施設への助言、それから調整、これもお願いしているところでございます。

また、厚生労働省といたしましては、現在、都道府県を対象にいたしまして、計画を策定するに当たつての課題、多分、その課題の中には御指摘のような施設における現状とか里親の現状、それから今後の見直し、支援策、資質向上策、そういったことも課題の中に入ると思っています。それから、厚生労働省への要望事項等を把握するためのヒアリングを行っております。また、計画の検討状況に関する調査も行っているところでございます。

こういったヒアリング、調査なども通じまして、あるいは関係団体からの御意見、こういったことも踏まえまして、必要に応じてございましてけれども、その課題を整理し、必要であれば必要な支援策も検討いたします。

そういった現場の御意見それから現場の課題をしっかりと解決する方向で、それも考慮した上で、計画の推進に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○船橋委員 今ほどお答えをいただいた内容というものが、各都道府県、そして対象となる各施設などにきちんと伝わっていくように、最大限の配慮というものを求めたいというふうに思います。

次に、児童養護施設の関係者が児童相談所に寄せられている問題について伺います。

施設入所時に送付されてくる児童票の記載内容を通じて、施設関係者は、措置を受けた子供の画像、子供が抱えている怒りでありすとか悲しみ、切なさ、そして希望、願いなどを知る手がかりになるはずでありますけれども、施設側に求められている自立支援計画を策定する過程で、記載内容を精査してまいりますと、児童福祉司による保護者に対する丁寧さに欠ける面接や聞き取りの結果、以後のかかわりの方向性を左右する重要なポイントになります保護者などとの専門的信頼関係、これが破綻をしたまま放置され、その修復の努力を施設側に丸投げされているという実態があ

ると指摘されております。

これは、子供の担当児童福祉司がまとめる児童票の記入業務の省力化が生み出した弊害の一つでもあります。単にパソコンソフトに組み込まれている事項にチェックマークを入れる、パソコンの画面で求めてくる事項に沿って記入をしているという業務だけでは不十分でありまして、その結果、不足する情報の提供について施設側から求めていっても、担当する児童福祉司はこのアセスメントの意味というものを理解していない場合が多く、このアセスメントそのものについての共有化というものができないことが多い。

子供の自立支援、家族としての再統合支援に踏み出せないだけでなく、支援家庭で何らかの問題が顕在しなければ、児童相談所と施設が共通テーマに着けない事態の改善に見通しが立たないという問題は、長年にわたり指摘をされてきていたわけでありまして、こうした点についてはどう改善を図っていくのか、見解を伺いたいと思います。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

児童相談所におきましては、御指摘のような、相談を受理した子供ごとに児童記録票を作成いたしております。その他資料についても適切に作成、保管することを児童相談所の運営指針において示しております。また、児童相談所から児童福祉施設に入所措置をとるに当たりましては、子供の援助に必要な資料を共有することについても指針で示しております。

この共有する内容、記録票でございますけれども、御指摘のような子供に関するさまざまな情報、氏名、年齢、家族構成、性格行動、生育歴、健康状態、家庭環境、地域環境等々でございますけれども、こういった資料につきましては、指針におきまして、できる限り綿密なものであることは言うまでもないというように示しております。

児童福祉施設におきましては、これらの資料をもとに、子供が施設において安定した生活を送る

ような援助、あるいは家庭に向けた取組、自立支援を行うこととしておりますので、児童相談所において資料の作成、共有が適切に行われることは、基本、重要ということでございます。

そういう意味では、委員の御指摘のような問題があるとするは、この指針の趣旨が徹底されていないということだと思っております。こういった子供の情報に関する記録、情報共有、記録の仕方等におきまして、児童相談所におきまして対応が更に徹底されるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

○船橋委員 御答弁ありがとうございます。

児童相談所の機能強化と児童福祉司の実践力向上のため有効な方策が、ソーシャルワークの充実だということに考えます。

今回の東京都目黒区や千葉県野田市で起きた事件の背景にあったのは、家庭内における親の養育する能力の脆弱性でありました。その結果、子供は、人となるに必要な社会化の過程が崩壊をして、その再生の機会と支援も得られないままに成長し、みずからの意思で暴力を介在させて、関係性の醸成を抑制できない大人、家族が再生されているという問題性が、今回の悲劇を生み出した要因と分析をされております。

この社会化の過程を促進し、必要であれば再生の機会と支援を提供していたのが、洋の東西を問わずソーシャルワーカーであるからこそ、児童福祉司がその役割を担えることが重要だと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

また、改正案の骨子の一つに、児童福祉司の実践力向上を図ることの関連から、実務経験五年度を目安にスーパーバイザーに登用する方策が検討されておりますけれども、しばしば社会福祉の領域で登場する実務経験ということ、果たして、社会福祉専門職としての業務の内部質保証を果たす形で機能した実態というものがどの程度まで把握できているのかという指摘があります。

欧米におけるスーパーバイザー養成というのは、実務経験よりも、どこで、誰に指示をされる

がら、どのようなトレーニングを受けたかという点が重視されておりますけれども、スーパーバイザーの質をどのように高めていくお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

ちよつと、質問が多岐にわたりましたので、全てお答えできるかどうか自信がございませんけれども。

まず、基本的に、児童福祉司、スーパーバイザーの資質向上は極めて重要だというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、児童福祉司についての任用要件の見直し、あるいはスーパーバイザーについての要件の見直し等を今回の法案でも規定をいたしております。

また、スーパーバイザーにつきましては、研修等につきまして、全国一カ所から二カ所への拡充、あるいはブロック単位の研修等を新たに加えますとともに、研修修了を要件としているところがございます。

そういう意味では、資質向上のためには、事前の研修、座学的なものの実務経験と両方を兼ね備えて資質が図られるものと考えておりますので、そういった両面から職員の資質向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○船橋委員 今、スーパーバイザーに関する御答弁をいただいたんですが、ソーシャルワークとソーシャルワーカーの重要性ということに関しての御答弁がなかったと思っております。ソーシャルワークの必要性、ソーシャルワーカーの重要性ということについてのお答えもいただきたいと思っております。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

子供の権利擁護、保護を図るためには、家庭環境も含めて、しっかりと調整、支援することが必要だと思っております。

そういう意味では、児童福祉司の基礎資格として、社会福祉士も基礎資格の一つになっておりますけれども、そういった家庭全体を見て支援するといったソーシャルワークの機能、能力といった

ものは、児童福祉司、あるいは児童相談所全体として重要な機能だと思っております。

こうしたことから、基礎資格といたしまして社会福祉士等を位置づけますとともに、また、研修等におきましても、ソーシャルワーカーも含めて、資質向上を図っているということでございます。今後とも、そういった研修等の内容の充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

○船橋委員 次に、家庭内における親の養育する能力の脆弱性への支援システムということについて、その必要性を伺いたいと思っております。

現在は、虐待があれば措置をすることで家族分離を図ることが想定されておりますけれども、このような問題の予防のあり方として、危機介入を進める前の家族支援、つまり、家族員として子供を養育する能力の再生化、活性化を図る環境やシステムの創出方法というものをいち早く検討して、そしてそれを進めていく必要性を感じております。

デンマークにおきましては、家族員を分離して支援するのではなく、家族を分解させないために、家族を一体化して支援する方法がソーシャルワークを機能の中核に据えて実施されております。

こうしたシステムを参考にしながら、我が国でも、子育て支援と子育て支援の方法について、家庭とは何かということを考えるに当たりましては、これまでの思考の枠組みにこだわらない、パラダイム転換の発想に立つて検討していくべき時期に来ているように感じます。

そこで、家族問題が重篤な状態にならない前に対応を講じる支援のあり方を検討していくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

まず、御指摘のとおり、なかなか地域社会等のつながりも薄い中で、家庭が孤立化しているというような状況もございます。そういう意味では、家族に対する支援をまず一般的には行っていく必

要があると思うております。

そういう意味では、子育て支援サービス、子育て支援拠点等のいろいろなサービスがございますけれども、そういったサービスを通じて子育て家庭を支援していく、あるいは子育て世代包括支援センターにおきまして妊娠からさまざまなサポートをしていくというようなことがまずは基本だということに思います。

その上で、なかなか難しい御家庭、あるいは一旦家庭分離をされた家庭等におきましては、保護者に対する指導、援助が重要だというふうに思っております。そういった指導、援助の一つとしてしまして、児童相談所におきましては、保護者の特性に合わせて各種の保護者支援プログラムというものによる支援を行っております。

これは大きく二つございまして、一つは、日常的な子育てのスキルを高めるためのプログラムでございます。子供とかかわりに具体的に役立つような子育てのスキル、そういったプログラムと、もう一つは、ちょっと視点が違いますけれども、保護者自身の心理的な課題に焦点を当てて解決方法を見出すようなプログラム、これは保護者自身のいろいろなトラウマの治療、そういったようなプログラムでございます。

そういう意味では、一般的な施策それから一旦問題が起きた家庭に対する保護者への支援、こういったものをトータルで取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○船橋委員 私が今御紹介したデンマークの事例は、いわゆる児童養護施設の機能とそれから家族支援の機能、これが同一の敷地の中で機能分化されて、合築されているといましようか、そういうような施設の場合でありました。

ですから、今ほどいろいろとお取組についてお答えはいただいたのでありますけれども、こうした事例などももう少し研究していただいた中で、よりよき体制整備というものがなされますようにお願いしたいというふうに思います。

次に、児童相談所の第三者評価についてお伺い

したいのでありますけれども、これは、法改正がなされた後には行われていくということになってまいりますけれども、いつ、誰が、どのような形で実施するということを想定しているのか。と申しますのも、この第三者評価をするのには、受ける側もそれに向けての準備というのが相当大変なことになってまいります。ですから、児童相談所の現場は、非常に日常的に忙しい中であつて、第三者評価の諸準備をどう進めていったらいいのか。それに加えて、この第三者評価を誰が行うかということによつては費用負担ということも発生してくるということも想定されるわけでありまして、けれども、この辺についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。まず、この第三者評価でございますけれども、昨年の行われました、先ほども御答弁申し上げましたけれども、社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおきまして、全国どの地域におきましても子供の権利が守られることを目的といたしまして、児童相談所の質の確保、向上を図られるよう、自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に取り組むということとされました。こういった審議会の報告を受けて、本法案には、都道府県知事は、第三者評価の実施を含む児童相談所の業務の質の評価等を行うことにより、業務の質の向上に努めなければならない旨のいわば努力規定を盛り込んだところでございます。

その具体的な評価を誰がするか等でございますけれども、これは、具体的には今後の検討ということでございますけれども、既に一部の自治体で取り組んでいる例もございます。既に取り組んでいる例では、例えば児童福祉審議会の委員が第三者評価を行うといった例もございます。あるいは海外の例等もございます。こういった例も参考にしながら、より効果的な評価のあり方を検討した上でガイドラインの策定を行おうと思っております。ガイドラインの策定の中でそういった評価

者のあり方などについても検討し、それで、これは段階的な実施ということを想定しております。まずは幾つかでモデル的に実施する、その上で全国展開、そういったプロセス、ステップを踏んで行つてまいりたいというふうに考えております。

○船橋委員 時間となりましたので、質問を終わらせていただきます。

○富岡委員長 次に、鰐淵洋子君。

○鰐淵委員 公明党の鰐淵洋子でございます。きょうは質問の機会をいただきました。大変にありがとうございます。

早速質問に入らせていただきたいと思います。本年一月、千葉県野田市の小学校四年生の女の子が父親から虐待を受けて亡くなるという大変に痛ましい事件が起こりました。

けさもニュース等で報道が繰り返されておりましたが、これまで、このような痛ましい虐待事件を受けまして児童虐待対策の強化に取り組んできたやさきのことでもあり、かつ、児童相談所や学校など多くの大人たちがかわる中で、このような最悪の事態を避けることができなかった。ざんきにたえません。

今回の痛ましい事件を受けまして、公明党といまして、緊急に児童福祉法等の改正案に盛り込むべき事項も含めまして再発防止対策の提言をまとめた上で、二月十九日に菅官房長官の方にも提出をさせていただいております。

一日も早く、この改正案に盛り込まれた施策を含めまして児童虐待防止対策を実行いたしまして、子供たちの人権が守られ、子供たち一人一人が輝く社会をつくらなければいけないと思っております。

今後、痛ましい児童虐待事件を二度と起こさないという強い意思を持って、政府を挙げて児童虐待防止対策を強力に進めていただきたいと思います。まず冒頭、根本大臣にその御決意をお伺いしたいと思ひます。

○根本国務大臣 今冒頭、お話がありましたように、委員を始め、御党におかれて、児童虐待防止対策に非常に強力に取り組んでおられます。

虐待によつて子供の命が失われる事件が繰り返されることはあつてはなりません。痛ましい虐待事件が繰り返されないよう、関係閣僚会議を開催する等をして、政府全体で、昨年七月、十二月、本年二月、三月と累次の対策の強化を図つてまいりました。

特に、昨年十二月には、新たなプランを策定いたしました。現在三千名の児童福祉司について、今年度一気に千名増員し、二〇二二年度には五千名体制とするなど児童相談所の体制を抜本的に強化することに加えて、児童心理司も二〇二二年度に八百名増加、保健師についても全児童相談所に配置することとしております。加えて、市町村の体制強化についても、子ども家庭総合支援拠点を二〇二二年度に全市町村に設置することなどによつて相談体制の整備を進めていきたいと考えております。

また、本法案では、これから述べる実効性のある対策を盛り込んでおります。体罰禁止の法定化、ちゅうちやなく一時保護に踏み切れるよう、介入担当者や保護者支援担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化等々を盛り込んでおります。

何よりも子供の命を守り、社会全体で子供を見守り、児童虐待防止対策を進めるため、全力で取り組んでいきたいと考えています。

○鰐淵委員 大臣、ありがとうございます。

今、具体的に御答弁いただきました。今すぐできること、中長期的な課題、また他省庁との連携、さまざまな課題はあるかと思ひますが、いずれにしても、今御答弁いただいたように、二度と起こさないという強い決意のもと、ぜひとも大臣のリーダーシップのもと着実に進めていただきたいと思いますので、重ねてお願い申し上げます。子供たちは未来の宝でありますし、また、その

子供たちの心身を傷つける虐待は、どんな理由があつたとしても絶対に許してはなりませんし、あつてはならないことだと思つております。

我が党は、先ほども申し上げましたが、緊急提言におきましても、体罰禁止規定の創設と民法の懲戒権規定のあり方の検討について要望いたしまして、しつぱに体罰は必要という誤った認識を社会全体から一掃するための取組を政府に對しまして要請しているところでございます。

その結果、今回の改正児童虐待防止法第十四条に、親権者は児童のしつぱに際して体罰を加えてはならないこととすると規定されたことは評価をいたしますが、その実効性を確保していくことが何よりも重要であると思つております。

これまでも広報啓発また周知徹底に取り組んできていただいていることは承知をしておりますが、今回の法改正によりまして、実効性の確保に向けた取組をどのように強化していくのか、厚生労働省の御見解をお伺いいたします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

体罰は、児童虐待にもつながり得るものでございます。また、痛みや苦しみを利用して子供の言動を支配しようとする行為、こういう行為そのものを許さない、体罰そのものを許さないことが、児童虐待防止対策の観点から重要だと考えております。

また、各種研究結果におきまして、さまざまなことが明らかになっております。一つ、体罰が脳の発達に深刻な影響を及ぼしているという研究がございます。また、子供にとつても望ましくない影響をもたらしている、こういう研究結果も出ております。

こうしたことを含めまして、議員御指摘のとおり、これまでも、啓発資料「子どもを健やかに育てるために 愛の鞭ゼロ作戦」、こういったものを活用いたしまして、体罰は許されないことを社会全体で共有して、体罰によらない育児を推進してきたところでございますけれども、保護者がしつぱの一環である体罰と称して虐待を行ってきた事

案が依然としてあるということを踏まえまして、今般、体罰が許されないものであることを法定化し、民法上も、体罰が許されない懲戒であること

を明らかにしたものでございます。今後の普及啓発の取組でございまして、まず、体罰の範囲、それから体罰禁止に関する考え方、これを国民にわかりやすく説明するため

のガイドラインを作成してまいりたいというふう

に考えておりまして、このガイドラインをまず作成した上で、それをベースにさまざまな普及啓発を行つてまいりまして、国民全体で体罰によらな

い子育てを推進していくような国民運動的な取組を行つていければというふうに考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

先ほども答弁していただきましたが、具体的なガイドラインまたパンフレットを作成していただい

て、国民の皆様にもわかりやすく伝えていただくというところでございます。海外でもさまざまな取組事例もあるかと思ひま

すので、そういったことも参考にさせていただきながら、また後の質問でも触れさせていただきま

御指摘がありましたように、本法律案には、施行後二年をめぐり、民法第八百二十二条の規定のあり方について検討を加え、必要があると認

めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討事項が盛り込まれております。

この懲戒権の規定のあり方につきましては、国民の間でもさまざまな議論がありますが、法務省

といたしまして、国会における御議論等を十分に踏まえ、速やかに必要な検討を行つていきたいと考えております。

具体的な検討方法やスケジュールにつきまして

は現在検討中でございますが、法務省としては、本法律案の施行後二年をめぐりとする時期までには

一定の結論を得ることを目指し、スピード感を

持つて取り組んでまいりたいと考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

これまでも、懲戒権につきましましてはさまざまな議論が重ねられてきてまして、また改正も行われて

きたと承知をしております。しかし、この懲戒権の存在自体が、体罰を繰り返す親の言いわけ、ま

た口実にされているという指摘もございまして、本会議で我が党の富田議員が、この件につきまし

て安倍総理に質問させていただきました。安倍総理の方からは、「国会における議論等も踏まえな

がら、法務省を中心に徹底的な議論を行い、適切な結論が得られるよう全力で取り組んでまいります。」このような答弁があつたところでございま

す。先ほど、法務省の方からも御答弁がございまして、さまざまな御意見、議論がある中ではありま

すけれども、やはり子供たちの人権を守るというところで適切な結論を出すことができるよう、法

務省を中心としつかりと議論を重ねていただきた

いと思ひますし、私たちもしつかりとかかわつて

いきたいと思つておりますので、よろしくお願い

したいと思ひます。

これは答弁は結構でございますが、ぜひとも法

務省におかれましては、子供たちの人権を守ると

いうことで、例えば学校の教育の分野であつた

指すということにしております。また、予期しない妊娠等で悩む妊婦に対して、産科への同行支援等によりその状況を確認して関係機関につなぐ事業、こういった事業も実施しております。

また、冒頭、大臣からも答弁申し上げましたけれども、戸別訪問して家庭の相談支援を行うために、乳児家庭への全戸訪問事業、これは生後四カ月までの乳児のいる全家庭の訪問でございますけれども、これによる養育環境の把握、それから、そこで特に支援が必要だという家庭に対しては、また個別に訪問する養育支援訪問事業といったことも行っております。

さらに、DVとの関係でございますけれども、本法案には、DV対策との連携強化のために、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員につきましては児童虐待の早期発見に努めることといたしまして、児童相談所は、DV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるということで、そういう意味では、DV対策と虐待対策の相互連携の規定も盛り込んでおります。

こうした取組によりまして、子育て等に悩み、孤立しがちな家庭を早期に発見し、適切な支援につなげることで児童虐待の予防を図る、あるいは子供の健全な心身を育成する社会をつくるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

特に、孤立している家庭に支援をしていかなければいけないと思っておりますが、しかし、そういった家庭に支援がなかなかいかないというのが現状かと思っております。そういったことから、身近なところで、例えば市町村でしっかりと相談できる体制の充実も重要であると思われ、また、先ほど戸別訪問ということもございました。アウトリーチ、訪問型のこういった支援が大変に重要になってくるかと思われ。ぜひ、このような観点で、引き続き細やかな支援をお願いしたいと思われ。

また、ちよつと御紹介させていただきたいと思われ、これは全国国公立幼稚園・こども園長会から同った話でございますが、子育てのための教材、パンフレットをつくりまして、例えば子供たちとどのように遊ばないのか、かかわらないのか、そういったことを保護者の皆様へアドバイスするという取組をさせていただいております。ですので、こういった子供とのかかわり方、子育て支援ということで、いろいろな方々から御協力をいただきながら、親への支援ということもしっかりと進めていく必要があると思われしております。

そういった意味で、文科省もそうですし、また、先ほども申し上げました法務省、しっかりと連携をとっていただいて、社会全体で子育てを応援していく、子供たちを守っていくという体制にぜひとも引き続き取り組んでいただきたいと思われ、要望ばかりで恐縮ですが、よろしく願われたいと思われ。

その上で、具体的に、児童相談所の体制強化ということで、次の質問に入らせていただきたいと思われ。

野田市の事例も含めまして、児童虐待の大きな課題といたしまして、連携ということが取り上げられるかと思われ。

児童相談所や学校に虐待の事実を把握されたことをきっかけに、ほかの地域へ転居を繰り返すという親も多く、そういった場合、転居元の児童相談所は転居先の児童相談所に引き継がなければならぬ、その際、虐待の危険性が十分に共有されず、対応がおくれ、取り返しのつかない事態となるのが懸念をされております。全国の児童相談所間のみならず、市区町村との間の情報共有も、基本的に今、紙ベースで行われると伺っております。これでは、短期間で転居を繰り返すような緊急性の高いケースなどには迅速な対応ができないと思われ。

そこで、私たち公明党としまして、二月に取りまとめました提言の中にも、全ての都道府県、市町村で情報共有システムを速やかに構築して対

応していくべきだということで盛り込ませていただいておりますが、この件につきまして、厚生労働省の見解をお伺いしたいと思われ。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。児童虐待の対応に当たりまして、支援の対象としている家庭が転居する際に、自治体間のケースの引継ぎをしっかりと、これは必要不可欠でございます。それをより効率的に引き継ぐためには、ICTを活用したシステムを使用することが有効だと考えております。

このため、今年度の予算におきまして、まず今年度でございますけれども、同一の都道府県内での児童相談所と市町村の情報集約や共有を可能とするようなシステム構築、これを支援するため必要な予算、費用を計上しております。まずは、それが財政面でございまして、それから、このシステムで扱う情報の項目も含めて、国が標準的な仕様をガイドラインとしてお示しする予定でございます。これによりまして、今後、都道府県等でも構築されるシステムの標準化を図っていく、そういうことを想定いたしております。

これは、今年度の取組でございます。これは、そういう意味では、県内の各市町村との県内での情報共有というところがまずベースです。さらに、この情報共有システムを活用いたしまして、都道府県間で情報共有を行うことも検討すべき課題というふうに考えております。そういう意味では、一定の標準仕様を示すわけですが、その標準仕様をもとに県間の共有も可能にしていく、これが次の課題だというふうに考えております。

これは次のステップでございますけれども、そういうことも視野に入れたら、より効率的に情報共有を行うことができるシステムの構築に努めてまいりたいと考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。段階的に取り組んでいただけたらというところでございまして、やはり、今おっしゃっていたいただきましたが、運

用に当たりましては、全国統一で、都道府県を越えても、また市町村をまたいだとしてもしっかりと対応できるように、国におきましてルール、ガイドライン、基準をつくっていただくということでございますが、いずれにしても、速やかな対応をお願い申し上げたいと思われ。

続きまして、児童相談所の体制強化ということで、政府は昨年十二月に決定しました児童虐待防止対策体制総合強化プランにおきまして、二〇二二年度をめどに児童福祉司を二千二十人程度増加するというところで発表されております。

今回の野田市の事案でも明らかになりましたが、一つの児童相談所が抱える児童虐待事案の件数は膨大でありまして、また複雑でもございまして、そういったことから、特にまた大都市におきましても、十分な数の児童福祉司を確保できないという実態がございまして、

そういった中で、児童福祉司の増員を目指すということで、どのように人材を確保し養成していくのか、副大臣の方に御答弁をお願いしたいと思われ。

○大口副大臣 鰐淵委員にお答えをさせていただきます。

今御指摘をいただきました新プランにおきまして、二〇二二年度を目標して二千二十人の増加、そして二〇一九年度には千七百人増加をさせていくということ、今進めているところでございまして、

これによりまして、現在三千人の児童福祉司を二〇二二年度には五千人体制とすることによって、児童福祉司一人当たり業務量を、児童虐待相談及びそれ以外の相談、非行、養護、障害を合わせ五十ケース相当だった配置基準を四十ケース相当となるよう見直しを行い、児童福祉司の業務量軽減を図ることとしております。

また、自治体における専門的な人材を確保するということを国としても支援するために、自治体の採用活動を支援するための補助を行うほか、採用のみならず、児童相談所における組織としての

専門性を確保することが重要であると考えておいて、積極的に児童相談所配属経験者の再配置、児童相談所OB職員の再任用等を行うこと、また、個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるような人事異動サイクルで人事配置を行うことなど、自治体で工夫が進むよう周知をしていきたい、さらには、日本社会福祉士会等の専門職団体に働きかけを行ってまいりたい、こういうふうと考えております。

専門性の向上につきまして、本法律案に、児童福祉司及びその指導を行うスーパーバイザーの任用要件の見直しを盛り込んでおりますし、また、今年度の予算におきましては、平成二十八年度改正により義務づけられた児童福祉司の任用後研修等の実施費用の補助を継続するとともに、児童相談所職員等の研修センターを全部一カ所から二カ所に拡充する、国が主催するブロック単位の児童相談所職員への研修の開催といった方策を講じ、資質の向上を図ってまいりたいと思っております。

〇鰐淵委員 ありがとうございます。
今後、数と質の確保ということで、大変に大きな重要な課題になってくるかと思っております。現場の皆様の声の伺いながら着実に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

また、今回の法改正の中で、児童相談所が措置決定やその他の法律関連業務について常時弁護士による助言、指導が受けられるように、都道府県には弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととなります。この件につきましても、本会議におきまして富田議員の方から、弁護士の積極的な関与につきまして質問がございました。

特に、職員が判断に迷うとき、また威圧的な態度で迫られたとき、そういったときに後ろ盾になる弁護士がいらっしゃることによって、法に守られた中で対応できるということ、職員の間にも安心して対応できると思えますし、また実際に子供たちを守るという、そういったことができるかと思っております。

また、今回の野田の事件を受けまして、学校現場、教育現場の方からも御意見をいただきました。

私たちは、児童虐待やいじめ、不登校に対応する知識がまだまだ足りない、また情報も足りない、そういった中で、虐待やいじめなどに対応するに当たって相談できる窓口が身近にあるといったこと、ぜひとも、例えば教育委員会に窓口を設置して、そこに弁護士にいていただけて相談ができるような、そういった体制もつくっていただきたいということで、学校現場からもこのような声をいただいております。

特に学校現場におきましては、いじめや虐待、さまざまな問題も抱えておりますし、法律の知識が必要になってくるかと思っております。学校におきましては、いわゆるスクールローヤーということになるかと思いますが、こういった弁護士の方の役割、必要性も強く感じているところでございます。

児童虐待防止に向けまして、弁護士の関与が大変に重要と考えますが、厚生労働省と文科省にそれぞれ御見解、お取組をお願いしたいと思っております。

〇濱谷政府参考人 お答えいたします。

この間のさまざまな事件を踏まえまして、御指摘のとおり、例えば威圧的な保護者への対応、それから措置決定、措置決定の際には家庭裁判所の関与があることもございます、そういったことなども踏まえまして、児童相談所におきまして法的な知見を踏まえた対応ができることが重要でございます。

まず、二十八年改正児童福祉法におきまして、「児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」という規定があったわけでございますけれども、今回の改正では弁護士の関与をもう少し濃密にしております。

具体的には、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、「常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童

相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」と、こういう規定に改正しようということとでございます。これは、児童相談所におきまして弁護士から日常的に法的な助言、指導を踏まえた対応をとるための体制整備、こういったことを想定しております、これによりまして体制整備が促進されるものというふうに考えております。

また、本年三月の関係閣僚会議の決定におきましては、今後、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充、こういったことを盛り込んでおります。

こういったことも踏まえまして、今後、児童相談所において法的知見を踏まえた体制整備がより促進されるよう努めてまいりたいと考えております。

〇丸山政府参考人 お答えを申し上げます。

委員から、スクールローヤーについての御指摘をいただきました。

学校が、虐待やいじめ等の児童生徒を取り巻く問題について、弁護士に相談をし法的なアドバイスを受けることは有効であるというふうに考えております。

文科科学省では、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識経験に基づき、学校における教員からの法的相談に対応する体制の整備や、法的側面からのいじめ予防教育に関する先進的な取組を開発するため、いじめ防止等対策のためのスクールローヤー活用に関する調査研究を現在実施しております。

具体的には、虐待やいじめ等の児童生徒を取り巻く問題への法的な助言、法的側面からのいじめ予防教育、いじめ問題への法令に基づく対応状況の確認を行い、調査研究結果の施策への反映を通じて虐待やいじめ等の諸問題の効率的な解決等に資することを目指すものであります。

文科科学省といたしましては、虐待事案におけるスクールローヤーの活用が期待をされていることに鑑み、調査研究の成果も踏まえつつ、日弁連等とも連携協力の上、適切に対応してまいりたい

と考えております。

〇鰐淵委員 ありがとうございます。
それぞれ、弁護士の関与ということで御答弁をいただきました。言うまでもありませんが、いずれも重要なことは、ただ単に問題やトラブルを解決すればいいということではないと思っております、現場のことをよくわかっていただいている、また子供のための対応をしてくださる弁護士の方が大変に重要になってくるかと思っております。ぜひともそういった点も注視していただいて、弁護士の方にかかわっていただくということで、お取組の方よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

では、幾つか質問を用意していただんですが、申しわけありません、ちよつと時間がなくなりましたので、最後、大口副大臣に質問をして終わらせていただきたいと思います。

今回の事案の一つの課題ということで、先ほども、連携ということで、児童相談所間の連携についての質問をさせていただきました。

最後に伺いたいのは、児童相談所また学校として警察、こういった連携がどうだったのかということ、しっかりと今回のことも含めて総括をしていただいて、二度とこういった事件が起こらないような取組、この連携についてしっかりと総括をしていただいた上で今後どうしていくのか、これが大変に重要になってくるかと思っております。このことにつきまして、最後、副大臣の方に御答弁をお願いしたいと思います。

〇大口副大臣 昨年三月に五歳の結愛ちゃんが見学旅行中にいじめられたことを受けまして、児童虐待防止について政府が一丸となつて取り組むため、昨年七月に緊急総合対策を取りまとめました。それにもかかわらず今回のような事案が繰り返されたことはまことに残念であり、厚生労働省といたしましても事態を深刻に受けとめております。

このため、本年二月と三月の関係閣僚会議において、児童虐待に係る情報について、学校及び教育委員会に開示の求めがあった場合に児童相談所

等と連携して対応すること、学校及び教育委員会
は、保護者の威圧的な要求に対して児童相談所、
警察等と共同して対処することなど、児童相談所
と学校、教育委員会、警察の連携強化に係る内容
を盛り込んだ対策を決定したところでございま
す。

また、本法案には、学校の教職員や警察官に対
する守秘義務の規定を盛り込むとともに、関係機
関との連携を妨げるものではない旨を明確化し、
積極的な連携強化につながるようにしております。

厚生労働省と文科省で、今、この虐待防止につ
いて共同のプロジェクトチームも設定して、浮島
副大臣と私で対応しているところでありますけれ
ども、しっかりとこの三者間の連携を図ってまい
りたいと考えております。

○鰐淵委員 時間となりましたので終わります
が、二度とこういったことを起こさない、その強
い決意で最後まで取り組んでまいりたいと思いま
す。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 立憲民主党・無所属フォーラムの阿
部知子です。

本日は、児童福祉法並びに児童虐待防止法、そ
してDV防止法の改正、与党案、野党案それぞれ
に、どうすれば子供たちの不幸な事案を防げるか
ということで提出をされまして、熱心な御論議の
ことと思います。

早速質問に入らせていただきます。

大臣にまず冒頭伺いたいと思うのですが、
大臣のお手元に、いわゆる社会的養護全般にか
わる日本の予算の対GDP比というものが出てご
ざいます。

これは、平成二十六年年度の厚生労働児童福祉問
題研究事業において発表されたもので、実は厚労
省みずからのものと思つてよいと思いますが、こ
こに挙げられた国々、これは半分しかちよつと入
れてございませんが、日本、英国、ドイツ、デン

マーク、スウェーデン、ルーマニア、アメリカな
どと並べて見ますと、日本の社会的養護の費用の
格段の低さ、桁が二桁違うということが浮かん
でくると思われます。数値で言うと、この時点で〇・
〇二％。ちなみに、ドイツで〇・二三、十倍、デ
ンマークで〇・七五、三十倍ほどであります。

もつと高いところでは、アメリカはちよつととり
方が違いますが、二・数％となっております。
そういったしますと、大臣、そもそも、ここに
いるみんなは熱心に社会的養護を充実させよう
と思つて審議に臨んでいるわけですが、この大枠は
いかに何でもひどい。私は、日本は子供を大事に
しない国なんだと、はつきり言つて、この数値
を見て思います。

実は、平成二十六年が対GDP比で〇・〇二
％、予算にいたしますと千三十二億。これは、平
成二十六年の指標になったものを挙げて千三十二
億。そして、令和元年が千六百九十八億で、対G
DP比は〇・〇三％と、〇・〇一上がった。これ
は、私が思いますに、塩崎大臣は社会的養護に大
変熱心でありましたから、熱心なところで上がつ
て〇・〇一％。でも、私は評価したいと思うん
です。

根本大臣に冒頭お願いですが、やはりこの費用
では、この予算では、至るところで子供たちの問
題、特に社会的養護、今、子供たちを育てる家庭
の力も落ちてきている、どうしても社会的養護が
不可欠であるという中で、圧倒的に不足でし、
破格に充実されねばならないと思つますが、冒
頭、御答弁をお願いいたします。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕
○根本国務大臣 御指摘の国際比較データにつ
いては、各国の社会的養護関係予算の定義が異なる
ことから単純に比較することは困難であるという
こともありますが、これらのデータの比較の中
で、今御指摘のとおり低水準にあるのは事実であ
ります。

厚生労働省としても、保護者による養育が困難
又は適当でない子供が安心して適切な養育を受け

られるよう、社会的養育の充実が極めて重要な課
題だと考えています。

今年度予算においても、里親家庭の相談支援に
関し、子供と里親家庭のマッチングなどを行う民
間の里親養育包括支援機関、民間フオスターリン
グ機関に対する補助を大幅に拡充いたしました。ま
た、児童養護施設における小規模かつ地域分散化
された生活単位における養育体制の充実、あるいは
施設職員のプラス一％の処遇改善を始め、社会
的養育関係予算の充実を図っております。

今後、全ての子供が健全に養育されるよう、
財源の確保とあわせて社会的養育のさらなる充実
に頑張つて努めていきたいと思つます。

○阿部委員 私は、この数値を見たときに、た
だ低いだけでなく、超低い、格段に低い、破格に低
い、とんでもないと思つていただかないと、いろ
いろな対策は進まない。本当に今、日本が少子化
だと言われ、にもかかわらず、子供たちが虐待で
命を落としていく、この状況を何とか変えたいと
強く大臣にも自覚していただきたいと思います。

そして、もう一つの特徴ですが、各国の社会的
養育に係る機関というところも見ていただきます
と、一つの大きな特徴として、やはり市町村の役
割、特に北欧諸国を見ていただきますと、市議会
の中に子ども・青少年委員会が設けられたり、あ
るいは子ども福祉の委員会が自治体に設置され
たりということ、地域の大事な宝としての子供
たちをどう守るかということに力点を移してお
ります。

実は、日本の子供たちの社会的養護政策にお
いても、平成二十八年度の改正で、それ以前も、さ
かのぼる十年ほどの間に、例えば平成十七年から
は児童虐待相談が市町村窓口で行われるように
なったり、平成二十八年年度、子育て世代包括セン
ターができた、また二〇二〇年度までには全市
町村に必置とされる支援拠点ができたりというこ
とで、シフトはしておりますが、さはさりなが
ら、私は、さきの対GDP比のあの低い予算で
は、とても市町村もこれを担つていけないと思

ます。大臣にこの点の認識を伺います。

○根本国務大臣 児童虐待については、発生予
防、早期発見、児童虐待発生時の迅速的確な対
応、被害児への自立支援を切れ目なく一連の対
策として講じていくことが重要であります。特
に、発生予防、早期発見や児童虐待発生時の迅速
的確な対応においては、市町村も極めて重要な役
割を担っております。

このため、昨年十二月、新プランを策定し、二
〇二二年度末までに、子供や家庭に対する相談支
援を行う市町村子ども家庭総合支援拠点を全市町
村に整備するとともに、要保護児童対策地域協議
会の進行政管理事務を担う調整担当職員が全市町村
において常勤となるよう配置を進めていくことを
決定いたしました。

これに基づいて、市町村の体制強化を図るた
め、今年度から地方交付税措置を講じておりま
す。引き続き必要な支援に努めていきたいと思
います。

このほか、本年三月の関係閣僚会議決定に基づ
いて、市町村における訪問支援や地域における支
援体制の構築を進めるための取組について、概算
要求に向けて検討を進めていきたいと考えていま
す。

○阿部委員 私が申し上げたいのは、交付税措置
だけで足りるのかということなのです。後ほど、
中核市における児相の設置の問題にかかわつて、
この問題を再度取り上げさせていただきますが、
例えば安倍総理は、待機児童問題では、いわゆ
る、産業界に拠出金をお願いして待機児童をなく
すための予算というので組んでいくわけです。こ
れはうまくいっていませんけれども、正直なと
ころ、企業主導型保育事業は、でも、私は、そこ
にあるものは、緊急性を持つてそこにきちんと枠
づけた予算をつくらないと、子供の虐待事案へ
の対応はできない、特に、後ほど申し上げます
児童相談所はそうだと思いますので、また別途取
り上げさせていただきます。

次いで、子供の意見表明ということについてお

尋ねをいたしますが、実は、今回、心愛ちゃんの事件がございましたが、それに先立って、昨年の三月、結愛ちゃんの事件がございました。五歳の女の子が、もうお願い、許してという言葉を残して亡くなっていった。そして、今度の心愛ちゃんの事件が、お父さんに暴力を振るわれています、先生助けてという言葉を残して亡くなられていった。

この二つから私たち政治が受けとめるべきは、子供の声を受けとめられる仕組みをどうつくっていくかということであろうかと思えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、一九九四年に批准された子どもの権利条約のつとめて、実は平成二十八年年度の児童福祉法の改正では、子供の権利のつとめという言葉と、子供の意見の表明の尊重ということが初めて法文上であつたわけでした。以降、平成二十九年八月、新しい社会養育ビジョンにおいても、また平成三十年の子供の死亡事案の検証報告においても、子供の声をどうやって受けとめていくかということの重要性が指摘されておるところであります。

さて、政府にあつては、この子供の意見表明ということにどのように対応していくのかということと、現時点での対策を教えてください。

○根本国務大臣 子供の意見表明の尊重という観点から、あるいは子供の意見を受けとめるという観点で、子供の権利擁護の仕組みを構築するために、昨年度、都道府県等が、児童福祉審議会を活用して、子供の意見表明等の仕組みを設けるためのガイドラインを作成する調査研究事業を行いました。

このガイドラインは、都道府県などが、児童福祉審議会の子供が意見表明することが出来る仕組みが推進されるよう、児童福祉審議会のもとに部会を設置し、子供の意見表明を支援する支援員を配置すること、子供の意見について支援員が聞き取りを行い、子供の意見表明をサポートすることなどのモデル的な枠組み例を示したものととなっております。

今後、自治体において参考となるように、ガイドラインを周知し、取組を支援していきたいと考えております。

○阿部委員 大臣のお手元の資料二枚目を見ていただきたいですが、これが、今大臣御答弁の、児童福祉審議会を活用した子供の意見表明モデルであります。幾つかのモデルがあるのですが、子供から直接に行くものとして、電話やはがき等で児童福祉審議会に意見表明をする。

ちよつとあり得ない。子供が児童福祉審議会にお手紙を書く、結愛ちゃんや心愛ちゃんの声があるという形で届くということ、私はちよつと甘過ぎると思えます。こういう児童福祉審議会を活用するとしても、子供たちの声をどのように拾っていくかということ、もう一つも二つも工夫と制度が必要だと思えます。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、一九九九年に、兵庫県川西市というところにおいて、子どもの人権オンブズパーソンという制度が市の条例によってつくられました。オンブズパーソンとして、行政機関とは独立した第三者機関として、子供たち、例えば学校のいじめ、あるいは場合によっては虐待ケースもあろうかと思えますが、そういうことについて調査権限も持ち、あるいは是正勧告することも提案できるという制度で、現在、日本全国で三十四余りの自治体に設置をされております。

私は、この児童福祉審議会を活用するとしても、ここに必要の問題が身近なところから上がり、学校のいじめなどもそうですが、そのどこかに問題があるかというようなことで、何を是正すればいいかということも含めて、こういうオンブズマン制度との連携ということが具体的に現実的だと思えます。大臣はいかがお考えでしょう。

○根本国務大臣 今、川西市の事例の御紹介がありました。子供の意見表明権を保障する仕組みについては、平成二十八年児童福祉法改正の附帯決議で、「自分から声を上げられない子どもの権利を保障

するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討する」とされております。

また、昨年行われた、社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおいて、全ての子供の意見表明権を保障するアドボケート制度の構築を目指すべきだという議論をいただきました。このワーキンググループの中でいろいろ意見が出ておりますが、例えば、乳幼児も含め子供の声を代弁し届け、子供の最善の利益を実現するアドボケートが必要、あるいは児童福祉司とは別の独立した第三者性のあるアドボケーターが必要等々、さまざまな意見がありました。

本法案の附則において、児童が意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築などのあり方について、施行後二年を目途として検討することとしております。

このような仕組みの一つとして、今委員からお話のあった、御指摘のオンブズマン制度なども考えられるものと理解しておりますが、いずれにしても、今後は、海外における事例を含む先行事例の研究を行うなど、有識者による検討の場を設け、まずは、施設入所の措置等の対象となつてくる児童の意見表明を支援する仕組みの構築について検討していきたいと思えます。

○阿部委員 オンブズマンとかオンブズパーソンとかアドボケートとか、みんな横文字なので、私は、大変わかりにくいし、混乱していると思うんですね。

オンブズマンというのは、大臣の手元の三ページ目にありますけれども、子供の人権問題について相談ができるということで、そこから、オンブズパーソンが独自に入手した資料等々に基づいて調査もできて提言ができるという機能であります。大臣がおっしゃったアドボケートは、傾聴、聞く、寄り添って聞く、子供の声に耳を傾ける、これも重要な機能なのです。両方要するということなのです。

大臣が今、アドボケート制度について御答弁をくださいましたので、実はこの制度は、例えば二〇〇二年、イギリスでは、各自治体に、自治体とは別途、第三者機関としてアドボケート制度を置いて、例えば社会的な不利益を抱えた子供たちの意見を常に聞くための仕組みをつくる、傾聴する仕組みをつくるということで法定化されております。

ちなみに、自民党の皆さんの児童の養護と未来を考える議員連盟並びに私も参加した超党派の児童虐待から子どもを守る議員の会で、二〇一九年の二月に大臣のところに申入れに参りました。この申入れは、今おっしゃったように、このオンブズマン制度も法定化していただいて、例えば各自治体に置くということを法定化していただくということでもあります。

私は、亡くなられた結愛ちゃんや心愛ちゃんが今一番求めるものはこれなんだと思えます。とにかく声を聞いて。私たちは、逆に、この二人の死によって重大なことに気づかされ、そういう機能が身近にないんだということを改めて突きつけられていると思えます。

何度も申しませんが、超党派の議員連盟で伺いました。自民党内でも必要性の自覚が強くありなところがございますので、モデル事業云々ではなくて、早急にやれるところからやる、加速する。

オンブズマン制度も、先ほど申しましたように、三十四の自治体が既に取り組んでおります。もう二十年になります。しかし、これもまだまだ、全国の自治体数に比べれば。

とにかく、これから児童虐待の主戦場が市町村であると考えた場合に、例えば児相に送致されたお子さんに、児相の中ではなくて別途声を聞く場がなければ、その子は本当の心を隠したまま暮らしていくことになるかもしれないということでもあります。

オンブズマン制度もあるいはアドボケート制度も早急に必要とされているということで、大臣には、その認識を再度確認させていただきます。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○根本国務大臣 委員の御紹介のあったイギリスのアドボケート制度、二〇〇二年に導入された、私も多少そこは勉強しておりますが、子供の意見表明権を保障する仕組み、これは、本法案の附則において、施行後二年を目途として検討することとしております。

先ほども答弁をいたしました、今後、海外における事例を含む先行事例の研究を行うなど、ちよつと繰り返しになりますけれども、昨行われた、社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおいても、全ての子供の意見表明権を保障するアドボケートの制度を構築を目指すべきということも議論をいただいておりますし、委員の御指摘のオンブズマン制度なども考えられ得るものと理解しております。

いずれにしても、海外における先行事例の研究を行う有識者による検討の場を設けて、まずは、施設入所の措置等の対象となっている児童の意見表明を支援する仕組みの構築について検討していきたいと思っております。

○阿部委員 私が申し上げるのは、施行後二年では遅過ぎるんです。三十二年に施行して、あと二年、今から五年ですよ。どれだけ子供が死ぬでしょう。

それから、先ほどの死亡事案の分析の中でも指摘されていることなのです。やれるところからやっていく。モデル事業ばかりやっていて、子供を死なせないでほしいんです。

私は本場に、大臣は先ほど御答弁になりました、児童相談所の中に、そういう中というのか、入る子供たちにそういう機能の窓口をつくってあげてほしいんです。やれるところからやれば、その分、子供たちが助かると私は思います。

引き続き、児相や養護施設に関連する性暴力についてお伺いをいたします。

大臣、めぐって四ページ目を見ていただきたいのですが、これは、そもそも児童虐待相談の対応件数及び虐待相談の内容という厚生労働省が出して

おられる資料で、平成二十九年度で十三万三千七百七十八、そのうち性的虐待は一・一％となっております。

私は小児科医でありますので、子供たちのいろいろな相談に乗ってもおりますが、私の実感から見ると一桁も少ない。なぜ、報告される件数の中でこれだけ少なくなってしまうのでしょうか。

例えば、大臣も御承知のように、今度の心愛ちゃんのケースでも性虐待が潜んでいた。あるいは、十九歳の女性が父親から、準強姦罪という形で訴えられたけれども、これが無罪になったけれども、中学時代から、もつとさかのぼればもつと前かもしれない、性虐待を受けていた。潜在化し、わかりにくく、そして、子供たちには魂の殺人と言われるような傷を残すことであります。

まず、この集計の仕方について、私は、なぜ性的虐待はこんなに少ないんだろうとずっと疑問に思っておりますが、伺いましたところ、主な相談原因ということで、例えばDV、心愛ちゃんもそうですが、物理的な暴力の方が先に来ればさらに集計される。性虐待の有無と普通に聞いただけじゃわからなくて、十回も二十回もその子に添って聞いていかないと出ないものであります。

こういう集計のとり方をひとつ改めていただけないか。やはりおかしいと思う。実態が浮かばない。いかがですか、大臣。

○瀬谷政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、この相談対応件数でございませけれども、主たる要因ということで一つ書いていただくと、主たる要因として、そういう意味では、御指摘のような複合的なものについては、身体的なものの中にそういうものも含まれているという可能性はある統計でございませ。

この統計のあり方でございませけれども、これは、御指摘の問題意識もよくわかるところでございませけれども、簡素効率化とか事務負担という問題もございませので、どのような対応が可能か検討をさせていただきたいと思ひます。

○阿部委員 政府がとる統計というのは非常に重

要です、統計不正問題もありましたけれども。そこで、問題として対策しなきゃいけない基礎になるわけです。

私が先ほど来、また大臣もその方向に御意見がありましたアドボケート制度などがあれば、そのことによつて、子供はそこで、ぼつりぼつりと子供に起こったことを話してくれるということもあります。

私は、今の体制の不備がこうした結果しか出してない。そして、加えて、そのことが何に結びついているかという、先ほどの、いわゆる社会的養護施設、児童養護施設や一時保護施設あるいは児相などで、数多く報道されております、施設内の性虐待だと思ひます。

三重でございませ。三重県、二〇〇八年から二〇一六年まで、県下の施設で一体どれくらいの性虐待があつたろうということで、九年间で百十一件という報告をなさいまして、それが昨年の四月のことでした。

それを受けて、厚生労働省が養護施設等々を調査されました。回答率が七十数％だと思ひますが、七百六十三施設から回答を得て、例えば六百八十七件の性的な子供同士のケースがあつたとして、その多く、八割が児童養護施設で起きていて、その年齢などを見ましても、十歳未満が三五・九％と多く、また十四歳から十六歳が一七・三％だつたと。

もちろん、性被害という、例えば思春期に性的ないろいろな変化が起きてということに思われがちですが、実はそうではなくて、子供自身が、いろいろな虐待経験の中で、自分が被害者で居た場合、とりわけ性虐待あるいは面前三DVなどに直面した子供は、今度は支配の形態として性暴力に及ぶということもございませ。

私は、政府の行った調査、ここに、子供間の性的暴力の事案への対応という厚生労働省子ども家庭局の通達が出ておりますが、大臣のお手元にもございませ。裏には結果の新聞記事もございませが、これを見てみると、どう施設内で対応するか

に力点が置かれて、その子供たちの背景、なぜそうなつてしまつたかということに言及されたり、あるいはその声を聞く仕組みが整っていないと強く思ひます。子供たちを管理していくためのものではなくて、子供たちを人間的に、成長をサポートするためのものでなければ私は性被害もとどまらな思ひますが、大臣の御認識を伺ひます。

○根本国務大臣 まず、御紹介をいただきました調査研究、これについては、今年度も、得られたデータを活用して分析等を行つて、問題発生者の潜在リスクの予測や予防策など、個々の現場で取り組むことのできるマニュアルやチェックリストなどを策定することとしております。

また、子供が安心して意見表明できる環境を整えること、これは、委員からもさまざま御指摘がありました。これは重要であると認識しております。昨年四月に、都道府県や施設等に対して、意見箱や第三者委員に相談する仕組みがあることなどを改めて子供たちに周知していただくよう依頼をいたしました。

さらに、先月二十六日のこの調査研究結果の公表に合わせて、性教育の実施など、今回の調査で聞き取つた施設の取組事例を参考に、未然防止や早期把握を徹底すべきこと、あるいは、今御紹介がありましたけれども、事案を把握した場合の児童相談所や保護者への報告と、被害者に対する安全確保や専門的ケアを確実に実施すべきことを改めて周知いたしました。

これらの取組を周知し、委員からもいろいろ今御意見、御指摘がありました、これからも、子供の意見表明の確保や、子供の間の性的な問題発生を未然防止を図つていきたいと思ひます。

○阿部委員 私が大臣にお願いしたいのは、性虐待に加つた子と加わらなかつた子、何が違うのか、リスクファクターとかを分析するのではなくて、全ての入所する子供たちに丹念に寄り添つて、アドボケートしてその子の背景を聞いてあげるところからしか解決がないということでありませ。大臣にも御理解いただいていると思ひます。

で、そのような手法を専らにしていたと思いますが、そのために必要な仕組みとして、私も野党で、性暴力被害者支援センターというものを、法案としてもう二年も前に提案しております。

これは、医療機関も加わって、特に大阪のSACHICOという医療機関、ここには小さい子供向けのサチッコというのございまして、子供の診察から、どういう状況にあったのというヒアリング、あるいは司法面接まで医療機関の中で、医療機関が加わりながらできる仕組みでござい

私もが性暴力被害者支援センターを求め続けている、法案の審議もされず、加えて、県に窓口があるというふうにも御答弁されます。しかし、子供は県の窓口と言っていくことはできません。例えば、児相で、そういうことを疑われた子供さんをどこに連れていって、診察したり聞いたり、それから気持ちのケアをするかということにおいて、子供の権利センターあるいは性暴力被害センター、医療機関に伴う者が必要です。

子供は、自分の身体に極めてネガティブな、自分ではだめなんだ、例えば傷つけられた、汚れたんだと、自己否定的になってまいります。自己肯定感を持ってない子供になれば、当然、その後も、生きていくのが本当に大変になります。

ぜひ、性暴力被害者支援センター、与党でも、前向きに取り組んでいただきたい。これだけ性暴力が横行して、恥知らずの国になると思いますが。大臣の御答弁を伺います。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

ちよつと、性暴力被害センターについてのコメントは、所管の問題もございまして、差し控えておきたいと思っております。子供の権利擁護センターといえましょうか、虐待を受けた子供に対する調査などの面接と医療的な診察、これを一緒にするというようなことについては、そういう事例もあるということは承知しております。

特に、性犯罪に遭ったお子さんなど、心に深い

傷を負った子供の支援に当たりましては、被害児童にとつて二次被害とならないような十分な配慮や適切な治療が重要だというふうに考えております。

さまざまな子供の心の問題、あるいは被害児童の心のケアにつきましては、今の厚労省の枠組みでいいますと、子どもの心の診療ネットワーク事業というものがございまして。これは、都道府県等が指定する拠点病院を中核といたしまして、地域の医療機関や保健所、児童相談所、学校等の関係機関が連携して、地域における子供の心の問題等に、医療対応も含めてですけれども、対応する体制の整備ということでございます。

こういった取組を進めますとともに、御指摘のような先進的な事例も含めまして、子供の心理的負担の軽減の観点から、今後、どのような取組ができるか、研究してまいりたいと考えております。

○阿部委員 性暴力被害者支援センターが厚生労働省にかかわらないわけではないのです。法案は内閣に出しておりますが、医療機関が関係いたします。

そして、大臣に、今ほどの御答弁が厚労省の認識であるならば、二つの機関を視察に行つていただきたい。一つは、伊勢原にある子どもの権利擁護センター。これは、性被害のお子さんの身体的な診察と、司法面接と、寄り添うアドボケートをやつておられます。あと、先ほど御紹介した大阪のSACHICO。これも、性暴力被害センターとして、日本の中で一番充実をいたしております。

私は、そういう取組がきちんと日本の行政の中にないことが、これだけ子供たちの性暴力を潜在化させ、救われない状態をつくつていっていると思ひますので、お時間、多忙と思いますが、二つ、よろしく願ひいたします。御答弁はもう、うなずいていただきましたので、結構です。

次に、中核市における児童相談所の設置についてお伺いをいたします。

実は、平成二十一年に地方分権一括法が成立する以前は、児童相談所というのは、人口五十万人当たりに一カ所という目標をもつて設定されておつたものであります。しかしながら、平成二十一年の段階で実は六十万人に一カ所、平成三十年の段階でも六十万人に一カ所。

すなわち、この十年間は、地方分権一括法以降、そういう基準を置かないでやつてきたけれども、現状においてはほぼ進んでいないということですが、今度は参酌すべき基準として法案に出ておりますが、それとて九年後であります。法施行が三十四年、令和四年から五年たつたらもう九年、今から十年後。

私は何度も申しますが、もうスピードアップしないと間に合わない。大臣、これは、いかに何でも私はひどいと思います。

例えば、地方分権一括法の中で、命にかかわるような緊急の事態というのは分権ということを上回るというふうなことも、きちんと述べられておると私は思います。大臣のお手元の最後の資料ですけれども、国民の生命身体への重大かつ明白な危険に對して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされるものは、いわゆる分権法以降も残るんだという理解でございます。

にもかかわらず、分権法はできた、そして枠も外して何十万人に一つというのもなくなくなった、でも、全然、一切と言つていいほど。中核市は、ついでにだつて、三つ目が明石市に四月一日からできました。奈良市も準備をさせていただいている。でも、まだまだです、正直言つて。こうした事態について大臣はどうお考えか。

私は、いかに何でも、基準をつくるのが施行後五年なんていうのじゃとても待つていられないと思ひますし、そもそも、塩崎大臣のときの御答弁、平成二十八年段階で、中核市と特別区は五年以内に全て設置できるようにサポートしていかなければいけない。二十八年で五年だから三十三年ですよ、どう見ても。令和三年ですよ。で

も、全くこのことについて前向きじゃないと思いますが、大臣の御答弁をお願いいたします。

○根本国務大臣 今委員が御紹介いただきましたように、この児童相談所、ふえてはきています。ただ、全国平均すると、現在、人口約六十万人に一カ所設置されているという状況にあります。

このような状況、あるいは児童相談所の管轄区域が大き過ぎることによつてきめ細やかな対応を行うことが困難になつていっているのではないかと。ことなども踏まえて、本法案において、児童相談所の管轄区域について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする旨の規定を新設することにいたしました。

具体的な基準設定、これは今後、地方公共団体等とも協議しながら検討していく予定であります。が、いずれにしても、虐待予防、早期発見から虐待発生時の迅速的確な対応を切れ目なく行うとともに、一つ一つのケースに對して一層きめ細やかな対応をとることが可能となるように検討していきたいと思つております。

○阿部委員 大臣はそう御答弁されますが、設置は先送りされているだけなんです。私は、もつと積極的な打つ手があるかと思ひます。

例えば、奈良市。今度ですが、児童相談所と一時保護施設を合わせると、大体施設だけで六億。それに対して国が半分の補助があるということですが、補助率のかさ上げだつてできるわけです。だつて、緊急なんです。本当に、漠然とやらなくて、やはり人と金なんです。大臣もおわかりと思ひます。

あと、特別区。これは、つい平成二十八年の改正で置くことができることとされて、今進んでおるところであります。中核市は平成十六年から置くことができる規定で、進んでいない。地方財政が厳しいということが背景にあるし、人材が不足する。

日本の中で、児童福祉司あるいは児童養護関連

の人材育成は神奈川にあります子どもの虹の研修センター一カ所、今度やつと関西に、明石市に拠点ができるといことです。

人材育成も急がなきゃいけない。お金の今のサポートの仕方が十分なのか、交付税措置だけでやれるのか。もつと大胆に切り込んでいかないと、子供たちの命があたり失われていく。大臣に覚悟を伺います。

○根本国務大臣 中核市及び特別区における児童相談所の設置については、身近な地域で子育て支援から虐待対応までの切れ目ない一貫した対応につながるものであって、設置が進むように、地方公共団体と丁寧な意見交換を行いながら、必要な支援をしっかりと講じていきたいと思います。

○阿部委員 母子保健との一体化が必要なので、やはり行政単位である中核市とかが持つことは極めて重要だと申し添えて、質問を終わります。

○富岡委員長 次に、池田真紀君。

○池田(真)委員 立憲民主党・無所属フォーラムの池田真紀です。よろしくお願います。

質問に入る前になんですが、先ほど、十一時六分だったでしょうか、十六名しかこの部屋にいなかった。野党はそのうち五人、場外二人というような形で、今回、重要広範議案ということで、安倍総理入りの児童虐待防止法を選んだのではないのでしょうか。

結愛ちゃん、心愛ちゃんの問題、この国会ですっかりと前向きに、一歩でも二歩でも前に進めなければいけない本場に重要な法案だと私は思っています。与党対野党だけではなくて、中身を充実させなければいけないこの審議において、本当にだらけていると私は思います。

まず、このことを今この会場にいらつしやる皆さんが受けていただいて、そしてきちっと、もちろん与党だけではなくしれませんが、でも、与党というのは閣法を出しているわけですから、もつと責任は重大だと思います。

今回は本当にこの法案を前に進めるといふ強い覚悟で私は質問して向かってまいりたいと思いま

すので、全委員の皆さんにもお願いしていきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。法案の中身というよりは、法案の前というか、法案全体の構図といいますが、これからの児童福祉においてどういう取組を行っていくのか、考え方そのもの、全体的なものを、きょうは大臣に考え方を伺いたいというふうに思っています。

まず、資料二枚目といいますが、べらつとめくつていただいたところでございますけれども、こちらですが、児童福祉法、高齢者福祉法そして障害者福祉法と、過去、長い歴史の中での福祉法がありました。この変遷については大臣も御存じかと思います。これは割愛いたしまして、児童虐待防止法が始まってからの三つの虐待防止法に関連して、虐待という観点からこの法律をちよつと見てまいりたいというふうに思っています。

こちらは、まず、一番左にあります児童虐待防止法でございますけれども、二〇〇〇年の十一月に施行ということであります。さかのぼってみますと、一九五九年の国連の児童の権利条約といったものが採択をされてから三十年もたつてからの日本の発効ということで、非常に遅い。

この中で、虐待防止法が成立をする、施行をする前の段階でございますが、ここに私は着目をしていきます。一番下になりますが、保育園の入所でございます。一九九七年の児童福祉法改正によって、この条文は今読みませんけれども、二十四条が改正をされました。保育に欠くというところから利用契約制度、措置入所からの利用契約制度に変わつたということの中で、多くの人たちが、児童福祉の中で保育といったものが、少しでも社会化に一步近づいてきたのではないかとこのように思われていたところであります。

しかし、現実には、保育園がいつぱいで、選ぶどころか、まだまだ選びようがない状況の中で、妥協しながらの保育入所ということに変わりはな

わけではありますけれども、そういう中で、まず、高齢者の虐待防止法も行

われました。こちらの方は、二〇〇六年というところで虐待防止法が制定をされています。

しかし、こちらの方をごらんいただきますと、前段、やはり、この一番下の方ですけれども、介護保険法が二〇〇〇年ということでありました。二〇〇〇年の施行であります。この二〇〇〇年の施行のときに、介護保険法、今までの措置といったものから保険制度に変わった。普遍的に、多くの方々利用ができる制度に移行したということではあります。

この中で、法は家庭に入らずという原則を否定して、この虐待防止法といったものが一歩ずつ家庭内等に入つていったということではありますけれども、ここで一歩、高齢者においてはもう一歩進んだんですね。

これは、施設内の虐待についても、家庭内だけではなくて施設内といったものも対象にし、そして、身体、性、心理的な虐待だけではなく、経済的な虐待も対象としました。そして、養護者の介護のストレスを解決しない限り高齢者に対する虐待を防止することはできないという認識のもと、加害者である養護者に対する支援を盛り込んだ総合的な虐待防止法制がここで始まつたというふう

に受けとめられるかと思ひます。こういう中で、もう一歩進んだのが、介護保険法の改正、こちらが二〇〇五年ですが、ここでも何

が起きたかといひますと、地域包括支援センターですね、それまでは在宅介護支援センターだったものが地域包括支援センターということで、介護予防といった概念が盛り込まれてきたということになります。これでまず高齢者。

そして、障害者の虐待防止法に目を向けますと、そこからまた更におくれるわけではありますけれども、障害者制度の方においては、二〇一一年の十月の施行でございますけれども、その前に、福祉制度をさかのぼりますと、支援費制度、これは短い制度でありましたので余り文献もなかったり御存じない方も多いんですが、支援費制

約制度が実行されたわけでありました。その中で、その後、自立支援法になつて、そして総合支援法というふうな経緯になりました。

あわせて、権利条約の方はどうなるかということでございますが、権利条約の批准がまだだつたんですね。このときの虐待防止法の成立に向けては、与野党それぞれが、私は現場の人間でありましたけれども、国会の中では与野党の障害者の虐待防止法が衆議院に提出をされたと思ひます。二〇〇九年の七月にそれぞれ提出をした上で、国会の方が解散ということになって廃案になつて、また改めてのものだつたと思ひます。

そのときに、議論がなされていた中身というのが、与野党では、高齢者虐待防止法と同時に、虐待通報義務があるということ、身体と生命に重大な危険が生じている場合に限定しているのに対して、野党案については限定していないという違いがありました。また、野党案では、虐待の定義の中に、正当な理由のない身体的拘束を含めて

いるなどの違いもあつたわけでありました。しかし、先ほど申しました障害者の権利条約の批准という政治的な要請が急務であつたということから、野党案をベースに修正を加えて、議員立法によつて今般の障害者虐待防止法が成立したというふうにも私も承知をしておるところであります。

こういう中におきまして、いろいろな時代背景がある中で、大臣、ごらんになつてどう思ひますでしょうか。

タイトル名をきちんと読みますと、高齢者虐待防止法、上の方の欄ですけれども、下線を引いておられますが、正式な法案名になります。高齢者虐待防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律と、法律名から養護者に対する支援というのがきちんと盛り込まれているのが、障害者、高齢者にあります。

そして、この中には入っていないんですが、この間にDVの防止法も施行されたわけでありました。DV防止法はこの高齢者の前でありましたけ

れども、DV防止法の正式な名称といいますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律ということで、防止と同時に保護という言葉が盛り込まれています。

この三つの虐待防止法を並べる限りにおいて、児童虐待防止法、足りないものはありませんでしようか。大臣はどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○根本国務大臣　まず、児童福祉の体系について申し上げたいと思いますが、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童の福祉に関しては、児童福祉法に基づいて、保護者に対する支援を含めた基本的な行政サービスを提供しております。要は、児童福祉法という法律がある種、児童福祉の一般法としてある。こういう中で、この中には、保護者に監護させることが不適当であると認められる要保護児童に対するサービスも含まれております。

しかしながら、児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるということで、児童虐待の増加に伴い、特に個別の法律で対応すべきという意見がありました。

そこで、平成十二年に、児童虐待の予防及び早期発見や児童虐待を受けた児童の保護などに特化した児童虐待防止法、これが議員立法により制定されました。

高齢者虐待防止法あるいは障害者虐待防止法、そして児童虐待防止法、これはいずれも議員立法により制定されました。まさに国会の議論を通じて議員立法により制定されたものであります。

この法律の中には、児童虐待を行った保護者に対する指導、助言などの必要な支援に関する規定も含まれておりますが、児童相談所において子育てに悩む保護者に対する相談に応じ、助言を行う等の一般的なサービスについては、これは引き続き児童福祉法に基づいて提供しております。

その意味では、今後とも、児童福祉法と児童虐待防止法、これを両輪として、それぞれの法律が

役割を発揮して、全ての子供の健全な成長、発達や自立などが保障されるような社会づくりを進めていきたいと思っております。

○池田(重)委員　今、大臣の答弁の中で、必要な支援というものが、指導と助言というふうにおっしゃいました。まずこの認識も、ちよつと後での問いになりますけれども、若干認識が異なるのではないかなというふうに思います。

児童福祉法が支援だということであれば、高齢者もそうなんですね。高齢者福祉法があります。介護保険法もあります。でも、介護保険法ができたからといって、高齢者福祉法はなくなるらないで、措置もまだ存在しています。実施件数がどのくらいか、施行されていなかったとしても、実施されていなかったとしても、法律をなくすということとはしていません。

そして、障害者もそうです。障害者施策においても、障害者福祉法とさまざまな支援の法律があるわけです。

でも、児童については、虐待を本気でなくすということであれば、同時に虐待防止には何が必要かという認識が今回大きく異なっているのではないかなというふうに思いますので、今国会、ぜひ議論してまいりたいというふうに思っています。

そして、次に質問させていただきたいと思えますけれども、きょう本日は、質問のレクといいたすか問取りいただくときに、きょう添付をさせていただきますましたけれども、野田市の事件の概要といたしたものがあつて、これが正解とかということではなくて、どこに分歧点といいますが、一つ挙げるのであれば、たくさんあると思うんですね。こういうのは、分歧点、ここでああいう対応をとっていったらというのはいくらあると思うんです。

でも、一つ挙げるなら、皆さんそれぞれに着目しますかということで、政務官始め多くの政治的な立場の方々に、事務方ではなくていらしていただきたいということをお願いを申しましたら、きのうの問取りの中では、レクの中では、だ

めだと言われたので、きょうは残念ながら大臣だけということになります。

これは、大臣にだけ聞きたいのではなくて、皆さんに聞きたかつたんですね。これは正解とかではないから。要するに、人によって違う観点があるということなので……(発言する者あり)聞いてもいいですか。お答えいただけるようであれば、(発言する者あり)してないです。させてくれなかつたんです。問取りにおいてはそうなんです。

非常に、問取り自体も、質問の順序を変えろと言つてみたり、先ほどの一番目の質問をするなど私は言われました。今大臣がおっしゃつたとおりなんです。児童福祉法があるから、これは異なつていて当然なんですということを事務方から言われて、質問をさせないような事前レクだつたんですね。非常に私は不愉快であります。

きょうは無理に大臣にお答えいただきましたけれども、きょうは野田市のこの事件、どういう観点かということで、本来であれば全員の政治的な立場の、政務官始め大臣も含めてお答えいただきたいなと思つてレクをさせていただきましたが、これは割愛させていただきます。

結局、何を申したいかといいますが、着目点いろいろ違うんだということなんです。専門職でもそうです。かかわりのぐあいにおいても違うし。そして、どういった専門職によつても違うんです。なので、一つの答えを見出すときに、チームアプローチが非常に必要だということでありま

す。今回の事案についても、要対協等ありましたけれども、こちらの方で見ますと、四月から十一月まで要対協の会議が行われていたにもかかわらず、一度も誰も訪問していないということに、私は非常に無念でなりません。これは、現場に行けばわかることが本場にたくさんありますから、誰もこの会議を了承しなれば前に進めなかつたのかといいますが、これは、どこに専門職がいて誰が責任を担っていたのかということが全くわから

ない状況で、残念であります。

その中で、一つ申し上げることができるのが、緊急一時の保護解除であります。

緊急一時保護解除でございますけれども、平成二十九年において、児童入所、一時ですけれども、その後、保護解除の割合なんです。先に小さい方から言いますが、里親が三七％で、他の児相に移送したというのが四・五％、家裁への送致が〇・四％です。ごくわずか。その後、何とか施設入所になつたというのが一九％、それ以外は、五二％が帰宅。その他の二〇％も、その他の内訳が非常に、中身を聞いてみないとわからない状態だと思います。これは七〇％も帰宅というふうになつていますが、それが適切かどうかということも、ぜひ多角的な視点で検証する必要があると思つております。

私も多くの事案と向き合つてまいりましたが、一時保護解除の中で、本当に施設の都合で、長期休暇になるときに帰されるというようなことが、何も家庭の状況は変わっていない、そして、支援するサポートの用意もできていない、しかも、急なんですね。急に帰すという事案が本当に多くて、これは、帰つたらまたやられるだろうと。

また、あるいは家庭ではないところ、遠い親族、一緒に住んだこともないような親族のところを送られるわけです。当然、送られるところは、過去に親御さんがDVを受けていたというようなことで、問題があるから同居をされていなかったような親族に送られる。これは、社会的地位があるから信用ができるというような、児相や警察の理由でした。こういうところから、私も、本当に言い合ひをしながら、児童の保護といいますが、時にはその方向ではない方向に支援を決定していくということも多かつたわけですが。

ということを考えますと、専門性とかをいろいろ検証する際に、この中身がどうなのかということをもっと丁寧に分析しなければいけないと思ひます。一方的な見方では絶対よくないと思ひます。その後があつたのかということを含める

と、多くは不適切だったと私は今思っています。これが一つ申し上げたい点でございました。大臣には、本日は質問というところで、先ほどの野田の案件でございましたけれども、次の質問で大臣に見解を伺いたいと思っています。

まず、今回の法案の中に入っていますが、中に入っているといいますが、検討事項の中に入っているという点でありますが、こちらの新資格化の議論について大臣の見解を伺いたいと思っています。

一年をめどに検討を加えるということでありませんが、これは部会での説明のときに、児童福祉の専門職、技術が必要とする支援を行う者、社会福祉士とか精神保健福祉士があるけれども、児童に特化した資格のあり方をこの一年をめどに検討を加えるということがあります。

これは、大臣の見解として、本当にこの一年の間に何をどう考えて進めようとしているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○根本国務大臣 今委員の指摘になった国家資格化、これは、改正法附則の第六条で「政府は、この法律の施行後一年を目途として」と書いてあります。今委員が御指摘のこの条文、こういう条文が改正法附則で位置づけられております。

国家資格化については、昨年行われた社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおいて、子供の福祉に関する業務を担う人材の専門性向上のため、子供の福祉に関する国家資格を創設すべきという御意見があった一方で、社会福祉士等を活用し、養成カリキュラムの充実で対応すべきなど、さまざまな御意見がありました。

しかしながら、いろいろな議論がありましたけれども、人材の専門性の向上及び具体的な方策について検討すべきであるという点については意見が一致したところであります。今後、国家資格化も含めて、一定の年限を区切って、引き続き検討すべきと取りまとめをいただきました。

このようなことを踏まえて、本法の附則においては、その施行後一年を目途として、児童福祉司

等の資格のあり方を含めた資質の向上を図るための方策について検討することとしております。

まずは、今年度行う調査研究において海外の事例や国内の実態の把握を行うとともに、施行後一年を目途として、具体的な方策について、関係者の意見も聞きながら検討していきたいと思っています。

○池田(真)委員 全体のビジョンが全く見えないんですね。しかも、実態とおっしゃいますけれども、実態の中では、児童福祉司の専門性といったところにいるいろいろな職種の専門性をぶち込んできちやっただけですね。

例えば、介護保険でいいます地域包括支援センターでいえば、主任ケアマネがいて、ケアマネジャーさんですね、それとあとは保健師、あとは精神保健福祉士や社会福祉士というようなソーシャルワーカーということで、医療的な観点、そしてソーシャルワーカーと、さらには、法律、制度におけるマネジメントする専門職というように形で、多職種での支援といったものをきちんと構想した上でケアマネジャーの制度を構築いたしました。

なので、この児童福祉司においても、専門職といたったものがまだ特化されない、ソーシャルワーカーだけを大前提にしながら進めることもまずなかった段階で、何を資格化するのかというところではないかと危惧しております。

多くの団体が声を上げています。例えば、実際に、児童相なりあるいは子供の関係、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等に携わっている精神保健福祉士や社会福祉士の仲間から声が上がっておりますけれども、やはり複合的な課題を抱えるケースが多いんだと。要するに、子供だけの特化メニューをしたとしても、実際に、高齢者の問題や認知症の問題、さまざまなネグレクトの問題、あるいは年金の問題や、本当に多くの問題があるということで、これは多角的な、全般的なものが必要だとか、あるいは

は、心理学的な見地とあるいは社会福祉学的な見地における意見の相違といったものが常に混在をするわけなんです。そういうところを十分議論した上で、点を面していく、こういった議論が必要ではないか。そして、治療モデルではなくて社会モデルへの支援が必要だということも言われております。

また、多くの人は、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの意味がわからない。またいかなこともありますし、社会福祉士や精神保健福祉士を持った中で、どういうソーシャルワーカーの位置づけとして働いているかという中でいいますと、例えばこの方は年間スクールソーシャルワーカーをした専門職です。国家資格を持つ専門職です。年間百万円しか給料がない。要するに、通い型でありますから、副職をいろいろしている中でスクールソーシャルワーカーでありながら、自分で捻出をして、二百時間の自己研さんを毎年行っているというように、本当に熱意のある方だからこそ、今続いているような状況なんです。

処遇改善というのは、給与だけではなくて、こういった実態も視野に入れて検証していかなければならないというふうに考えています。

この中で、全体のビジョンとしまして、本日はもうちょっと全体の構想というところで多職種連携の構想をちょっと御提案して、大臣の御見解をいただきたいと思っておりますが、もう少し先に、専門職の議論とか、恐らく見解の違いなんかもある。この先の国会で議論させていただいて、そして最後には提案させていただきたいななというふうな思っておりますので、引き続きよろしく願いをしたいと思います。

そして、時間がないので、最後に一つの項目だけになります。

今、この法案の中には書いてありませんけれども、体罰は加えてはいけませんよ、これは与野党ともに同じだと思います。懲戒権の見直しに向けて

て、全ての人が体罰を子供に与えてはいけないよというメッセージを発信するということは変わらないと思います。一方で、二ユース等で聞こえてまいりますのが厳罰化です。要するに、児童虐待罪の創設などを検討してはどうかというふうな研究者もいらつしやいますし、関係者もいらつしやるわけなので、ここについての実際の大臣の御見解もいただきたいというふうに思います。大臣自体、どう思われているでしょうか。

○根本国務大臣 今の御質問は、厳罰化について私がどう考えるか、こういう御質問ですか。(池田(真)委員「はい」と呼ぶ)

児童虐待罪を創設することについては、対象となる行為の外延が明確に規定できるかなどの観点から、慎重な検討が必要であると理解をしております。これは、所管するのは法務省ですから、法務大臣からも今私が申し上げたような考え方が表明されております。

厳罰化の議論については私はそういう考えだとは思いますが、児童虐待防止の観点からは、何よりも子供の安全確保を図るとともに、子供が健やかに育つ観点から家庭への支援を行うことが重要だと考えております。

保護者への支援は、個々の状況に応じて、関係機関とのネットワークのもとに継続した支援を行うことが重要であると考えておりますので、保護者支援プログラムに加えて、家庭環境の改善のために訪問サービスや一時預かりサービスのほか、児童福祉司が家庭へ通い、家庭環境を踏まえた上で行う助言、指導などについても、保護者の特性に合わせて取り組んでおります。

このようなさまざまなメニューを組み合わせたが、関係機関が継続してかわるることによって虐待の再発を防ぐことが重要と考えております。

○池田(真)委員 今回の法案について、NHKが三月の八日から十一日に調査をしています。今回の法案改正で虐待は減るかというふうな問いですね。体罰をしないとか、こういったことに関してなんですけれども、減らないということとあとど

さまざまな生の声を、大きな団体とかそういう
有識者だけにとらわれず、一人一人の声を、実際
に支援をしている方々の声も今聞きちゃんと受けと
めて、双方から今回の出口を一緒に探していかな

最終的には、裁判所がどういう判決を下すかということになっていくわけですが、やはり、母親がDVを受けている場合には、その母親

今回、法律で禁止をするということまで言うわけですから、これは答弁の撤回などもあわせてやらないと、政府として何か見解が一致していない

の根絶につなげていきたいと思ひます。

○初鹿委員　大臣、今大臣が答弁したように、政府としては、体罰は許されないということを言う

わけですよ。でも、八百二十二条の懲戒権の中には、一部、有形力の行使が体罰というんだから体罰は含まれるんだということをいまだに維持しているというのは、私はやはり理解できません。

懲戒権の中の体罰を、体罰という言葉じゃなく有形力の行使という言い方にちよつと変えて、有形力の行使が全て体罰だったら、それは有形力の行使の中には認められるものもあるんだということと法務大臣が言っているわけですよ。

私は、三月二十六日にも法務委員会での問題を取り上げたんですね。そのときに指摘をさせていただいているんですが、二〇〇六年に子どもの権利委員会が、体罰とはどういうものなのかということをはっきりと定義づけているんですよ。

それを、法務委員会の際にも言いましたけれども、改めて申し上げますと、有形力が用いられ、かつ何らかの苦痛又は不快感を引き起こすことを意図した罰を定義するということなんです。あと、こういうことも言っているんですよ。

子供を保護するための身体的な行動及び介入が頻繁的に必要とされることを認識する、これは、何らかの苦痛、不快感又は屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行われる有形力の行使とは全く別である、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めている。

ですから、全ての有形力を体罰なんて言っていないんですよ。子どもの権利委員会は、懲罰的なもので苦痛や不快感を与えるものが体罰だと言っているんですよ。それで、更に加えて、子供その他の者を保護する必要性を動機とする有形力の行使と、罰するための有形力の行使の違いは明確であると言っているわけですね。

つまり、二〇〇六年に、もう世界の、子どもの権利委員会が、定義として、体罰はこういう懲罰的なものであって、それ以外の有形力の行使とは一線を画しているんだ、別物ですよということと言っているわけですよ。ところが、日本だけは、有形力の行使を全て体罰であるかのように答弁をし

て、だから懲戒権に体罰を含まないとは言えないということをやっている。やはり私は、ここちゃんと整理をする必要があつて、懲戒権に体罰は含まれない、ここははっきりさせるべきだと思います。

これから二年議論をして、その議論の結果、懲戒権は削除するという方向になれば、私はそれで、そもそも懲戒権の中に体罰があるかどうかというのはどうでもよくなってくる、なくなるわけだからいいんですよけれども、仮に、法制審で審議していった結果、八百二十二条はやはり必要ですよ、懲戒権はありますよとなったときに、体罰は一部残りますよという今の答弁を続けるんですか。私は、それは続けられないと思うんですよ。だったら、ここできちんと整理しましょうということをおっしゃいます。

改めて伺いますが、今の私の有形力の整理、有形力の中には体罰という懲罰的なものもあるし、そうじゃない有形力の行使もあるということがきちんとして整理されている、その前提で、懲戒権の範囲の中に体罰を含むと言ふことはもうやめた方がいいんじゃないかということについて、大臣の御見解を伺います。

○根本国務大臣 私我先ほど答弁をいたしました、現行法のもとでは、有形力の行使が民法に定める監護及び教育に必要な範囲に含まれるかどうか、それは、その時代の社会通念に従って個別の事案ごとに判断されることになるという理解しております。

今回、児童虐待防止法の改正によって体罰の禁止を法定化したしますので、それが民法上の懲戒権の範囲を超えて許されないものであるということが法律上明らかになる。これは、実は法務省から答弁いただいた方がいいと思うんですが、今回、児童虐待防止法の改正で体罰の禁止を法定化することになりますので、懲戒権の取扱いについては、親権者による体罰を禁止する規定が盛り込まれたこの法律が成立した場合には、体罰に該当する行為は、民法八百二十二条に言う子の監護、

教育に必要な範囲には含まれないと解釈され、懲戒権の行使として許容されなくなるもの、民法を所管する法務省の方もこう理解をしているということだと思います。

○初鹿委員 だったら、答弁を撤回した方がいいんじゃないかなと思うんですけどもね。

これ以上は時間をもつたいたないのでやりませんが、今後、体罰の禁止を徹底していく上で、ガイドラインなり何らかを示していくと思うので、その中できちんとして、有形力の行使は、懲罰的なものとしてきちんとして、子供を保護するものと、二つにきちんと区分けされているんだということをはっきり記すようにしていただきたいというふうにお願いをさせていただきます。

その上で、法律で禁止をすれば、それが国民みんなに広く行き渡って、みんなが体罰をしなくなるかという、私はそんなことないと思うんですよ。禁止をしたところで罰則規定があるわけではないわけですから、やはり、子供を育てる親に、特に虐待のリスクが高いような方々にきちんと、子育てで体罰をしてはいけないということを周知していかねばならないと思います。これは、私は非常に実は難しいんじゃないかなと思うんですよ。

虐待をしてしまう親の多くは、社会的に孤立をしていてような方であったり、経済的にも困窮をしていたりということであり、また世の中のことに対して関心を持たないような、そういう方も多いんじゃないかと思えます。こうやって我々が議論をし、そして毎日のようにニュースで流れたとしても、テレビのニュースを全く見ない、新聞を見ないという方々にとつてみれば、法律が変わろうが何しようが、それは伝わっていきません。

ぜひ、この本場に届けた人たちにどうやって届けるのか、どうやって周知を行っていくのかというのを真剣に考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 体罰によらない子育てを推進するために、本法案によって、児童虐待防止法を改正して体罰の禁止を法定化する、これは、民法上の懲戒権の範囲を超え、許されないものであることが法律上明らかになります。

委員がおっしゃられたとおり、法律に体罰が禁止されたからといって、それがストレートにそのまま理解されるということは、そこはしっかりと周知徹底を図る必要がある、それは委員のおっしゃる通りだと思います。

これまで、体罰によらない育児を推進する啓発資料として「愛の鞭ゼロ作戦」を作成して、乳児健診時や保育所などで配付しております。この「愛の鞭ゼロ作戦」は、子育てに体罰や暴言を使わないことや、育児の負担を一人で抱え込まず自治体等に相談を行うこと等について周知を行ってまいりました。

今回禁止する体罰についても、今後、体罰禁止に関する考え方をガイドラインとしてまとめ、国民の皆様にはわかりやすく説明するためのリーフレットなどを作成して普及啓発を行いたいと思います。

いかにして普及啓発、わかりやすく理解していただくか、これはやはり、私は社会全体で取り組むべき話だと思います。政府としては、体罰はどのような理由であっても許されないということを法律の上でも国民の意識の上でも徹底することで、虐待の根絶につなげていきたいと考えています。

○初鹿委員 それこそ、出生届を受け付けるときにそういうパンフレットを配つてその場で読んでもらうとか、私はそれぐらいのことをやる必要があるんじゃないかというふうに思っています。特に、母親の場合は、健診などで保健師さんやそういう方々と会う機会が多くて、比較的そういう話を聞く機会が多いと思いますが、父親は、自分で腹も痛めていないし、なかなかそういう機会がないので、必ずこれは読まないとだめですよぐらいにしないとなかなか伝わっていかないんじゃないかと思えます。

そろそろ時間なんですけれども、先ほど阿部議

員も質問していましたが、中核市や特別区に児童相談所を設置するという点について、我々野党は、これは必置にするべきだろうというふうに考えて、そういう法案にいたしました。

今回の野田市の事件を見ても、やはり地方自治体との連携というのが非常に課題になるわけですね。また、これまでの虐待の事案を見ても、子供の保護と同時に、親への支援もしなければならぬ。親の状況、生活環境を変えない限り、なかなか虐待がおさまらないんじゃないかということもあるわけです。

そういう観点からすると、やはり基礎自治体が児童相談所の機能を持つということは、私は重要ではないかなというふうに思います。我々は必置だと言っておりますが、政府案はそうはしていません。その理由についてお聞かせください。

○根本国務大臣 中核市及び特別区における児童相談所の設置については、身近な地域で、子育て支援から虐待対応まで切れ目ない一貫した対応につながるものであると考えております。

しかしながら、児童相談所の設置を一律に義務化することについて、地方団体から、児童福祉法上の都道府県と市町村の役割分担を踏まえて、市区は地域に根差したきめ細やかな支援に特化し、都道府県は専門的、広域的な観点での支援に特化すべき、こういう意見もありました。また、限られた福祉人材について都道府県と市区で分散させることは、それぞれの体制を弱くするのではないかとこの意見もありました。また、中核市は人口二十万人程度から六十万人程度とばらつきがあることや、都道府県の体制や近隣自治体の状況、地理的条件など、その置かれた状況もさまざまであって、一律に義務化することは適切ではない等々の意見が寄せられております。

このようなことを踏まえて、現時点においては、一律の義務化を前提とした検討を行うのではなく、まず、中核市、特別区における児童相談所設置に向けて関係地方団体と十分に協議する、そして、十分に協議するとともに、児童相談所設

置に向けた支援を抜本的に拡充すべく取り組んでいきたいと思っております。

○初鹿委員 午前中の時間が来ましたので、続きは午後にしたしたいと思います。

どうぞよろしく願います。

○富岡委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開議

○富岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。初鹿明博君。

○初鹿委員 午前中に続き、質問を続けさせていただきます。

午前中の最後に、中核市、特別区への児童相談所の必置をなぜしないのかということについて質問をし、答弁いただきました。

その答弁の中で、専門的、広域的な見地からは都道府県の役割だというような、そういう趣旨の答えがあつたんですけれども、じゃ、児童相談所の仕事というのは広域的なものなのかというのは、私は若干違うんじゃないかというふうに思うんです。むしろ、地域に密着をしているようなことじゃないかと思えます。

例えば、子供の虐待の背景には、やはり親の、保護者の経済的な問題があつたり、また生活の状況などもあつたりしますし、虐待が発見できるケースとして、例えば学校とか保育所でわかることもあります。今回の心愛ちゃんのケースでも、学校のアンケートで書いていたということもあつたり。また、乳幼児健診だとか予防接種を受けていないとか、そういうことで虐待が疑われて、結果として発見できることもあるということを考えて、地方自治体の施策の中で相当数虐待が発見できたりということを考えて、やはり基礎的な自治体が児童相談所の機能も持つということ、私は非常に理にかなっているんじゃないか

というふうに思います。

実際に、じゃ保護した後どうするのかということとか、児童養護施設に入れるときにどうするのか、同じ地域でいいのかということとはまた別の問題としてあると思いますが、それはそれで連携という形がとれると思いますが、一義的には、子供や親と直接やりとりをするのは、基礎自治体の方がよりきめ細やかな対応ができるのではないかなというふうに思います。そういう面では、やはり中核市や特別区ぐらいの人口規模のあるところは必置にしていた方がいいなというふうに思います。

ただ、財政的な問題でなかなか厳しいこともあつたということもよくよく理解をしておりますので、その点をしっかりケアできるかどうか、支援できるかということが重要な点だということふうに思います。

今回、国としてもいろいろ考えて、児童相談所を設置するに当たってかなり財政的な支援を行うということ、これはこれで私も評価をしているんです。ただ、施設整備だとか一時的にかかるところには財政的な支援があるんですけれども、ランニングコストの部分の話になると、いつも交付税措置ということになるんですね。

ほかの施策でもそうなんです、国がこれは義務ですと言っておきながら、交付税で財政は措置しますというものが非常に多くて、これを聞くと、私は東京なので、特別区は不交付団体でありますので、非常に苦しいんですよ。どんないろいろな仕事が降ってきて、それで対応するんですけれども、確かに、ほかの自治体と比べたら財政的には豊かに見えるかもしれないけれども、それでも、どんな仕事かふえてくれば、今までやっていてたを削るとかしていかないとお金が出せないわけですよ。

特に、ランニングコストの部分をふやされると自治体としての自由度がなくなるので、ぜひ、児童相談所の機能というのが子供の命を守る上で非常に重要だ、国としてこれは強化していかなく

ばならないんだ、そういう考えを持っているならば、不交付団体に対する財政支援も行っていただきたい、特にランニングコストの面で行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 児童相談所の運営に要する経費、これについては普通交付税の基準財政需要額に算入することとされております。そして、児童相談所の設置支援策として、施設整備に関する財政支援の拡充を今年度予算に計上いたしました。これは不交付団体も対象となります。ランニングコストは対象になっていませんけれども。

今回の本法案においては、施行後五年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、児童相談所の整備並びに職員の確保、育成の支援、その他の必要な措置を講ずること、この支援を行うに当たっては、地方団体等の連携を図ること、それに加えて、施行後五年を目途として、児童相談所の整備並びに職員の確保及び育成の支援のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、そういう法律上のたてつけになっております。

いずれにしても、支援内容や方法、これについては、三月十九日に関係閣僚会議で児童虐待防止対策の抜本的強化について決定いたしました、その中で、中核市、特別区の児童相談所設置に向けた施設整備、人材確保、育成の支援の抜本的拡充、あるいは、国と中核市及び都道府県の関係団体が参加する協議の場の設置などを盛り込んでおりまして、特別区長会も含めた地方団体との協議を行いつつ、概算要求に向けて必要な対応を行っていくこととしております。

○初鹿委員 何か、ごまかされたような答弁だったんですけれども。

改めて言いますけれども、これはこの問題だけじゃないんです。国の全ての施策に及んでくるんですけれども、国がどんないろいろな事業を義務づけたり、これをやれということが言われているんだけれども、財源の裏づけが地方交付税ということになる、早晩、二十三区は、特別区は本

当に財政的に行き詰まってしまうようなところが出てくるんじゃないかと思えますので、本当に国全体として交付税措置のあり方というのをやはりちよつと考えていただきたいと思います。

二十三区もいろいろありますからね。千代田区とか渋谷区とか港区とかそういうところと私の住んでいる地元の江戸川区は財政的な状況が違いますので、住んでいる人の年収も全然違いますから、我々の江戸川区と港区で、三倍近い平均年収の差がありますからね。それぐらいの違いがあるので、それで同じだと見られると非常に苦しいなということ指摘させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に入りますが、これまで、今回の野田市の件もそうですけれども、死に至るような深刻な虐待事件の多くがというよりも、ほとんどそうだと思うんですけども、一旦一時保護をしているケースが非常に多いんですね。一時保護をしておきながら、保護解除をして家に戻してしまい、結局最悪な結果になってしまうということなんです。

一時保護所が足りないという状況もあって、できるだけ家庭に戻そうという意識に児童相談所の職員がなってしまうということもわからないでもないです。また、親の方も、やはり一旦一時保護をしようとして、それをできるだけ取り戻したいと思うわけですから、いい親に変わりましたよということを見せるんだと思います。そして、今まで子供にそんなに関心もなかったような親でも、児童相談所に連絡をしたり足を運んだりということ、非常に熱心に、ちゃんと子育てをしますということを訴えるんだと思うんですね。それで、大丈夫かなという判断をして子供を戻してしまおうということが、結果として最悪な事態を招いているんじゃないかというふうに思います。

そこで、我々の野党案で加えているんですけども、一時保護を解除して戻すことの前提として、やはり虐待をした親に対して、虐待をしないような、再発しないような、そういう防止プログラム

ラムみたいなものを必ず受けさせて、そして、それをきちんと消化できた親に対してだけ一時保護の解除を行うというような仕組みに変えていかないと、このような問題はこの先も起こってしまうんじゃないかというふうに思います。

やはり育てる親の意識を変えないとなかなか変わらないんじゃないかと思えますので、虐待防止のための再発の防止プログラムの受講を親に義務づけるということについて、御見解をお伺いいたします。

○根本国務大臣 確かに、親に対する取組、対応というのは大事だと思います。

児童相談所は、保護者への指導、援助を行っております。その手法の一つとして、保護者の特性に合わせて、各種の保護者支援プログラムによる支援を行っております。

代表的な例は二つありますが、例えば日常的な子供の子育てスキルを高めるプログラム、これは子供とかかわりに具体的に役に立つものであります。また、コミュニケーションやセルフケアという手法があります。そしてもう一つは、保護者自身の心理的な課題に焦点を当てて解決方法を見出すプログラム、「MY TREE」や「アレンツプログラム」というのがあって、これは精神医学的な治療や保護者自身のトラウマを扱った心理療法、家族との関係や育ちのテーマを治療的に扱う。代表的にこういう二つのプログラムがあります。

保護者支援プログラムは、虐待を行った保護者本人が問題意識を持って取り組まないと効果が期待できないのではないかと、だと思っております。

このため、保護者支援プログラムの実施を解除要件とした場合、これを義務づけた場合、一時保護解除のみを目的に保護者が漫然とプログラムに出席し、真に更生していない保護者のもとに、児童を返すことになりかねないのではないかと、かえって児童の保護の観点から不適切なことが想定されるのではないかと、こういう課題があるんだと思うと思います。

また、これまでも、児童相談所において保護者支援プログラムは一定程度行われておりますが、職員の不足や研修のための予算の不足などの課題から、十分に活用されていない状況にあります。

このような状況を踏まえて、現段階では、一律に保護者支援プログラムを義務づけることは今回の法案でも考えておりませんが、より効果的にプログラムが実施されるよう、その実務を担う専門人材の養成や実施する場合の支援の拡充を行うなど、より児童相談所でプログラムを実施しやすい環境整備や、保護者がプログラムによる支援を受けやすくするための仕組みやアプローチ、こういうものを検討していきたいと考えています。

○初鹿委員 これは大臣の責任じゃないと思うんですけども、答弁をつくった担当の人は少し考えてもらいたいと思うんですね。

それこそ解除を目的に受けて、真に回復もしていない人に返すか返さないかは、それはきちんと判断すればいいだけで、何もやらないよりかはやった方が明らかにいいと思いますよ。私はプログラムを受けないで今こういう悲惨な事件が起こっているわけだから、こういうプログラムを受けるというのをまず前提にして、受けても効果のない人も私はいらないと思いますよ、でも、受けることによって変わる人もいますよ。

ぜひそのことを考えて、積極的に促して、受けることに余り意味がないようなことを言わないで、まあそこまでは言っていないんですけども、やはりきちんと、受けるということを前提にしたい。

それと、今答弁の中で、一定程度やっているところもあるけれども、職員の不足や研修のための財源がないというようなお話でしたよね。職員の不足とか金の問題でやらないということは、やはり子供の命ですから、やめてもらいたい。お金よりも命の方が大切です。ですから、職員も、足りないんだったらもっと積極的に増員をして、しっかりとこういうプログラムが受けられる体制を

整えるということをお願いしたいということをお願いいたします。

次に、今は虐待をしてしまう親の心理的な面の改善ということを申し上げましたけれども、それだけじゃなくて、親の経済的な状況、例えば仕事がないとか見つかっていないとか、あと生活面での課題、子育てよりも遊びに行きたいみたいなことでネグレクトをしてしまうような、そういう親に対しては、やはりしっかりと支えることも考えないといけないんだらうというふうに思います。

先ほど、午前中、池田議員が質問の中で挙げていましたけれども、虐待に関する法案というのは三つありますよね。先ほど言っていましたが高齢者、障害者は、法律の名前がそもそも、高齢者の虐待及び高齢者の養護者に対する支援の法律となっている。障害者も、障害者の養護者に対する支援の法律となっている。ただ、児童虐待防止法だけ、児童の虐待等に対する防止法となっているわけですね。つまり、児童虐待防止法についても、保護者に対する支援の法律というふうになんか変えて、そして保護者に対する支援にもっと積極的に取り組んだ方がいいのではないかと、この私の考えであります。

ただ、今回、名前まで変えるということを目指してはいないわけですが、子供だけではなくて親への支援をどうやっていくかというのは非常に重要だと思うんですね。

今回、介入と支援を分けていくということなんですけれども、その分、今まで一人で対応していたものが二人で対応するということになる、職員の数が必要になってくるわけですね。職員を増員するといっても、倍までふえるわけではないから、場合によっては一人当たりの持ち担当数が多くなる。それで十分な支援ができるのかという心配があります。

時間が来ましたので手短かにしますが、保護者に対する支援のあり方についてどのように考えているのかということを最後にお聞かせいただきたい

と思います。

○根本国務大臣 保護者への支援ですが、先ほどの保護者の支援プログラム、私はこれは非常に大事だと思っております。

ということをお願いさせていただいた上で、手短かにいうことで、保護者への支援、これは、さまざまな状況、いろいろな要因が複合的に絡み合っておりまして、委員の問題意識からいいますと、個々の状況に応じて、生活保護や生活困窮者自立支援制度の活用も含めて、関係機関とのネットワークのもとに継続した支援を行うことが重要だと思っております。

具体的には、生活保護や生活困窮者自立支援制度担当との連携に加えて、家庭環境の改善のための訪問サービスや一時預かりサービスのほか、児童福祉司が家庭へ通い、家庭環境を踏まえた上での助言、指導などについても、今も保護者の特性に合わせた支援に取り組んでおりますが、さまざまなメニューを組み合わせながら保護者の支援に努めて、そして、関係機関が継続してかわかることによって虐待の発生予防や再発を防ぐことが重要だと考えております。

○初鹿委員 今挙げたいろいろな施策を見ると、やはりこれは基礎自治体の施策なんですよ。

そういうことを考えると、やはり基礎自治体である中核市や特別区が児童相談所の機能をしっかりと持つということは重要ではないかなということ、最後に指摘して、私の質問を終わりにいたします。

○福岡委員長 次に、大河原雅子君。

○大河原委員 立憲民主党・無所属フォーラムの大河原雅子でございます。

先週、本会議に登壇させていただきました。この児童虐待防止のための福祉法の改正、ここで口火を切らせていただきました。

本日に、この国の子供の権利に関する態度というのはずっと鈍いかなと思っております。

私は東京都議会に一九九三年に初当選をさせていただきました。翌年に日本がこの条約を批准い

たしました。ちょうど、いじめ問題とか自殺とか、いろいろな風潮が高まって、子供たちの窮状というのは目に余るようになり、そして、大勢の大人たちが、この子どもの権利条約を日本が批准したということについても非常に大きな期待を持っていただいております。そして、何より期待をしていただけたのは子供たちだというふうに思います。

意見表明権のこともずっとこの間出てきているわけですが、やはり、今回、やっとかという思いで、子供たちが何人犠牲になれば、この国は子供を一人の権利主体として認め、そしてその教育を、またその擁護をしていくんだろうかというふうな疑問を持っておりますので、しっかりと審議をさせていただきたいというふうに思っています。

ちよつと、最初の質問に入る前に、通告してないですが、当然のことなので大臣にお答えいただきたいと思うんですが、子どもの権利条約を批准して、子供の権利、子供たちの最善の利益を実現していくために国がやらなければならない一番最初のステップ、これは何でしょうか。国の責務は何でしょうか。

時間がかかりますか、こんなこと。じゃ、委員長、いいです。

○福岡委員長 いいですか。(大河原委員)「はい、いいです」と呼ぶ。

それでは、どうぞ続けてください、質問を。

○大河原委員 一番簡単なのは、子供の権利がどんなものか、子どもの権利条約を批准した日本の国が、その子どもの権利条約の中身をしっかりと普及啓発させることです。そうですね。誰も知らないという状態じゃ困るわけですから。

私が都議会にいたときに子供の権利ということを知りますと、必ず、義務というふうな例えは某知事は反論されるんですよ。でも、この子供の権利にかかわっている者は、そうじゃないということをよく知っているわけなんです。

ところで、二〇一六年に、子どもの権利条約にのっとる、このことを子供福祉の中心に置くとい

うことで、これを児童福祉法の中に基本理念として入れられたんですね。このことで、それでは、厚生労働省は、この子どもの権利条約のパンフレットなど、普及啓発をされましたでしょうか。

○福岡委員長 普及啓発、パンフレットとかされましたか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。パンフレット等については、ちよつと今、手元にございませんので定かでないかもしれませんけれども、厚生労働省のホームページに掲載いたしました。普及啓発を行っております。

○大河原委員 これが批准された当時も、外務省が窓口だったので、外務省がパンフレットを一回配り、それから、各教育委員会が独自に配ったというところもございます。でも、批准から二十五年、パンフレットは、私は、ほとんど配られていないと。しかも、二〇一六年にこの子どもの権利条約を基本理念にすと言っていた厚生労働省は、パンフレットをつくっていないわけですよ。ホームページに載せただけ。

大臣、どう思われますか。

○根本国務大臣 まあ、周知とか広報というのは、私は、いろいろなやり方があるのではないかと、こう思っております。児童福祉法の改正で、そこは、平成二十八の改正で理念にも位置づけていくわけですから。

子どもの権利条約という、ストレートにそれを周知広報するかどうかということが、あるいはそれも含めて児童福祉法の改正をやっているわけですから、当然、子供は社会の宝ですから、そういうものを含めて、さまざまな形で周知広報を行っているものと考えています。

○大河原委員 ホームページで子どもの権利条約についても広報しているということだったんですが、ホームページを開いたら、別なものを見つけちゃったんですよ、さっき。「子どもを健やかに育むために 愛の鞭ゼロ作戦」。愛のむちをいまだに使っているんですよ。しつけをするのに体罰を使わずにやりましようと言っていたのに、「子

どもを健やかに育むために 愛の鞭ゼロ作戦」、愛のむちだったらいいのかと。むち自体、使っちゃいけないものじゃないんですか。

だからこそ、これをやめようと幾ら言っても、こういった表現がどうしても、本当に子供の権利というものについてわかっているのか。率先して子供の最善の利益をつくっていくと、そういう先頭を切る省のそうしたホームページにこれが出ていくわけですから、私はなかなか根は深いと思います。

大臣、改めて、この子供の権利について、普及啓発のために、子供たちが自身に届かなければ、子供たちは意見表明権があるということさえわかりません。教科書にちらりと載っていた、そういう経験がある人もいます。でも、今、若い方たちに聞くと、うーん、何だっただけという方も結構多いんですよ。

子供の虐待の防止策をつくっていくという中に、この子供の権利のことをしっかりと、万人が小さいときから大人になるまで、当事者もそれから関連する大人たちも自覚ができる、わかる、そしてそれを進める、そういう立場に立つためには、改めて、この普及啓発の方法、パンフレットを配るとかいろいろなのはあると思いますよ。まさか変なポスターはつくらないでほしいですけども、どうでしょう。簡単なことだと思っております、お答えください。

○濱谷政府参考人 まず「愛の鞭ゼロ作戦」でございますけれども、これは、愛のむちをゼロにしよというところであります、そういう意味では、体罰の禁止も含めて、先ほど来答弁申し上げておりますけれども、今回、体罰の禁止の法定化も盛り込んでおりますので、体罰の禁止の法定化の話も含めまして、子供の権利をしつかり守るための普及啓発にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大河原委員 もちろん、そうおっしゃるだろうと思いますが、だけれども、愛のむちという言葉を使い続けるという、私はその精神はやはりおか

しいんだと思うんです。

昔、イギリスで愛のむちはありましたよ。お尻をたく道具とか、手のひらをピシッとやる道具がね。でも、そういうことじゃないんですよ、今は。そういったことが高じて、まだしつけないものを愛のむちをお題目にして、子供を本当に生命の危機的な状況に陥らせる大人が多い。

そのことを私たちは解決しようとしているわけですから、ぜひこれは、例えば子供の人権にかかわる諸団体、NGO、NPOがありますよ、そういったところからヒアリングしたらどうですか。

この表現自体、わかりやすく、伝えやすく、そのこと自体が、何しろ子供たちにも伝えなきゃいけないわけですから、これは大きなことなんです。大人になつてから、あのとき体罰がだめだということを知っていたら当時の自分は相談するということもあつたかもしれない、そういう記事も先日見受けました。

ぜひ、全省庁の施策の中にこの子どもの権利条約の基本理念が生きているかどうかを責任を持って、根本大臣、お調べいただけないでしょうか。そして、手を打っていただきたいと思っています。もう一度、済みません、お答えください、大臣から。

○根本国務大臣 先ほど申し上げましたが、児童福祉法の中の理念ではしっかりと書き込んであるわけですから、それぞれの省庁のそれぞれの施策、必要に応じて、いわば児童福祉法の理念にきちんと法律で位置づけているわけですから、それはそれらを踏まえて適切に対応しているもの、あるいは対応されるものだと思います。

○大河原委員 今大臣は、法律に書き込んだんだからいいじゃないか、そうおっしゃったんですね。私は、そんなことでは締約国としての責務は全然果たせないと思います。これから政府への質問をさせていただきましても、ここから先の答弁についてもなかなか信頼ができるものじゃないんじゃないかというふうに思います。本会議場でも質問させていただきましても、文字面

の御答弁をいただきましたけれども、それ以上にしっかりと子供たちから信頼される答弁をいただきたいと思っています。

まず、政府への一問目は、二〇一九年三月、ここの三月に発行された子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体について参考になるガイドラインに関する調査研究報告書、大変厚いものですが、これも目を通させていただけました。この調査の背景と目的について改めて伺いたいと思います。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

御指摘の、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとつて参考となるガイドラインに関する調査研究、これにつきましても、平成二十八年三月十日の社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告、それから平成二十八年の児童福祉法改正、それとその附帯決議、これらを踏まえまして、子供の権利擁護に新たに取り組む自治体にとつて参考となりますよう、子供が意見を申し立てる環境整備、あるいは、その子供の意見を尊重して子供の権利侵害の問題の調査や調整を行う取組等に関するガイドラインを作成するために実施したものでございます。

○大河原委員 この調査報告書で、児童福祉法を活用する、そこで子供の意見表明を実現するということなんです、午前中も阿部議員がこの点を追及されました。

それを含めて、この児童福祉審議会はなかなか遠いものなんです、子供たちにとつて。まさに、手紙や電話で通じる、手の届くところじゃないまじやせん、まして、この児童福祉審議会の子どもの権利部会、こういったものがきちんと機能している自治体というのは本当に少ないと思います。

こうした子供の意見表明について福祉審議会を活用するというところでございます、このところ、これまでの阿部議員の質疑も含めて、どうやって施策に反映をしていこうと思つていらっしゃるの

か、お答えをいただきたいと思っています。

○根本国務大臣 子供の権利擁護の仕組みを構築するために、今局長から答弁しましたように、昨年度、都道府県などが、児童福祉審議会を活用して、子供の意見表明等の仕組みを設けるためのガイドラインを作成する調査研究事業を行いました。

このガイドラインは、都道府県などが、児童福祉審議会の子供が意見表明することができる仕組みが推進されるように、児童福祉審議会のもとに部会を設置して、子供の意見表明を支援する支援員を配置すること、子供の意見について支援員が聞き取りを行い、子供の意見表明をサポートすることなどのモデル的な枠組み例を示したものでござります。

今後、自治体において参考となるように、このガイドラインを周知して、取組を支援していきたくと考えています。

○大河原委員 わざわざ自治体に役に立つようなガイドラインということなんです、私はやはり、これまでの議論を聞いていても、そしてまた実態としても、児童福祉審議会が本当に直ちに機能できるか。もちろんそこで意見表明することは大事だと思つていますが、そこで意見表明するということはよほどのことだということに思ひます。本当に必要なことは、そこに行くまでに地域で子供たちが出遭うさまざまな危機、子供たちの声、このことをしっかりと、大事に至らない前にきちんと受けとめて解決をする、そういうことではないかと思ひます。

このガイドラインがなかなか自治体のお役に立つというふうには見えないので、むしろ地域のそうした子供の権利擁護のネットワークを張りめぐらせること、そうしたことをぜひ私は求めていきたいと思つています。

次に、野党案を質問させていただきます。

野党案も出しているわけですが、本法案の主な特色、これについてまず伺います。

○阿部議員 御質問ありがとうございます。

本法案は、東京都目黒区や千葉県野田市で発生した児童虐待による痛ましい事件も踏まえ、児童虐待防止対策の総合的かつ抜本的な強化を図るものであります。

私どもの野党案の特色を四つの視点、すなわち、直接的な児童の権利利益の擁護の視点、児童の権利利益の擁護のための体制強化の視点、児童虐待の再発防止の視点、さらにはDV防止の視点から説明をいたします。

まずは、直接的に児童の権利利益を擁護する観点から、親権の行使に当たっては体罰を加えてはならない旨の明確化及び児童虐待を受けた児童が転居する際の指導措置の解除制限を始めた児童の転居等に係る対応の強化の措置を講じております。

次に、児童の権利利益の擁護のための体制強化について、市町村におけるきめ細やかな対応を充実させるために、中核市及び特別区に児童相談所を配置することを始めとする児童相談所の設置の促進及び市町村子ども家庭総合支援拠点の設置の措置を講じております。

さらには、児童虐待の再発防止の観点から、児童虐待を行った保護者に対して、児童虐待の再発を防止するためのプログラムの実施及びチャイルド・デス・レビューの活用を講じております。

これらに加えまして、児童虐待とDVとが強く関係しているケースも多々あることから、DVの発見者による通報及び医師等が業務上DV被害者を発見した場合の通報の義務化とその通報先の拡大の措置を講じております。

以上が本法案の特色であり、法案名にあるように、児童虐待を防止し、児童の権利利益を擁護することを強く意識した内容となっております。

○大河原委員 子供もその親御さんたちも、住んでいる地域でいち早くそうした事態が散見されるときに救出をする、問題解決に当たる、このことが求められております。だから、責任をやはり大きく感じているのは市町村なんです。だから、

市町村への支援、市町村を励ましながらしつかりと子供たちの権利擁護を国が後押しするということは重大な責務だと思います。

先ほども質疑がありましたが、中核市や特別区に児童相談所を配置することを始めとして野党案はできております。そして、大事なことは、市町村子ども家庭総合支援拠点の配置、こういったこともやるようにというふうに言っているわけですが、改めて、もう一度、この相談所の配置、また子ども総合支援拠点の配置ということについての野党案の思いをお聞かせいただきたいと思ひます。

○初鹿議員 御質問ありがとうございます。

現行法上、児童相談所については都道府県及び指定都市に設置が義務づけられており、中核市等については設置することが可能とされていますが、現在、中核市等で設置されているのは横須賀市、金沢市及び明石市であり、必ずしも設置が進んでいない状況であります。その原因は、児童相談所の機能を持つことが自治体にとって負担になることもあると考へます。

そこで、人口規模、財政規模等を勘案して、改正後の児童福祉法第五十九条の第一項において、中核市及び特別区について、児童相談所の設置を義務づけるとともに、同条第七項において、児童相談所の設置が過度な負担とならないよう、国による児童相談所の職員の人材育成やその確保のための支援、財政上の措置等の規定を設けております。

最近の虐待対応件数の増加を踏まえると、基礎自治体におけるきめ細やかな対応が必要であり、また、児童と家庭に関する相談についての基礎自治体の役割が強化されている中で、基礎自治体において、子育て支援から児童虐待への対応まで一貫した児童福祉施策を実施することが求められていると考へます。

そのため、子供の命を守る観点から、中核市及び特別区について、児童相談所の設置を義務づけることとしています。

○大河原委員 本当にそのとおりなんですよ。地域で、やはり子供たちがいろいろな目に遭います。そして、もちろん、それを支えていくいろいろな人たちが既に活動もしています。児童虐待を一刻でも早く発見するため、だから「いちはやく」という、あの番号なわけですね。

ですから、本来、この法案で、一刻も早く発見するためにどういう措置を講じているのか、そしてまた、同時に聞きたいと思いますが、先ほどの、児童福祉審議会を活用するという報告、これについてどう思われているのか、野党の提案者に伺いたいと思ひます。ちよつと二つ一緒に聞かせていただきますが、別々にお答えください。

○初鹿議員 では、先に、児童虐待を一刻でも早く発見するためにどのような措置を講じているのかという点について答弁をさせていただきます。

現行法上は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告する義務が課されており、また、児童虐待を発見しやすい立場にある教職員や医師等については児童虐待の早期発見の努力義務が課されています。

本法案では、児童虐待でさらなる早期発見につながるべく、まず、改正後の児童虐待防止法第四条第七項において、一、児童虐待に係る相談等を容易にするための措置、二として、居住の実態を把握することができない児童の所在把握等のための措置を講ずるものとしております。具体的には、例えば児童虐待に係る相談を容易にする措置についてはSNSの利用を想定しており、自治体におけるトライアル実施においても大きな成果を上げていくと聞いております。

さらに、同条第三項及び第四項において、特に児童虐待を早期に発見しやすい立場にある医師等に対しては、児童虐待の発見のために必要な知識及び技術等に関する研修を実施するとともに、そのような知識と技術を有する医師等の確保、養成及び資質の向上を図ることとしております。

また、同法第八条第二項及び第三項では、児童相談所において、通告等を受けた児童の心身の状況に

況に関し医師の所見を求めることとしており、これも児童虐待の早期発見につながるものと考えます。

これらに加えて、児童虐待とDVとの関係が強いケースもあることから、改正後の児童福祉法十條の二第一項において必置とされている市町村子ども家庭総合支援拠点に婦人相談員を配置することを同条第二項で規定し、DVと関係する児童虐待の早期発見を図ることとしています。

最後に、本法案の附則第九条第二項においては、乳幼児に対する健康診査、学校における健康診断が児童虐待の早期発見にとって重要であることを踏まえ、これらの機会において児童虐待の発見を容易にするための措置について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

○阿部議員 引き続き、御答弁申し上げます。

委員御紹介の報告書では、子供の権利擁護の実現のために、児童福祉審議会を活用した子供の意見表明に関する都道府県の体制整備等について書かれていたものと承知しております。

子供の権利擁護の観点から子供の意見表明の機会をつくるという方向性については、私どもも意を同じくするものです。しかしながら、その内容を見ると、意見表明の方法が子供にとって十分に利用しやすいものとは言えるのか、児童福祉審議会自体が子供にとって遠い存在ではないかといった点が懸念されるほか、何より、施設入所等の措置や一時保護を行う際に事前に必ず意見を聞かなければならないとはされていないことが問題ではないかと思ひます。

子供の意見表明について、児童虐待を受けた児童に対する施設入所等の措置や一時保護については、とりわけ児童の権利利益に重大な影響を与える場面であることから、児童みずから意見を表明する機会を設けることが重要であると考えております。

そのため、本法案においては、改正後の児童虐待防止法第十条の七及び第十三条の第一項から第

三項までにおいて、施設入所等の措置や一時保護の実施又は解除に当たって必ず児童の意見を聞くこととし、その際には児童の心身の状況や環境等に十分配慮しなければならないこととしたしております。

さらに、附則第六条第四項において、児童の意見の代弁や意見表明の支援のための制度の導入など、アドボケート制度、子供オンブズマン制度の構築に関する検討を行うこととしたしております。

○大河原委員 本当に、早く虐待を発見すること、それから子供を守り切ること、そういったことが急務なんですよ。

先ほど、このパンフレットも配っていないというのを申し上げましたけれども、批准された当時、実は厚生労働省は、児童養護施設、そうした自立支援施設、こういった子供たちには権利ノート配って、そしてそこには施設のオンブズマンがいた、そういうこともきちんと説明していたはずなんです。残念なことに、そういうところでも虐待は起こったりしておりますけれども、もともと厚生労働省は、この子どもの権利条約の普及啓発については、実は他省よりは多少よかったですというのを私は思っているんです。

子どもの権利ノート、自治体の参考になるガイドラインと書いてありますが、この中にも、権利ノートにはがきがついていて、それを出してくれと書いてあるんですよ。

だから、そのはがきのことはあれですけども、今御答弁をいただいた、子供の小さな声、声にならない声もしつかりと受けとめるアドボケート機能、こういったものをしつかりつくっていくのが何より重要で、しかもそれは、身近なところで声が受けとめてもらえる、ばつりばつりとしか子供たちは言わないかもしれないけれども、そのことがある安心というのはいくらも違ふ世界を見せてくれるというふうに思ひます。

児童虐待の背後にDVがあるということは本会議の質疑でも訴えさせていただきましたけれども

も、この背後にあるDV、子供だけを保護すると、DV被害者が加害者のもとに残されてしまうんですね。ですから、とても危険な状況が起こります。

攻撃の対象が一つになるわけですから、野田の事件、全容はまだわかりませんが、そういう意味では、子供自身は、どんな暴力、虐待を受けても親をかばおうとする、そういうことがあります。だから、自分の身体を差し出すということもありまして、被害者というのは、きのうの例でいえば野田のお母さんですね。加害をされている、加害のメインコントロールというか、力の支配、心の支配のもとにありますから、何もすることができなかつた。それでも補助罪に問われているわけで、そういう中では、加害を受けた子供だけを引き離して保護するとか、親だけを別にすると、非常にターゲットが小さくなり、その分、激しさが増すということをぜひ御理解いただきたいと思えます。少なくとも、加害者と引き離して、DVがわかる相談員に事情を聴取させるということが必要なわけです。

この児童虐待の裏にあるDVということに着目されたと思いますが、児童の権利利益の擁護を図るためにDV防止法自体を改正する必要があると思えますけれども、今回は虐待防止法にあわせた改正になっております。その点について御説明ください。

○阿部議員 御答弁申し上げます。

千葉県野田市の事案では、被害児童が声を上げ、複数もの関係行政機関が実際の対応にかかわっていたにもかかわらず児童が死亡するという最悪の事態となっていました。加えて、この事案で逮捕された母親については、昨日も公判の様子で報道されておりましたが、DVを受ける中で十分な判断力を持っていない状態になっていたと考えられます。

この事件だけに限らず、内閣府が実施している調査からは、DVと児童虐待との相互の関係が指摘されるところです。つまり、DVによって追

詰められた被害者が虐待から子供を守ることができなくなっていくという暴力の連鎖があると考えられます。

そこで、DVを防止することにより、DVの裏に隠れた児童虐待の防止を図るべく、児童虐待防止法等の改正と一体となってDV防止法を改正する必要がありますと考えているところでございます。

○大河原委員 検討項目に、DV被害者の保護のための機関とそれから児童相談所の連携について明記する、このことについても一度伺いたいと思えます。この連携をする趣旨というのをいまい度御説明いただけるでしょうか。

○池田(宣)議員 お答えいたします。

千葉県野田市の事案においては、以前より母親がDVを受けていた可能性が認識されていたにもかかわらず十分な対応がとられることはなく、結果として痛ましい事態を引き起こすこととなってしまいました。

この事案だけに限らず、内閣府が実施した調査からは、DVと児童虐待との相互関係が指摘されるところです。

このため、DV被害者の保護のための機関と児童相談所がそれぞれ独立して事案に当たるのではなく、連携協力して問題解決に努めるべきことを改めて強調しておくことが必要になります。

そこで、配偶者暴力相談支援センターがその業務を行うに当たり、連携に努めるべき機関に児童相談所を加えるとともに、DV被害者の適切な保護が行われるよう、相互連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関として児童相談所を明記することといたしました。

○大河原委員 今、児童相談所の連携とDVのことで、着目した視点を持った人たちが、地域の連携が必要ということなんです。通報それから保護命令の申立ての対象になるDVの拡大、これに関して検討項目を設けておりますけれども、この趣旨、意図は何でしょうか。

○池田(宣)議員 近年、DV被害については、精神的DVや性的DVの被害経験のあった人の割合

が増加傾向にあります。千葉県野田市の事案においても母親が精神的DVを受けていた可能性が指摘されており、このような状況を踏まえると、DVや、これと関連して起こる児童虐待を防止するために、身体的DVだけではなく、精神的DVや性的DVについても通報及び保護命令の申立ての対象とする必要があると考えています。

ただし、通報に関しては、夫婦のプライバシーにいたずらに介入することを防ぐための手だてが必要となり、また保護命令に関しては、個人の行動の自由を刑罰をもって予防的に制限する制度であるために、その対象となる行為を明確にする必要があるといった慎重な意見がDV防止法の制定当初から出ていたところです。

このような意見も踏まえるとして、本法公布後三年を目途として検討を加える旨の規定を設けることといたしました。

○大河原委員 通報及び保護命令の申立ての対象になるDVの拡大が検討項目に挙げられたことは評価をし、それが必ず実現をしてほしいと願うものです。

DV法の喫緊の課題は、保護命令の対象に精神的暴力とか性暴力を入れることだと思っております。共同親権や親子断絶防止を求める、そういう方々もおられますけれども、身体的暴力以外はDVではないという御主張もあり、驚くべきことに、DVセンターの所長あたりでもそういうふう

に思い込んでいらっしゃる方が多いんですね。そういうことがございますので、一時保護すら精神的暴力では対応してもらえない、こういうことが数々報告されております。政府の御対応も、こうした点をぜひ勘案して対応していただきたいというふうに思います。

最後に伺いますけれども、DVの発見者による通報先として市町村を加える趣旨、これについてお答えをいただきたいと思いますが、通報を受けた市町村はどのような対応をとると想定しておられるでしょうか。

○阿部議員 お答えいたします。

現行のDV防止法では、DVの発見者による通報先は配偶者暴力相談支援センターと警察官とされておりまして。しかし、全ての市町村において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設があるわけではないため、DV被害者を発見したとしても、一番コンタクトをとりやすい身近な自治体である市町村に通報先がないことで、通報をためらう可能性も考えられます。

このため、通報の機会をよりふやすために、DVの発見者による通報先として市町村を加え、通報の窓口を広げる必要があると考えます。

なお、通報を受けた市町村においては、通報された事案を適切に処理するために、必要に応じて都道府県若しくは近隣の市町村の配偶者暴力相談支援センター又は警察官に事案を移送することが考えられます。

○大河原委員 最後に、私、一言意見を述べさせていただきます。

今、配偶者暴力相談支援センターのところで、DVと子供虐待の裏表の関係とか、その密接な関係に注目がありました。市町村が通報を受け、それに適切な対応をしていくためには、もっと実は市町村には人材があるんですね。それは、男女共同参画担当部署というのが必ずあります。

ですから、そこには既に教育、研修を受けた方たちがおられるわけなので、関係機関の中に男女共同参画センターとか女性センターが入っていないので、人材はそういうところに、DV相談ができる人たちが福祉事務所とかDVセンターのほかにいるということとをぜひ御認識いただきたいと思えます。

公的機関でジェンダーについて学んでいる職員がどれほどいるか、ちよつと心もとないですけれども、この女性センターなどにいらつしやる方たちは確実な方なんです。ですから、市町村の体制強化の部分では、こうした女性支援を担ってきた機関を入れる必要があると私は主張したいと思えます。DVのことについて学んでいるか、あるいはそのことをきちんと理解して一緒にやる、解決

する、対応する、そういう対応をすべきだ、体制をつくるべきだと主張申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○福岡委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。

子供の命、そして虐待、命があつたとしてもその育ちをどう守っていくかということで、現場のお声を聞いてまいりました。その現場のお声をもとに質問させていただきたいと思ひます。

まず、虐待した親にはそれぞれ原因、理由があると思うんですね。生まれたときというのはもう、かわいい赤ちゃん。でも、どうしてその子に手を出すようになってしまったのか。あるいは、生まれたときから虐待をしてしまう。それなりに理由はあると思うんです。

耳目を集めるのは、新聞に載って、命を失った場合。これは、早く物理的にその親と子供を引き離せということで、その通報がどのタイミングで行われたかとか、警察はどの時点で介入したか、そういう物理的な隔離というのに注意が行くんですけれども、それ以外にもたくさんの虐待の事例があつて、その虐待一つ一つが子供の育ちを妨げているということを考えれば、その理由を一つ一つ丁寧に拾い上げていく、虐待した親に対して丁寧に聞き取りして調査して、何にストレスを感じてそれに至ってしまったのかということを分析して、それから政策につなげていくということが必要だと思ひます。

それは、厚労省の中だけの政策につながらないかもしれない。いろいろな分野に至る、ほかの省庁にかかわるかもしれない。若年出産、低学歴、低賃金、非正規雇用、もう幾ら頑張っても、あがいてもあがいても、そこからは上がれない、こういう社会のあり方まで見直さないといけないものが出てくると思ひますね。

そこで、大臣、その事案、虐待の事例を、体制として、制度として聞き取り調査して、それを分析し、政策につなげていく、このような制度は確

立されていますでしょうか。

○根本国務大臣 児童虐待の問題、そしてそれにどう対応していくか。委員がおっしゃられるとおり、やはり、どういふ原因で起こったのか、そのきちんとした事実関係あるいは因果関係、原因を含めて、こういうものをきちんと分析した上で必要な施策につなげていく。

これは、これまでも児童虐待については累次の法改正もありますし、我々直近でも四度にわたって政府で累次の対策を各省庁を挙げて打ち出してまいりましたが、その前提には、当然、どういふことで起こったのかという原因を踏まえた上での対応策を練るということをやっております。

そして、具体的に、例えばこういうことをやっております。過去の児童虐待事例を分析し、そこで明らかになった課題を具体的な対策につなげていく、これは私も今申し上げたように極めて重要であります。

例えば、こうした分析の一環として、社会保障審議会のもと専門委員会において、児童虐待による死亡事例等の検証を行っております。この検証においては、養育者の心理的、精神的な問題や家庭の地域社会との接点状況などについて把握するとともに、毎年数例、現地ヒアリングを行うなど、個別事例を踏まえた分析を行っております。このような検証に加えて、虐待を受けた子供の生育歴や家庭状況などについて児童相談所に対して調査を実施するとともに、社会保障審議会などの専門委員会において、現場の実務に携わる有識者あるいは社会的養護の経験者も含めて議論を行うなど、現場、当事者の声も対策に反映できるように取り組んでおります。

今後、例えば今、死亡事例検証という例を申し上げましたが、保護者の状況などを含めて、虐待の要因等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の対応状況をフォローアップするなど、子供の命を守る社会づくりを全力を挙げて進めてまいります。

○白石委員 死亡事例について分析しているとい

うことなんですか、もちろん、死亡する、命を失うということが一番重大な事案で、当然、その調査分析というのは必要なんですけれども、私が言っているのはそれだけじゃなくて、それだとしても物理的に引き離すというところがあるんですけれども、もっと根底のところまでその理由を探るためには、虐待事例をもっと広く調べて、それを広く社会に問うて、国民的な議論を巻き起こしていく、審議会で、専門家、有識者だけじゃなくて、国民的な議論を巻き起こしていく、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに思ひますけれども、御所見があればお願いいたします。

○根本国務大臣 過去の児童虐待の事例を分析するというところで、今、死亡事例等の検証を行っているということで御紹介申し上げました。

例えば、保護者がどうして子供を虐待するのか、これは今までのいろいろな分析を踏まえて、厚生労働省が地方自治体の職員用に作成した子ども虐待対応の手引きにおいて、子供時代に大人から愛情を受けていなかったこと、あるいは生活にストレスが積み重なって危機的状況にあること、社会的に孤立化し援助者がいないこと、親にとって意に沿わない子、予期せぬ妊娠、愛着形成阻害、あるいは育てにくい子などであることなどのさまざまな要因が複合的に絡み合っているものだとされております。

いずれにしても、児童虐待に対してさまざまな手、対策を打っているわけですが、今回の二つの事案についてもどうしてこういうことが起こったのかということとは、現場での検証も踏まえて対策を講じておりますが、そこは、例えば私が今申し上げた、どうして保護者が子供を虐待するのか、これも、やはり虐待をした保護者の意見を聞くなどを踏まえてこういう分析をしていると考えておりますが、今委員御提案の保護者の意見を聞くべきである、私は、実態、どうしてこういうことが起こったのかは大事だと思いますから、この保護者の意見を聞くべきではないかということについ

ては、どのような手法で把握するかなども含めて、今後、更に検討していきたいと思ひます。

○白石委員 システムとして広く調査して、そしてそれを広く国民、そして他の省庁も巻き込んで政策につなげていくようお願い申し上げます。

次の質問ですけれども、今、児童相談所の量の拡大をしようであるとか、あるいは中核市に一つつくるべきだとか、そういう話をしていますけれども、利用者目線からしたらどういふことになるかという、例えば、愛媛県でいったら、今、中予、南予、東予と三つあって、中予というのは松山市、県庁所在地にあるわけですね、それが中核市になりますけれども、利用者としては、松山にあることには間違いはない、それが県の所管になっているか松山市の所管になっているか、余り関係ないわけですね。

重要なのは、利用者の目線というところ、そこで事が全部ちゃんと済むのかということが大事だと思うんです。そこで解決まで導いてくれるのかどうか、そこに行ったらただだけれども、これは所管が違うからあっちに行ってくれこっちに行ってくれといって分散してしまう、これがなくなるような児相をつくってほしいというのが利用者の声だと思ひます。

そこに行ったら、児童相談所、児童福祉司だけじゃなくて、ほかの分野の人たちもいる、今の法案でも連携を深めるというのがありますけれども、一つの事例としては、大阪に子ども家庭センターとドーンセンターというのがあって、それが非常に、その中に入ったら事が全部済むらしいんです。先ほどのDV、家庭内暴力なんかも含めて、全部そこで事が済む、専門家がいて、相談に乗ってくれるということでもあります。

そういったものを、都会だけじゃなくて、各県、地方の県にも一つは、県庁所在地ぐらいにはあるべきだと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 今、委員の方から、虐待とDVへの相談支援、こういうものを一体的に行うべき

ではないか、
 こういうお話がありました。

児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者への暴力、これは心理的虐待とされており。また、児童虐待と配偶者からの暴力、DVには一定の関連性があるという調査結果もあります。

その意味で、配偶者への暴力が行われている状況のもとでは、子供への虐待の制止が困難となる場合がありますので、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターなどが連携して対応を行うことが重要だと考えています。

実は、支援機関、窓口が同一の建物、今の委員の御意見はそういう御意見で、私も同一の建物にあれば確かに利用者にとつても使いやすいという気はいたしますが、同一の建物に集約するか否か、これについては、地域における支援体制の状況などを踏まえて、これは個々の、それぞれの地方公共団体の判断で実施いただくことになるわけですが、国としても連携強化を図ることが重要と考えております。

このため、本法案においては、DV対策との連携強化のために、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、そして、児童相談所は、DV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するように努めるものとする規定を盛り込んでおります。

○白石委員　法案でもあります、大臣おっしゃった関係機関の連携強化のその一つの意味として、ぜひ、各県一つは物理的にそこで事が全部済むとあったことも厚労省として支援していただきたいと要望いたします。

そして、次なんですけれども、実際、虐待事案が出て、これは司法上の訴追が必要になったとします。そのときに、被害者というのは、つらい思いを何度も思い出して人に話をしないとけないということはやりたくないわけであります。それを、専門家が違うからそれぞれ何回も話すということは避けた方がいい、それは、特に子供の場合

は更に大事だと思っんです。それぞれの場所や何
度もつらい出来事を話さないといけない、こうい
う状況をできるだけ精神面の配慮から少なくする
ということが必要だと思っんです。

精神的な二次被害に遭わなかったために、司法面接者がワンストップで、その子供、被害を受けた、虐待を受けた子供から話を聞くというふうにする仕組みがあると思うんですけども、そここのところについて答弁をお願いします。

○保坂政府参考人 御指摘のいわゆる児童虐待事案も含めまして、検察当局におきましては、児童が被害者等である事件につきまして、平成二十七年の十月に最高検、最高検察庁から通知を発出いたしましたして、それは「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」という通知でございますが、これに基づきまして、警察及び児童相談所との連携強化を進めているところでございます。

そして、児童の負担軽減、そして児童の供述の信用性確保という観点から、警察及び児童相談所の担当者と当該児童からの聴取の方法について担当の検察官が協議を行った上で、そのいずれかの代表者が児童から聴取をするなどのいわゆる代表者聴取というものの取組を進めているところでございます。

件数について御紹介いたしますと、先ほど申し上げた平成二十七年以降でございますが、法務省が把握できている限りで、これまで合計で一千八百件以上の代表者聴取が実施されているものと承知をいたしております。

○白石委員　代表者聴取というのがあるんだ、千八百件以上ある。ただ、その中で、児童虐待に関する件数というのは、きのうおとといのレクだと、把握できていないということなんですけれども、周知徹底ができていないんじゃないかなという気がして、今は檢察の方からの答弁でしたけれども、警察、そして児童相談所の職員さんにも、こういう制度があるということをもっと周知していただきたいなと。

これは問題提起されて、これで自殺者が出たり

して、つらい思い出を何度も話さないといけない
というところで自殺者も出ているというところから
何とかならないかと。調べてみたら、代表者聴取
というのがありますよと。これを知らなかったと
いう児童福祉司さん、おられます。

ぜひこれを周知していただくということと、そして、代表者というのはどのように決まるのかと、そういうのも大事だと思うんですね。周知徹底と、代表者がどのように決まっていくのか。この点、もしお答えできればお願いします。

○保坂政府参考人　こういった代表者聴取について周知がされていないのではないかとというお尋ねでございませうけれども、先ほど申し上げたとおり、平成二十七年の十月に最高検から、最高検察庁から通知を発出して以降、先ほど申し上げたように、多くの事件で代表者聴取を実施しております。すばか、検察における研修等で、例えば厚生労働省、警察庁、医療機関からも講師として招いて見

児童待客案に対処するための研修を行いました、あるいは、各地の検察庁における代表者聴取などの三者連携で有益であった事例、好事例の共有というものを行っているなどしているところでございまして、検察の現場におきましては、代表者聴取の取組というのが着実に定着しているものと承知をいたしております。引き続き、児童の負担軽減等の観点からこういった取組を進めていくものと承知をいたしております。

次に、代表者聴取の場面における代表者についてどのように決めるのかということでございますけれども、これは、私どもが承知しておる限りには、おきましては、誰を代表とするかについての一律の基準があるとは承知をしております。それぞれ

れ個別の事件ごとに、児童相談所、警察及び検察の担当者が協議をして、その事件の内容を踏まえて、児童の負担軽減、そして信用性の確保ということで、例えば場所も含めて適切な代表者や聴取内容等が選定されているというふうに承知をしているところでございます。

○白石委員　ぜひ、被害者が誰でもすけれど

も、特に子供が被害者の場合は、この制度があるということをも更に引き続き徹底して周知いただきたいと思います。

次は、専門性を高めるということがよく言われるんですけども、もちろん知識は大事ですけれども、この分野は経験というのが非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。日ごろ児童に接している、あるいは御家庭に行っている児童福祉司さんの人事ローテーション、やはりなるべく長くそこで職務をし、経験を積んでいただき、そして、その経験を生かして、ほかの職員さんとも共有するというのが行われるべきだと思うんですけども、さらに、その幹部のところ、例えば児童相談所長であるとか部長であるとか、この幹部のところ、これは都道府県ですから地方公務員になると思うんですけども、そのあたりはやはり通常のローテーション、幹部ローテーション、通常は二年とか三年ぐらいでかわっているようなんですね。

このところを、やはり、モラルが下がらない
ということとは配慮しながらも、なるべく長くそ
こにいて、現場の職員さんにも指導してほしいとい
う要望があるんですけども、大臣、このあたりは
いかがでしょうか。

○根本国務大臣　私も委員のおつしやるとおりだ
と思います。

児童相談所の職員について、必要な専門性が確保できるよう、計画的な人材確保、育成が図られることが重要で、委員がおっしゃられるように、経験というのは非常に大切だと思えます。

幹部職員を含む児童相談所の職員については、各地方公共団体において採用され、選定されるものでありますが、児童相談所において組織としての経験も蓄積され、引き継がれるようにする必要がありますと考えています。

このため、都道府県などに通知を発出して、三
点申し上げたいと思いますが、幹部職員も含めた
個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保でき
るような人事異動サイクルで人材配置を行うこと、

将来的に指導、教育的な立場に立つ職員、計画的な育成をすること、積極的に、児童相談所配置経験者の再配置や児童相談所OB職員の再任用などを行うことなどを依頼して、自治体での工夫が進むように取組の周知を行っております。

○白石委員 大臣、趣旨はそのようなことで、更に現場に近いところ、さつきおっしゃった児童福祉司等とか専門職だけじゃなくて、幹部のところについてもそのようなことを進めていくと。

総務省に聞きますと、職場にとどまる期間の制限はないらしいんです。十年でも二十年でも、退職までできると。一応その制限はないということですので、所長、部長級についても、なるべく長くいて、専門性のあるいは経験を生かしていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後の質問で、これはパートさん、非正規雇用の雇用保険の件なんです。ちよつと虐待から離れてしましますが、済みません。

今、雇用保険で、その加入の条件というのは、週二十時間以上の勤務なんです。週二十時間以上の勤務。一方、受給の資格については、月十一日の出勤、月十一日の出勤というのが条件になっているんです。これが一定期間ないといけないということになっていて、そこにそこがあるわけです、物差しの違いがあつて。でも、ほぼほぼ同じでも、谷間に落ちる人が出るというのが今の雇用保険の規定になっているんです。

もうぎりぎりのところですよ。非正規で、パートさんのみが念頭にあるんですけれども、週二十時間といつたら、大体、一日八時間勤務を標準とするならば、週に二・五日間ですね。それが月四週間ということであれば、十日間になるわけですよ。

さつき言つた受給資格というのが月十一日です。から、そこにずれがあつて、そこで谷間が生じて、どういふことが起きるかという、雇用保険の保険料はずっと払っているのに、ずっとパートさんとして長く、たとえ十年、二十年働いていたとしても、自己都合で退職するときには受給資格

がないということが起きてしまつてゐるわけですよ。この物差しの違い。

もう一つ問題なのは、パートさんは加入資格週二十時間を上回つたり下回つたりするぎりぎりのところで勤務しているんですね。上回つているときには保険料を払う、下回つているときには停止してください、実務的に無理です。今月は上回るから払います、今月は下回るから払いません、このスイッチを毎月毎月オン、オフするのは実務上無理だと思ふんですね。

この二つの問題。物差しの違いの問題と、そして、上回つたり下回つたり、オン、オフは実務上難しいという点について答弁をお願いします。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

雇用保険の制度におきましては、御指摘をいただきましたように、まず、適用の場面では、週所定労働時間が二十時間以上の労働者の方々が適用されるということをやつております。一方で、基本手当を受給する場合には、離職の日以前の二年間に被保険者期間が十二カ月必要だということが要件になつておりまして、この被保険者期間につきましては、月十一日以上賃金の支払い基礎となる日がある月を被保険者期間として算入する、こういうルールになつているところでございます。

こうした受給資格の要件につきましては、保険制度として運用している中で、原則として保険料を一定期間以上納付をしているということを前提としていふことに加えて、直近の労働の状況、実態を確認し、これを踏まえて手当を支給するという趣旨からこのような要件を設けているところでございます。

御指摘にあつたような個別の事例については、それぞれ事情をよく精査して検討する必要があります。というふうな考えをしておりますが、御指摘も踏まえまして、適用要件あるいは受給資格要件の設定のあり方については、先ほど申し上げた受給資格要件の趣旨や働き方の実態といったものも踏まえつつ、保険料を御負担いただいている労使が参画をする審議会、労働政策審議会の雇用保険部会にお

きまして御議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

○白石委員 そうですね。これは検討が必要だと思います。さつきおっしゃつた、労働の状況を踏まえたとか働き方の実態を踏まえた、その具体的な計測の仕方が、加入のときには週二十時間以上の勤務、一方、受給のときには月十一日以上の上出勤と、これがずれているということは全くもつておかしいので。加えて、もしこれを平仄を合わせたととしても、パートさんでそれを上回つたり下回つたりするというのはどういふふうに考えていけばいいのかと。

働き方改革で労働時間規制が適用されて、あるいは、厚生年金の加入資格というのやはり労働時間というのが物差しになる。勤務時間管理というの物は物すごく大事になるので、そのことによつて、この雇用保険も一つの例として、入つたり入らなかつたり、保険料を納めたり納めなかつたり、納めたとしても、それがいざ解雇のときにはもらえなかつたり、こういうことになるので、勤務時間管理ということをどのようにしていくかというところもぜひ議論していただきたいと思ひます。

これで終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十分間、質問時間をいただきました、ありがとうございます。

きょうの議論でも出ていふと思うんですが、まず最初に本場に申し上げたいのは、昨年の結愛ちゃん虐待死の事件を受けて、私たち野党が中心になつて香川県や品川区の現地にいき、そして児童虐待防止法の改正法案という議員立法を早急につくつて、去年六月から審議をしてほしいということをお願いしておりました。繰り返し、現地調査、集中審議、この法案の審議を求めておりまして、けれども、きょうは五月ということで、残念ながら、十一月間、審議をしてもうえませんでした。その間、残念ながら痛ましい事件が更に起

こつてしまつたわけでありまして。

どういふ事情で審議をされなかつたのか、私たちにはわかりませんが、やはりこういう人道上の法案を十一月も放置された、そして対策が十分に進んでいないのではないかと思ひますが、そのことについては強く抗議せざるを得ません。

ついでに、十一月間審議を拒否されたわけですから、その分も含めて充実した審議をするともに、今後も、私たち野党の審議も並行でしているわけですから、岡本理事とも話して、今、野党案の丸のみを与党にはお願いしているということですので、十一月も放置されたのは仕方がないんですけれども、その分も含めて、ぜひ丸のみに近い形で、いい法案の形で成立をさせることができればと切に願つております。繰り返し言ひますけれども、与野党で対立する話ではないと思ひますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それで、私も議員になつて二十年ですけれども、化学の研究を大学院まで行つてやつてしまつたけれども、なぜ政治家を志したかという最大の理由は、母子寮、母子生活支援施設で、まさにDV被害、児童虐待の被害に遭つていふ子供たちの遊び相手や六年間、私は大学時代にさせていただきまして、その中で、人間不信、対人恐怖症、不登校、さまざまな苦しみ子供たちが背負つておられました。遊び相手ぐらゐいましていませんけれども、毎週水曜日、二回、その施設に通つておりました。

その中で、本場にお母さんが幾ら頑張つてもなかなか立ち直れない、そして子供たちは本場に恐ろしい被害を受けておられる。そういう子供たちを幸せにするために少しでもお役に立てたらという事で、私も、化学の道からこういう福祉や政治の世界に入ったわけなんです。そういうことを含めて、今回の法改正で、とにかく児童虐待を防止せねばと思つております。

今回の千葉県の子供ちゃんの事件も、きのう、初公判がなげさ被告について行われました。

そこで、まず一問目の質問をしたいんですが、今回の法改正で体罰防止規定が入ったわけですね。体罰禁止規定が入ったけれども、ただ、根本大臣、これは体罰を見たらすぐに通報ということではないと思うんですね。

私の配付資料にありますように、「いちはやく」、「一八九」ということで、この七ページ、「未来へと命を繋ぐ189(いちはやく)」そして、児童虐待には通告義務というのがあります。児童福祉法第二十五条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められているということなんです。

私は、今回の心愛ちゃんの痛ましい痛ましい事件を通じて、近所の方、親戚の方を含め、DVが行われていること、また児童虐待が行われていることというのはやはり薄々感じられていたのではないかと思いますし、児童虐待というよりも体罰ですね、身体的虐待、この「いちはやく」という資料にもありますけれども、身体的虐待には、殴る、蹴る、たたく。

そういう意味では、根本大臣にお伺いしたいんですけれども、今回、体罰の禁止規定が入った、体罰には通報義務ではない、でも、児童虐待には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、全ての国民に児童相談所に通告する義務がかけられているということです。

ついでに、体罰は禁止規定だけで通報義務はないんですけれども、虐待と言えるようなひどい体罰を見たら一八九に電話すべきと、厚生労働省としてポスターを作成するなどして広報し、今回、体罰の禁止規定が法改正で入ったことを機に、国民に周知すべきだと考えます。そのことが今回の心愛ちゃんの事件の再発を防ぐことにもなるのではないかと思います。大臣、いかがでしょう。

○根本国務大臣 児童相談所全国共通ダイヤル「いちはやく」には、虐待を受けたと思われる子供を見つけたときには、どのような虐待であつて

も、ためらわず通告できることが重要だと思えます。体罰によつて児童虐待をされている、要は、そういうことを含めて、どのような虐待であつても、ためらわず通告できることが重要だと考えます。

これまでも、その周知を図るために、ポスターやリーフレットを全国の自治体、関係機関、関係団体に配布しているほか、インターネットやSNS、政府広報ラジオ、新聞広告の活用など、さまざまな手法を用いて幅広く広報を行っております。

また、発信者の利便性の向上として、電話をかけてから児童相談所につながる時間を短縮するためのガイダンスの時間の大幅な短縮や、コールセンター方式の導入を行ったほか、平成三十年度補正予算に無料化に必要な費用を計上しております。

児童虐待に気づいた人が速やかに通告し、相談につなげることができるよう、「いちはやく」のさらなる周知に努めてまいりたいと考えています。

○山井委員 今までもからもやっておられるということなんですけれども、私があえて言っているのは、今回新たに体罰禁止規定も入りましたから、そのことを私たちは知っていますが、一般の国民の方々にはそう簡単に周知ができないと思うので、体罰禁止規定が入った、ついでに、ひどい体罰というのには児童虐待なわけですから、「いちはやく」に電話してくださいよ、体罰の禁止規定が入ったことを周知しながら、体罰も、ひどい体罰はしつつけを超えて児童虐待ですよ、一八九に連絡してくださいよという新たなポスターなどをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 委員おっしゃるように、周知広報の必要性、私は指摘のとおりだと思います。いろいろな形があるわけでありますが、どのような方法が効果的かよく考えて、拡充して対応していきたいと思えます。

○山井委員 ぜひ、新たなポスターもつくるということをお願いしていただけません。インターネットとかいろいろあると思えますよ。それはインターネットは簡単だと思いますよ、ホームページにばつと書けばいいんだから。ただ、やはりポスターもかなり有効だと思うんですね、一般の方々からすると。

今までからポスターはやっていらっしゃるんですけども、ぜひ、体罰禁止のことも含めた新しいポスターをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 ポスターをつくるかどうか、まだこの段階では明言はできませんが、いずれにしても、どのような広報がより効果的な手法かということはいろいろ考えていきたいと思えます。

○山井委員 これは法改正が一步前進だとは思いますが、そのことを国民に知らせないと実効性がないわけでありまして、それに関連して、今回も、DVのことも児童虐待と密接に関係しているということが心愛ちゃんの事件でも明らかにしました。

平成十四年の改正で、面前DVが児童虐待に含まれるということになりました。配付資料の五ページ、「心理的虐待が半数超」。それで、赤線で引いてあります、「04年の児童虐待防止法改正で、面前DVをはじめ、暴力を見せたり聞かせたりして、子どもに苦痛を与えることが心理的虐待に当たると明記された。」こう書いてあるんですね。

手前みそになりますが、私も、この二〇〇四年の児童虐待防止法改正のときの与野党議員の議論の中に入っておりまして、強くこれを主張させていただきました。

といいますのが、私が六年間ボランティアをさせてもらっていた母子生活支援施設では、本当に子供たちが傷ついて、人間不信になり、特に、残念ながら、男性の大人への恐怖症。私は、何でもかというのを遊び相手をしなから考えてみたら、自分が殴られたりしていないくても、酒を飲んだりして毎晩のようにお父さんやお母さんを殴ったりいじめたりしているところを小さいときから

目の前で見せられたら、それはDVじゃなくて児童虐待なんですね。それで、そのやはりトラウマ、後遺症で精神的に傷ついてしまう、不登校になる、あるいは攻撃的な性格になるとか、子供に対する甚大な後遺症、被害が残るわけです。そういうこともあって、私も強く主張して、この面前DVが児童虐待に入ったわけです。

ついでに、先ほどの質問とも関連するんですけども、ポスターやリーフレットなどで広報してもらった際に、今回もそうですよ、虐待の現場そのものを見ていなくても、子供のいる空間でDVが行われているということがわかったら、それはDVじゃなくて、自動的に児童虐待なんです。そのこともきつちりとポスターやリーフレット、広報に入れて、子供の前で行われるDVは児童虐待なんです、だから一八九に連絡してください。

今までのイメージでは、やはり子供がばあんとたたかれて泣いていたら一八九に連絡しようというイメージだったかと思うんですけども、それだけじゃなくて、子供の前で奥さんが、結局、多くの場合、奥さんですけれども、妻がDVを受けている、それも「いちはやく」に連絡するように、そういうふうな広報もぜひやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 今委員がおっしゃられたとおり、児童虐待防止法において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告をしなければならないとされております。

そして、委員が今お話しいただきましたが、同法において、児童が同居する家庭における配偶者への暴力、いわゆる面前DV、これは、委員が今もう既におっしゃられたとおり、心理的虐待に当たるとされておりますので、通告いただくべきものと考えております。

「いちはやく」は、児童虐待に対応する相談、通告窓口として、面前DV等の心理的虐待も含めて、虐待を受けたと思われる子供を見つけたときなどに、ためらわず通告し、相談できる環境を整

えることが必要であります。

まずは、その周知を図るために、ポスター、リーフレットを全国の自治体、関係機関、関係団体に配布しているほか、インターネットやSNS、政府広報ラジオ、新聞広告の活用など、さまざまな手法を用いて幅広く広報を行っております。これからのしつかりとした周知広報に努めていきたいと思っております。

○山井委員 面前三Dも児童虐待であつて、すぐに「いちはやく」に連絡をとるという答弁をいただきました。

もちろん、今回の心愛ちゃんのケースのように、児童相談所に連絡したものの、児童相談所の対応がいま一つ十分でなかったというケースもあるうかと思いますが、とにかく、未然の防止のためには、近所の人、親戚の人を含めて、気づいた人がどんどん通報するというのが子供の命を救うことになるのではないかと思います。

それで、一つ問題は、昨年この議論でも「いちはやく」を無料化するということを決めたんですけれども、それで予算措置もされているということですが、私もさっき電話してみたら、やはり最初に、この電話は二十秒で十円かかりますと、電話したらまず出てくるのがそれなんです。まずお金のことなんです。皆さんも電話してみたら、「いちはやく」に電話したら、最初の自動音声で、この通話は二十秒間で十円かかりますと。まずお金の話かということになる。

これはもう当たり前の話、無料と決まっているのに、まだ無料になっていないんです。それで、いつから無料になるんだと厚労省に聞いたら、これは今言っているんじゃないですよ、去年の国会で問題になって、無料にしようと思つたら、きょう電話しても、二十秒間十円、十分三百円、三十分九百円と。そういう話じゃないと思うんですね、これは、「いちはやく」、虐待している、人の命を救ってくださいと言っているのに、お金の話かと。言っちゃなんですけれども、別に通報した

からお金をくれとは言いませんよ、全然。でも、通報したらお金がかかりますよ、「いちはやく」と言いながら金を取りますよというの、何か矛盾していると思うんです。

だから、そういう意味では、いつから無料になるかわからないとかおっしゃっているんですけれども、やはりこれだけ切実な問題だから、ぜひ一週間後とか一カ月後とか、ちよつと明確な答弁をいただきたいと思っております。

○根本国務大臣 児童相談所全国共通ダイヤル一八九「いちはやく」は、広く周知するとともに、平成三十年度補正予算に無料化に必要な費用を計上し、利便性の向上に努めていきたいと思っております。

今年度から、「いちはやく」の無料化を実現するために必要なシステム改修等を実施することとしております。今年度中に、システム改修が終了次第、できる限り速やかに「いちはやく」の無料化を実施する予定です。（発言する者あり）

○山井委員 これはもう一年前のこの審議から言っていることなんです、今も岡本さんがおっしゃったように、これは人の命がかかっているんですから。そんなもの、今年度中つて、来年三月じゃないですか。いいかげんにしろという話ですよ。一カ月以内とか二週間以内とか、明確な答弁を。

これは、繰り返し言いますよ、電話して最初のアナウンスが、二十秒十円かかります、そういう次元の話じゃないと思うんです、本当に。必死になつて、子供の命をかけて、連絡する人も連絡しているわけですからね。

大臣、やはり明確に、できるだけ早くじゃなくて、一カ月以内とか二週間以内とか、ちよつとめどをお答えください。

○根本国務大臣 必要なシステム改修を今実施するということにしておりますので、要は、システム改修が終了次第、できる限り速やかに「いちはやく」の無料化を実施する予定です。

○山井委員 だから、そのシステム改修をいつま

でに終わらせるのかというのを聞いているんですよ。

○根本国務大臣 これはシステム改修の問題ですから、できる限り急がせてやりたいと思っております。

○山井委員 本当にやる気があるんですか、これは一年前から議論して、何を言っているんですか。きょう初めて質問しているんじゃないんですよ。去年からずっとこの議論をして。本当にきょうはびっくりしましたよ、電話したらいきなり金のお話が出てきて。びっくりだと思つていたら。おまけに、今質問しても、いつかわからないと。

今、後ろから耳打ちがありましたけれども、せめて、ある程度具体的な期日を答えてください。そうしないと、これは法案審議の意味がないじゃないですか。法案審議をやつて、急いでください、来年三月までにはやります、そんなもの、やる気ある答弁と言えないですよ。

○根本国務大臣 今年度中にシステム改修となっておりますが、今、システム改修を急がせるべく、精力的にやっております。

○山井委員 当然、採決までには答えてくださいよ、こんなことぐらい。一年前から言っているんですから。

一年間審議拒否して審議もせず、やつと審議したと思つたら、一年前の宿題をいつまでにやるか、めども立たない。何のための国会審議なんですか。何のための大臣なんですか。検討中である三月までにやりますだつたら、審議の意味がないじゃないですか。

ちよつと今、何かまたレクが入つたので、ぜひ半歩でも前向きな答弁をしてください、具体的に。

○根本国務大臣 今、業者を急がせております。年度内というより年内にやれるように、今、業者を急がせております。

○山井委員 ちよつと耳を疑いますよ。そういう話じゃないでしょう。年内つて、半年以上先じゃないですか。それはあんまりですよ。もうちよつ

と前向きな答弁をしてくださいよ、そんなもの。

○根本国務大臣 これは「いちはやく」ですから、当たり前だけれども……（発言する者あり）いやいや、冗談を言っているわけじゃない、ちゃんと答えております。こんなのはできるだけ早くやるべきのが当たり前ですから、もっと早くするように、今……（発言する者あり）いや、これはシステム改修の問題ですから、だから、しつかりやれ、早くしろ、こう指示をしております。

○山井委員 これは審議が続くと思つたので、次回の答弁のときには、ぜひ一カ月以内とか、いやあ、これは言いたくはないけれども、繰り返しと言いますけれども、私、当然無料になつていて思つたんですよ、無料にすると聞いたから。びっくりしましたよ、本当にきょう。一事が万事なんです。

それで、もう一つ、去年六月に、岡本理事また西村理事、そして阿部知子さんを始めとして、必死になつて、高橋千鶴子さんにも頑張つていただいて、私たち野党で法案をつくつたんですよ。ところが、六月末に提出した後、十一月、ほつたらかしになりました。

何が違うかというと、このグラフ、つまり、一つの違い、幾つも野党案の方がすぐれているところがあるんだけれども、一つは児童福祉司をふやすスピードが速いんですよ。私たちの法案では、三万人に一人と書きました。その三万人に一人と書いたことによつて、政府もそれを取り入れて、私たちは来年度までに三万人に一人にしろと言つたのに、四年後までということ、ゆつくりになつてしまつたわけですよ。

そこで、とにかく、せめてこれぐらいのことはやつていただきたいんですが、何が与党案と野党案で違うかというと、各児童相談所に一人加算するということになつていいます。その結果、これを見ていただきたいのが、二〇二二年の目標が、五千二百六十人と五千四百七十人、二百十人違う。これの大きな理由は、各児童相談所に一人底上げする、そこなんです。

これは法案の修正協議にもかかわると思います
が、ぜひ根本大臣、十一月も法案審議がおくれ
たこともありまして、野党が言っているよう
に、全ての各児童相談所に一人上乗せする、その
ことをやるという御答弁をいただませんか。

○根本国務大臣 昨年十二月に児童虐待防止対策
体制総合強化プラン、これはいわゆる新プランと
言っていますが、これを決定しました。二〇一九
年度からの四年間で、現在三千人の児童福祉司を
二〇二二年度には五千人体制とする、児童心理司
も二〇二二年度に八百人程度増員する、保健師を
各児童相談所に配置するなど、児童相談所の体制
の抜本的拡充を図ることといたしました。

さらに、本年二月八日に関係閣僚会議で決定し
た対策においては、特に初年度の二〇一九年度、
児童福祉司を千七百人程度増員するなどの体制の
抜本的強化に前倒しで取り組むこととしておりま
す。まずは、地方公共団体における人材確保が着
実に進むように、国としても支援していきたいと
思います。

なお、来年度の増員計画については、今後、進
捗状況などを踏まえながら、概算要求に向けて検
討していきたいと考えています。

○山井委員 また先送りですか。だから、この審
議を去年やろうと言ったんです。去年やってい
たら、ことしの予算に反映されていたんですよ。
でも、十一月も放置されたから。そうしたら、
また来年といったら、もう一年おくれるじゃない
ですか。

これは修正協議の法案にも私たちを入れていま
すから、譲れません。ぜひやってください。報道に
よると、与党も修正協議に前向きという報道で
からね。これぐらいの修正はやってくださいよ。
十一月も私たち待たされたんですから。こんな
こともやらないんだしたら、口だけでですか、修正
協議をやるというのは。そこはぜひ、与党と厚生
労働省でしっかりと議論してください。十一月も
待たされて、結局全然野党の言うことも聞か
ないということにはならないと思います。ぜひこ

は修正協議でもお願いしたいと思います。

もう一点、この下の方、つまり、この下にあり
ますように、昨年この法案の審議をやっていた
ら、そして野党案が成立したら、今年度は四千七
百四十九人になっていたんですね。ところが、政
府のプランでは四千三百人。ここの四百四十
九人も野党の法案と現状とが食い違ってきてし
まっているんですよ。こういうこともあるん
です。

ですから、今、根本大臣が来年度予算とおっ
しゃいましたけれども、野党案では、来年度予算
は四千九百五十九人と、ここにあるようになって
います。政府のプランではここまでいきませんけ
れども、ぜひ、十一月も待たせたわけですか
ら、来年度は四千九百五十九人、私たちの野党案
のような大幅な増加をしていただきたい。

そして、そのことを、ぜひこの法案審議のこの
場で明言いただきたいんです。そうしないと、結
局、幾ら法案にしたって、来年度予算で検討しま
す、検討しますだつたら、審議する意味がないん
ですよ。だからこそ、私たちは、三万人に一人、
各児童相談所一人上乗せということを法案に明記
して、与野党を超えて、仲よく協力して大幅な児
童福祉司の増員を決めようと言っていたわけ
です。

ですから、ぜひとも根本大臣、来年度、野党案
にあるように、四千九百五十九人ぐらいになるん
ですね、この児童福祉司の増員をするということ
を答弁ください。

○根本国務大臣 繰り返しになりますが、新プラ
ン初年度の二〇一九年度は、児童福祉司を千七十
人程度増員するなどの体制の抜本的強化に前倒し
で取り組むこととしております。児童福祉司の専門
性向上を図りながら、まずは地方公共団体におけ
る人材確保が着実に進むよう、国としても支援し
てまいりたいと思います。

なお、来年度の増員計画については、今後、進
捗状況のほか、児童虐待対応件数の状況なども踏
まえながら、概算要求に向けて検討していきたい

と思います。

○山井委員 本場に何か議論が一周おくれです
ね。去年もこの場で私はこの議論をさせていた
きました。ぜひとも、これは修正協議にも入って
いる項目ですから、この法案審議中に野党案のよ
うにするということを明言していただきたい。

そうでもないかと、全く、法案審議をしても、結
局は政府としては野党の言うことを取り入れない
んだつたら意味がないわけで、今回は柔軟に修正
に応じると言っているわけですから、私たちも、
別にこれを政争の具にする気はありませんので、
ぜひとも、よりいいものを、与野党を通じて協議
をしていただければと思います。

それに関連して、野党の法案では、一人当たり
の虐待相談件数を四十件以下というふうに明記し
ております。

結愛ちゃんが昔暮らされていた香川県のその地
域の児童相談所にも私たちは行きました。そのと
きにも聞いたんですけれども、やはり児童相談所
の現場は、児童福祉司がたくさんの件数を持って
いて本当に疲弊感いっぱいしている、一人一人丁寧
に対応したいけれども本当に手が回らないんだ、
現場の人も本当に苦勞しているということを強く
言われまして、私たちはそれを法改正に去年した
わけです。

ここにありますように、これは都道府県の件数
ですけれども、やはり全国平均四十・五件で、
もっと多くの担当件数の県もあるわけです。私た
ちの法案に書いているのは一児童相談所当たりの
件数なんですけれども、今回の法改正で、私たち
は、最大一人当たり四十件だ、これは当然だと思
います。

今回の児童虐待の痛ましい事件の再発を防止す
るためにも、私たち野党が言っているように、こ
ういう上限を決めるべきだ、そしてそれに対して
きつちりと児童福祉司の数をふやすべきだと思
います。このことについて、根本大臣の見解をお伺
いします。

○根本国務大臣 児童相談所の児童福祉司一人当

たりの業務量を減らして、よりきめ細かなケース
ワークを行うことができるようにすることは重要
だと思います。

先ほど申し上げましたように、新プランを昨年
十二月に決定して、新プランにおいては、児童福
祉司一人当たりの標準的な業務量について、児童
相談及びそれ以外の相談を合わせてこれまで五十
ケース相当だった配置標準を、四十ケース相当と
なるように見直しを行うことにしております。

委員の御提案の一人当たりケース数に上限を設
けることについては、各児童相談所が担当する
ケース数が常に一定ではなくてその時々に変動す
るものでありますので、仮に一時的に当該児童相
談所の担当ケース数が増大した場合には、追加で
の人員配置が急に必要となる、あるいは誰も担当
できないケースが生じるという課題が生じる可能
性があつて、これは柔軟な運用ができなくなるの
ではないかと考えています。このため、一律に一
人当たりケース数に上限を設けることは適当では
ないと考えております。

○山井委員 時間が来ましたのでこれで終わら
ず、この三十分の短い時間でしけれども、聞
いていたら、余りやる気を感じられないです、こ
れは本場に。

今の四十件、何か、その児童相談所の事情もあ
るから一律に上限を設けられないと。そんな悠長
なことを言っている場合じゃないでしょう。本
場に現場は、児童福祉司の方々も大変な苦勞をさ
れているんですよ。それを、与野党を超えて、国会を
挙げて、厚労省と力を合わせてやろうとしている
ときに、いろいろな提案をしても全部、できませ
ん、できません、時間がかりますと。そんなこ
とだつたら、これは法改正をしたって魂が入りま
せん。

ぜひとも、この法案審議では、実効性のある前
向きな結論を与野党を通じて出したいと思いま
すので、その結論をしつかり出す法案審議にす
それを出さないんだつたら、これはそう簡単に採
決できなくなりますから。そういう意味では、

しっかりと前向きな答弁をお願いしたいと思ひます。
ありがとうございます。

○富岡委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医政局長吉田学君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富岡委員長 質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 岡本です。

それでは、質問に早速入りたいと思ひます。

きょうは、まず、大きなポイントとして、要保護児童対策地域協議会、この実態がどうなっているのかということについて少し議論をしたいと思ひます。

きのう随分議論を既に厚生労働省また文部科学省の職員の方としましたが、イメージはどういうイメージなんだ、どんな感じで行われているんだという話をしました。

そもそも、この要保護児童対策地域協議会、要対協と略すようでありますけれども、設置してない自治体もあるというふうな状況であつて、メンバーはどうなんだと言つたら、ここに書いてあるようなメンバーですということ、皆さんにお配りしている資料の一番、こういう感じですよと言ひました。

これで見ると、一〇〇％参加しているところはないんですね、警察で九五・七％。そもそも、児童相談所がどのくらい出席しているのかといつたら九六・二％で、児童相談所すら出ていない要対協がある。こういう状況だということでありまして、児童相談所が参加しない要対協というのは一体どうなっているだろう、こういうふうにも思ひ

わけであります。

また、市町村も、母子保健主管課や児童福祉主管課、こちら七割前後しか出席をしていない。どういふことなんでしょうかといふて聞いたら、要するにそれ以外の部署が出ているんだと。構成機関に入っていない整理とされている自治体四百四十七市町村については、確認をとれなかつた三市町村を除き、児童福祉・母子保健統合課、若しくは母子保健課、教育委員会等の名称として、児童福祉を主に担当する部署が構成員として加わっている、こう書いています。

児童福祉主管課若しくは母子保健主管課が参加していない事例はない、こういう理解でいいの、確認を求めます。全ての要対協に必ず入っているという理解でいいんでしょうか。また、児童も必ず入っている、こういう理解でいいんでしょうか。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

委員配付の資料、私どもの調査ではあつておりでございましてけれども、委員の御指摘を踏まえて確認いたしましたところ、要保護児童地域対策協議会の構成機関として、まず、児童福祉主管課が入っていないという整理がされている自治体、これは四百四十七市町村でありました。

それで、そこについて個別に確認いたしましたところ……〔岡本(充)委員〕それは今さっき読み上げたからいいですと〔呼ぶ〕はい。そういう意味では、結論といたしましては、確認がとれなかつた自治体、三市町村以外は、いわば実質的に児童福祉主管課が入っているということとございまして、児童相談所がございまして、これが入っていない自治体は六十六市町村ございまして。

それで、恐縮ですが、急な対応だったものですが、余り確認できていませんで、二十市町村は確認できました。この二十市町村について、入っていない理由をお聞きしましたところ、離島等のために常設的には参加してないけれども、対応すべきケースが発生した場合には随時参加する体制

を整えているということでありました。残りの四十六市町村については、現在確認中でございまして。

○岡本(充)委員 であれば、児童福祉主管課として入っているのなら、七四・二という、二十九年四月一日時点、複数回答可というこの紙自体をもう一回書き直さなきゃいけない。ちゃんとした資料を出していただきたいんですが、次の審議までに出していただけますか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

ちよつと、その書きぶりにつきましても、個別の自治体とよく中身を調整する必要があると思ひますので、できる限りの調整を行いたいと思ひます。

○岡本(充)委員 大臣、どういふ人たちが参加しているかわからないといふこの要対協の実態は、私は、やはりこれまでの児童福祉の行政に関して厚生労働省はしっかりとコミットをしていないんじゃないかといふことを思ひざるを得ないわけでありまして。

では、実態はどうなっているのか。

ちよつと、文部科学省にも来ていただいておりますので、お聞きしますが、教育委員会が参加をしていない要対協といふのは一体どういう状況になつていふのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中村大臣政務官 詳しく調べていませんので、今、この場ではお答えができません。

○岡本(充)委員 きょう言つたんですよ。教育委員会がない市町村はないですね、こういうことを確認しましたよね。そして、教育委員会が全ての市町村にあるというのに、参加していない市町村があるといふことは一体どうなっているんですかと言つてはいます。にもかかわらず、結局、この時点で答弁をしてもええない。それは、調べがつかないかといふことですか。

○中村大臣政務官 教育委員会又は小学校、中学校、それぞれのよう形で参加をしているかといふことの実態がつかめていないといふことです。

○岡本(充)委員 だから、調べてくださいといふ言つたんですよ。

では、せっかく政務に來てもらつています、このペーパーをもう一回見直して、本当に、どういふふうに参加しているのか、してないのか、もう一度、新しいペーパーを次の審議のときに厚生労働省と協力して出していだけますか。

○中村大臣政務官 早急に実態の把握をしていきたいと思ひますが、相手もいることですので、次の審議といふのはいつになるか、早急に調べていきたいと思ひます。

○岡本(充)委員 それは、理屈上いへば来週の水曜日ですから、それまでにはきちつと、質問ができるようにやつていただきたいと思ひます。いいですね。はい。

では、うなづいていただきましたので、次の質問に行きたいと思ひます。

では、実態は一体どうなつていふのかといふことで、めぐつていただいて、二ページ目、これが、ある市の要対協で配られるリストだそうでありまして。名前と年齢、性別、担当者、相談分類、地区、所属、計画、緊急度。ここで言うところの、例えば緊急度とは何なんですかと聞きまして、この自治体の場合には、緊急度については、おおむね週一回以上の支援が必要なケース、おおむね月一回以上の支援が必要なケース、継続的なモニタリング支援が必要なケースの三種で整理をしていふ、こういうこととありました。それで、備考といふことになるわけですよ。

ここでちよつと聞きたいわけでありまして、イメージとして、大体、この市町村は、何時間ぐらひかけて何件の案件の継続案件、新規案件を見ているのか、五月の事例でお答えをいただきたいと思ひます。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

今回の事例のケースでございましてけれども、新規件数で、毎月五十から百件程度のケースを議論するといふこととございまして。

いたしまして事前に関係機関と情報共有するということでありまして、児相から当該月に情報のあった全てのケースについて情報の共有を図るといったことでございます。

児相から移管されたケースや虐待通告のあったケースにつきましては、市町村が継続的に関与するものとして、援助方針の検討、主担当機関等について意見交換、情報共有を図るといった内容、それから、こういった進行政管理票のほかに、個別記録票を用いまして意見交換、情報共有を図るというものであります。

というのが主とした議論の内容でございますけれども、時間については、一律ではないと思えますけれども、このケースについてはおおむね二時間程度というふう聞いております。

○岡本(充)委員 二時間で何件、五月の段階で。この市は半分は割っていると聞きました。市が広いので、二つに割っていると。それで、ある半分の方のエリアについてのケースで大体何人の新規ケース、何人の継続ケースをこの二時間で議論したんですか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

まず、新規ケースにつきましては、月によって違いますけれども、おおむね毎月五十から百件程度でございます。

それから、継続ケースにつきましては、いわゆるストックでございますけれども、通年で五百件程度でありまして、この継続ケースにつきましては、援助方針等の意見交換、情報共有を図ることができるよう、毎月順番に一定数を取り上げるというふうな形で進行しているというふうに聞いております。

○岡本(充)委員 そこ、最後が重要ですね。つまり、毎月取り上げられない子供がいる。継続しているけれども、毎月取り上げられない子供がいる。何で継続ケースになるかという、市町村が継続的な関与が必要となれば継続ケースになるにもかかわらず、つまり、新規で来て、これは継続が必要だねと言ったけれども、結果として、毎月

議論の俎上に上らない子供がいる、そういう理解でいいですね。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

結論といたしましては、全てのケースについて議論、取り上げることではありません。

ただ、当然でございますけれども、継続ケースについて、事情変更があるとか対応の必要があるというものについては、機械的なものじゃなく、随時必要なときに取り上げるというふうな取扱いだというふうな考えております。

○岡本(充)委員 じゃ、これは、誰が必要かときに判断するんですか。

結局、要対協で管理しなきゃいけない子供は、二時間の間に六十人、七十人いる。一人の子供について、新規だけでも一分か二分ですよ、今の話で、一分か二分。そして、継続のケースは百人単位でいて、毎月上らない人もいます。

したがって、継続が必要といういながら、毎月、要対協では取り上げられない子供がいる、これが事実ですね。違うのなら違う、そのような実態です。すなわちそのような実態です、どちらかで答えてください。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、抱えている全てのケースについて、毎月必ず取り上げるということではないということでは事実でございます。

ただ……岡本(充)委員「一人当たり二分が事実でしょう」と呼ぶ機械的に割り振りますとそうなりますけれども、議論の中心としては、ケースの軽重に応じて、何といましようか、機械的に一件二分とかいうことではないと思えますけれども、全ケースで割り返せば平均的にはそうなるということでは事実でございます。

○岡本(充)委員 つまり、大臣、考えてくださいよ。新規で情報があつて、いろいろなケースがあり得ますよ。虐待されている、そういう情報があつても、一分か二分で、しかも、この備考欄、大体一行か二行です、書いてあるのは、二、三行。局長、そうですね。実際には二行か三行で

すね、ここ。

情報として載っているのは、二行か三行しか載っていないこのペーパーだけで議論している。これは事実ですよ。答えてください、きのうやっているんだから、それは事実なんだから。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

議員が御指摘の進行政管理票については、備考欄のところに二、三行というのは、その程度の記載というのは事実でございますけれども、進行政管理票のほかに、個別記録票というもう少し詳しい資料についても別途資料として配付されているというふう聞いております。

○岡本(充)委員 個別管理票だつて、名前とか家族関係は見ましたよ。名前とか家族関係とかそういうものについては、ずっと書くけれども、実際に課題として書くところは二行か三行でしょう。違いますか。長期的目標なんか、一行しか書けない、そんなスペースでしょう。それは事実じゃないですか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、長期目標等のそういった欄について、一行程度の記載スペースというのは事実でございますけれども、必要な情報については口頭でのやりとりというふう聞いております。

○岡本(充)委員 つまり、大臣、それぐらいなんです。一行か二行で事の重大性がわかる話じゃない。

じゃ、心愛ちゃんの事件で、一行で書けるんですか。どなたかが資料でも出していただければ、資料で、どういことが起こったかだけでも一枚紙になるわけですよ、少なくとも、概要だけでも。それを一行、二行の紙で議論しているのが要対協の実態なんです。一人、一分か二分の議論で終わるんです。

これは、要対協のあり方を見直さなきゃいけないんじゃないかということをすごく強く感じました。大臣にも、きょうは文科の政務にも来ていただ

いています。それから、この運営のあり方に問題を感じていただければ、見直していく、そして運営の指針をぜひ厚生労働省でつくってもらいたい。そして、場合によっては、より細かく分けなきゃ仕方ないです。時間がかるんです。だから、この市はグループを二つに分けていると言いました。しかし、人口五十万人ぐらゐのこのA市、名前は出しませんが、この市ぐらゐだったら、例えば五カ所も六カ所も、小学校校区と中学校校区ごとにやっていくでもいいです、もっと細かくやるべきじゃないか、こう思うわけでありまして。

こういった設置のあり方も含め、厚生労働省にはやり方をぜひ見直してほしい、この情報提供のあり方では情報提供は十分じゃないという私の指摘を受けて、文科省でも、どういような情報提供の仕方をするのか検討していただきたい。それ、それお答えください。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○根本国務大臣 要保護児童対策地域協議会で個々のケースの課題や状況を継続的に把握して支援につなげていくとともに、関係機関がそれぞれケースに関する問題意識を持って対応していくこと、これは重要であると思えます。

今いろいろ委員から御指摘をいただきましたが、要対協においては、関係機関がそれぞれ把握している情報をもとに、子供の状況把握や問題点の確認、経過報告とその評価、新たな情報共有などの進行政管理を行うとともに、支援方法の検討や役割分担を行う、これが要対協の性格であります。が、個々のケースの取扱いについては、新規のケースが継続中のケースかといった点やリスクの高さなどにより、それぞれ要対協で適切に判断しているものと考えております。

今御指摘のように、要対協の対応状況、これは市町村によって差があるのではないかと御指摘、委員も今、事例を挙げて指摘いただいたわけでありまして、要保護児童対策協議会、この効果的な運営方法等に関するガイドラインの作成、そ

して、事務局で調整を担う市町村の担当職員の常勤での配置などによって、こうした的確な対応をどの市町村でも行うことができるよう取組を進めていきたいと思ひます。

今、担当職員の常勤での配置ということをお願いしましたが、やはり要対協の対応状況、これは、形式的なものとならないように市町村に対して適切な運営を促すことが必要だと思ひます。

具体的に、要対協における支援方法の検討などを実効的に行うためには、事務局の市町村の進行政管理事務を担う調整担当職員の役割が重要であります。平成二十八年改正においては調整担当職員の配置を義務づけたところでありますが、さらに、新プランに基づいて、二〇二二年度までに調整担当職員が全市町村において常勤となるよう配置を進めてまいります。

○中村大臣政務官 お答え申し上げます。

学校や教育委員会では、要対協において虐待ケースとして進行政管理台帳に登録された児童生徒について、おおむね一月間に一回程度、対象となる児童生徒の出欠状況や欠席の理由等の情報提供を行うこととしております。学校では、日々児童生徒の状況を確認しているところでありまして、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときには、定期的な情報提供の期日を持つことなく、適宜適切に情報提供を行うこととしていくところでもあります。

その連携の具体的な事例として、ある自治体では、虐待のおそれのある児童をめぐって、保護者が、学校とは面会拒否、そして児童の登校も拒否しているという状況の中で、要対協の方の進行政管理台帳に当該児童を上げたことによって、関係機関との連携によって学校が児童の安否を確認できたというような事例もあって、要対協と学校の相互連携による対応が行われ、成果を上げている面もあります。

要対協において共有が図られた情報の活用を含め、関係機関との連携を深めながら児童虐待対応が行われるよう、虐待に関する関係通知や虐待対

応の手引の周知の徹底を通じて虐待防止を進めていく、要対協の方と連携をしていくと考えております。

以上です。

○岡本(元)委員 残念ですね。僕がこれだけ言っている、まだ役所のペーパーを読んでいるだけじゃダメですよ。やることは、それはもうやると言っているんですよ。私が言っているのは、こんな一行じゃわかつこないんですよ。

この欄のどこに、じゃ、出席状況は書いていますか。このペーパー一枚なんですよ。出席状況なんて書いていないじゃないですか。役所から言われたペーパーを読んでいたらダメです。これは、実際にある市の現実の紙です。これだけ配っているんですから。この状況で本当にできるのかと言っているんですよ。

それを、好事例を一個引つ張つてきて、いや、やっていますといつて国会答弁をやるんじゃないかと、実態は、これではまずいということをやっている、市町村ではらつきがあるよと言っている。それを、リーダーシップをもって、なるほど、言われたけれども、本当はどうなんだという、ちゃんと役所に帰つて調べてみます、これが私はリーダーの答弁だと思ひますよ。

大臣、どうですか。政務官、もう一回。

○根本国務大臣 今委員からさまざまな御指摘をいただきました。私も、そこは、今委員のおっしゃることを反すうしながら聞いておりました。

先ほど私申し上げましたが、委員はこの一つの市の事例で御指摘をいただいた。そして、市町村によって差があるのではないかとこの指摘もありますので、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営方法等に関するガイドラインを作成したいと考えておりますし、先ほど答弁申し上げましたが、事務局で調整を担う市町村の担当職員の常勤での配置、こういうことによって、的確な対応がどの市町村でも行うことができるように取組を推進していきたいと考えています。

○中村大臣政務官 議員御指摘のどちらかの市の

事例を見ると、確かに要対協としての機能が十分であるかどうかということに疑問を持つ部分もございいます。実際に、野田市の要対協の対応にも大変な残念な不手際があったというふうに私も思っております。

それぞれの要対協ごと、市町村ごとに対応が余りにも違つてはいけないというふうに思ひますので、こうした要対協の取組状況について、厚生労働省と連携しながら、よく把握をし、適正な対応をとっていただけるように促してまいりたいと思ひます。

○岡本(元)委員 この質問に、本当に、ほとんどの時間を費やしてしまいました。まだいろいろ重要な話がある。これは、もつと早くそういうふうな答弁していただきたいですよ。では、要対協の実態がこれから変わっていくと信じています。本当に、これは情報共有できていませんよ。

続いて、所在が不明の子供たちの行方です。三ページ目、四ページ目に配りました。

これはもう何カ月もやって、予算委員会ではこれを取り上げたわけですよ。何カ月もやって、結局、まだ会えない。後日だ後日だと言ひ続けて、厚生労働省側で四百三十八人ですか、引き続き対応しなきゃいけないのは、そして、文科省では四百九十三人、まだ連絡がなかなかとれていない。こういう子供たちは、五月末を期日として今調査中です。それでもまだ見つからない。

三月月たつても見つからないのなら、警察と情報を共有するべきですよ。三月月もやつたけれども、また後日また後日と言つて、結局、本人に会えない、本人が見えない。これはやはり、こういう事例があるということをきちつと警察と情報共有をするべきであつて、いつまでも文部科学省、厚生労働省の方で抱えている話ではないと思ひます。

警察と共有するという方針でいいですか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

御指摘の四百三十八人の児童につきましましては、引き続き面接等による調査を継続し、四月九日か

ら五月三十一日までの安全確認の状況につきましまして改めて報告を求めています。それで、継続して確認が必要な児童につきましては、速やかに状況確認がなされる必要があると考えております。

今後、地方公共団体に對しまして、全てのケースについて要対協において共有し、関係機関への協力を要請する。特に必要と考えられるケースにつきましては、警察を含む関係機関への情報共有を行うことについて地方公共団体に働きかけてまいりたいと考えております。

○中村大臣政務官 緊急点検並びにフォローアップに関しまして、二月一日から十四日まで一度も登校していない児童生徒十八万七千人について調査を行った結果、市町村や児童相談所等に、虐待のおそれがあるとして、一万三千三十三人の情報を共有したところであります。

議員御指摘のように、面会もできていない、そして安全確認ができていない、情報共有もできていないという生徒については、児童生徒あわせて千九百九十九人いらっしゃいます。今、四月十六日から五月三十一日までの間に面会をするように現場の方にお願ひをしているところでもあります。

仮に、五月三十一日までの間に、学校、教育委員会及び関係機関で一切面会ができないというようなことが起こりました場合には、その全てについて児童相談所や警察に情報共有することとしていくところでもあります。

○岡本(元)委員 そうですね、ちよつと人数を言ひ間違えました。千九百九十九人ですね、文科省の方は。

今、聞きましたか。どうするか要対協で考える、そうじゃない、警察に言う、児相に通告すると言つていますよ。厚生労働省は、児相だつて、確認できなかったら、要対協に出すじゃない、警察と情報共有するべきじゃないですか、何カ月も会えないんだから。大臣、そこはリーダーシップを出すべきですよ。役所の答弁はそうなること

を知っていました、きのう大分やったから。

だから、大臣に聞きたい。文科省はこう言っているんですよ、ちゃんと警察と情報共有する。三カ月も会えないんだから、ちゃんと大臣はリーダーシップを発揮していただきたいと思っています。いかがですか。

○根本国務大臣 要は継続して確認が必要な児童、これは速やかに情報確認がなされることが必要であると考えています。

今後、地方公共団体に対して、全てのケースについて要対協において共有し、関係機関への協力を要請する。そして、特に必要と考えられるケースについては、警察を含む……(岡本(充)委員「特にじゃない」と呼ぶ)要対協は警察も入っていますから……(岡本(充)委員「いや、入っていないものがある」と呼ぶ)ここは要対協で情報を共有してもらって、特に必要と考えるケースについては、警察を含む関係機関への情報共有を行うことについて働きかけていきたいと思います。

○岡本(充)委員 すぐ要対協と言うけれども、要対協はまだマニュアルをつくらなきゃいけない状況なんですよ。その要対協に言ったからいいじゃない、やはり、捜査するかどうかは警察の判断です。しかし、こういうケースがあると……警察は全部いないんだから、要対協に。さつきもお見せしたじゃないですか。だから、ちゃんと情報共有をしてくださいよと言っているだけです。いかがですか、大臣。それでもやらないんですか。特に必要なケースじゃなく、それでも見つからない人は皆さんで情報共有する、そういう理解でいいですか。

○根本国務大臣 要は、全てのケースにおいて要対協で共有し、関係の協力を要請するというのと、特に必要と考えるケースについては警察等の関係機関への情報共有を行う、これについて強力に働きかけていきたいと思います。

○岡本(充)委員 それは、何にも答弁が変わっていないですよ。さつきからそれを言っているんですよ。だけれども、それだと警察に情報提供され

ないケースが残るという理解でいいですか。それとも、警察に情報提供は、要対協経由であれ、どういう経由であれ、必ず警察と情報共有がなされるということなのか、警察と情報共有しないケースが残るということなのか、どっちですか。

○根本国務大臣 今、五月三十一日までの安全確認の状況について改めて報告を求めています。その上で、ケースにもよると思いますが、警察と情報を共有しないケースも一部あると思います。

○岡本(充)委員 それは、だけれども、さっきの文科省の話と大分違いますよ。大臣、リーダーシップを発揮するべきですよ、本当に。そこでもし死亡案件が出ようものなら、責任問題ですからね、大臣、ここでこれだけ言っているんですから。情報共有するべきですよ、三カ月会えないんだから。

私はもう一回強く言う。そういうケースは残らない、残るのか、もう一回最後に。

○根本国務大臣 それはリーダーシップは発揮しますよ。ただ、やはりこういうのは事実関係の問題ですから。

要は、会うことを約束しているケースもあるという事例があるということなんです。全くわからないというんじゃない、会うことを約束しているというケースもある。ただ、そういう場合は、それはそのまま警察に行くということにはならないだろう。だから、やはり実態のケースがどういうケースかということが、私はそこが大事だと思っています。そここのところの実態が大事だと思

います。必要なやつは当然警察にやるわけですが、会いますよと約束しているようなケースがある。そこまで警察ということは、そこはやはり実態をきちんと把握しなければならぬということだと思っています。

○岡本(充)委員 いやあ、残念です。本当は、きょうはこの学校・教育委員会等向けの虐待の手引き、これも指摘したかった。ここで、教育委員会から学校への情報提供が抜けてい

たり、いろいろ課題が残っています。これをもう一回見直す必要がありますから、政務官、これをぜひもう一回見直す、それを最後に答弁いただいた、終わりたいと思います。

○中村大臣政務官 見直す必要があるというお話だけでは、どこを見直すということをお話だけにはいきませんが、現時点でこの手引の徹底を図っていく考えてございます。

○岡本(充)委員 じゃ、また次回やらせてもらいます。

○富岡委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。今回の改正の焦点の一つが、体罰の禁止です。国連子どもの権利委員会は、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止することを求めています。法律に書いただけでは変わらないという意見もありますが、しかし、法律に書いたことでやはり体罰が大きく減ったということ、国際的にも証明をされています。

NPO法人子どもすくやかサポートネットの調査では、全面的に体罰を禁止した国は今、世界五十四カ国に上っています。スウェーデンでは、体罰を肯定する親が一六六五年には五三%もありました。七九年の法改正を挟んで、九九年には一〇%へと減少しています。フィンランドでは、一九八一年、四七%だったものが、一九八三年に体罰禁止をしたことで、二〇一四年には一五%まで減りました。お仕置きとしての軽い体罰も半減しています。ニュージーランドでは、二〇〇八年、体罰を容認する親が六二%だったものが、二〇〇七年の法制化を経て、二〇一三年調査では三五%に減っています。体罰禁止を法定することが、まず親の意識を変えて、結果として体罰を減らす効果を上げていることが実証されていると言えるのではないのでしょうか。

五月十日の本会議で、私は、児童虐待防止法の第十四条、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えること、その他民法第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を

超える行為により当該児童を懲戒してはならないとされているのは、体罰の禁止を明記したとしても、監護、教育の範囲内なら体罰を与えてもよいということにならないかと質問しました。

それに対し、安倍総理は、監護及び教育に必要な範囲を超える行為か否かにかかわらず、全ての体罰が禁止される規定となっており、監護、教育の範囲を超えない体罰を正当化する余地を残しているという指摘は当たらないと答えました。

最初、耳で聞いたときは、なぜ指摘は当たらないのか、どういう意味で言ったのかなと思つたんです。字で読むと、超える行為か否かにかかわらず、つまり、範囲内であってもなくても禁止しているんだからいいんだというふうに答えている。どうしたらそういうふうに解釈できるのかわからないので、この答弁の趣旨を明快にお答えください。

○根本国務大臣 体罰によらない子育てを推進するために、体罰禁止を法定化いたしました。改正後は、児童のしつけに際して、体罰を加えること、監護及び教育に必要な範囲を超える行為、これがいずれも禁止される規定となっております。ですから、第十四条で、体罰を加えること、監護及び教育に必要な範囲を超える行為によつて当該児童を懲戒してはならずと、こう書いてありますが、要は、体罰を加えるということ、監護及び教育に必要な範囲を超える行為、これがいずれも禁止される、そういうことなのでこういう規定の書きぶりになっております。

○高橋(千)委員 つまり、今のお答えは、体罰はまず禁止している、そのほかに民法八百二十条の規定の範囲を超える懲戒はならない、二つのことを言っているんだという説明だと思ふんですね。だけれども、体罰は懲戒の一部と捉えられてきたのではないのでしょうか。

一番直近では、三月十五日の初鹿議員の質問主意書において閣議決定された答弁文書は、「現行

法令上親権者による「体罰」について定めた規定があるわけではないため、懲戒権の行使として体罰が許容されるかどうかを一概にお答えすることは困難である。」と答えています。

ということは、監護、教育の範囲内なら懲戒権の行使として認められるものがあると解釈されてしまっているのでしょうか。

○根本国務大臣 この解釈は民法の解釈ですから法務省ということになりますが、今回のこの規定によって、法務省の答弁を引用させていただきますと、懲戒権の取扱いについて言う答弁がありますが、法務省の答弁を紹介しますと、親権者による体罰を禁止する規定が盛り込まれた本法律案が成立した場合には、この体罰に該当する行為は民法八百二十二条に言う子の監護、教育に必要な範囲には含まれないと解釈され、懲戒権の行使として許容されなくなるものと理解している、こういう答弁がありますから、私が先ほど申し上げたように、この両方、体罰を加えるということと監護及び教育に必要な範囲を超える行為、これがいずれも禁止される規定となっております。

○高橋(千)委員 今の答弁は、先ほど初鹿議員自身も少し歴史をひもといて指摘をされていたように、これまでは懲戒の一部に体罰があったわけですが、イコールじゃないですよ。イコールじゃないし、すっぱり入るわけでもありません。だけれども、そういう答弁をずっとしてきたんだと。でも、今回は八百二十条の範囲をはみ出るものは体罰であってそれは禁止する、だからかぶらないんだとおっしゃったんですね。でも、その境目はどこにあるのかということとは明確になっていません。

体罰は何かという定義をどのように決めるのか。学校教育法第十一条を参考とするという答弁もこれまであったと思いますが、どのようにするのでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

体罰に関する規定でございませうけれども、御指摘のとおり、既に学校教育法第十一条に体罰を禁

止する規定がございませう。この学校教育法におきましては、懲戒行為が体罰に当たるかどうかにつきましては、個々の事案ごとに判断する必要があるとされているが、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害を内容とするもの、正座、直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどの肉体的に苦痛を与えるものは体罰に該当する、こういうふうになされております。

今回禁止する体罰につきましても、この学校教育法の運用を参考としながら範囲を定めることを想定いたしております。具体的には、今後、体罰の範囲、体罰禁止に関する考え方等につきまして、国民にわかりやすく説明するためのガイドライン等を作成したいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 今、一部例示したと思うんですが、かなり少ないわけですね、例示してしまおうと。それだけかいとみんなが思うし、教室と家庭内、先生と生徒、親と子供では全く意味が違ってくるわけですね。参考にするとはいっても、それはそう簡単ではないだろうということを言いたいと思うんです。

それで、まず、きょうは文科省に伺います。学校教育法第十一条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」とつづいて「こつちではできる規定ですね、」ただし、体罰を加えることはできない。」とされています。この懲戒と体罰の境目をどこに置いているのか、伺います。

○丸山政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、体罰は学校教育法第十一条で禁止をされておりますが、懲戒と体罰の区別につきましても、平成二十五年三月に文部科学省から発出をした通知においてその考え方を示しております。

具体的には、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が

行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。」と、また、「この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」こと、「その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断された場合は、体罰に該当する。」こと、という考え方を示しているところでありま

す。

○高橋(千)委員 今読んでいただいたものも含めて、少し資料を見ていただきたいと思います。今読んでいただいた資料の一枚目。これは、今読んでいただいた通知の後に付したもので、平成二十五年八月九日「体罰根絶に向けた取組の徹底について」、前川喜平さんが出してあります。

「平成二十四年度に発生した体罰の状況について、」この平成二十四年度に発生した体罰というのは、皆さんも御記憶にあると思いますが、大阪の桜宮高校バスケット部のキャプテンが体罰を苦にして自殺をした事件を指していると思います。こうした痛ましい事件があつて、実態把握を求めたことや対策を求めたということがありました。また、文科委員会など、あるいは青少年特などでも議論が随分されたということも承知をしております。

その後を讀みますけれども、「実態把握の結果を別添のとおり取りまとめたところですが、全国の国公私立学校における体罰の件数が六千七百件を超え、これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めております。」六千七百件というのはすごい数ですよ。

「体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。」こう書いています。なかなか心のこもつ

た文章だなと思つて読んでいたわけでありませう。そこで、今御答弁いただいた二十五年三月十三日の通知がこれでありませう。

この中に、右下の方に「懲戒と体罰の区別について」と書いてあります。それで、アンダーラインのところをちょっと、もう一度繰り返して申しわけないんですけども、懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、年齢や健康状態、心身の状態云々というのがあつて、「単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」この意味するところは何かということなんです。

子供が体罰を受けて、つらかった、やめてほしかった、そう訴えても、いやいや、それはこの生徒の主観であつて、体も大きいんだから大して痛くはないはずだ、そういうことがあるという意味になりますよ。

○丸山政府参考人 お答えをいたします。

委員の方から御指摘のあつた点については、学

教法第十一条におきましては、文部科学大臣の定めるところについてということで、このものについては学教法の施行規則の第二十六条において規定をされておるわけですが、具体的には、児童等に懲戒を加えるに当たっては児童等の心身の発達に必要など教育上必要な配慮をしなければならぬこと、懲戒のうち退学、停学等については校長が行うこと、退学等については性行不良で改善の見込みがないと認められる者に対して行うことができる等が定められているところでございませう。

○高橋(千)委員 今何を答弁されたんでし

か。私が聞いたのは、先ほど審議官が答弁された「懲戒と体罰の区別について」のことを聞いています。

要するに、体罰を受けた、懲戒行為を受けた生徒の主観では判断しづらいけないと書いているわけですが、これには、だから、自分が苦痛だった、つらかったと訴えても、あなたは体が大きいから

大したことないでしょう、客観的に言ってもうそれは体罰じゃないと言われちゃう、そういう趣旨を書いているんじゃないんですかと聞いています。

○丸山政府参考人 失礼いたしました。

委員御指摘のとおり、この通知の2のところにありますような、「懲戒と体罰の区別について」ということで、懲戒については諸条件を客観的に考慮して判断すべきものであるということでございます。

○高橋(千)委員 だから、客観的といいますけれども、さつきから言っているように、この委員会ではずっと、子供が権利の主体であり、意見表明権を尊重しようという議論をしているわけですね。

同じ子供の話なんだけれども、学校が舞台であれば、子供が体罰を受けてつらかった、痛かったと言っても、客観的にそれは違うよと決めつけることがあるんだという意味ですねと聞いています。

○丸山政府参考人 失礼いたしました。

繰り返しのようになりますが、当事者からの意見ということだけではなく、関係者の意見をしっかりと聴取してということ、諸条件を客観的に考慮して判断すべきものであるということでございます。

○高橋(千)委員 そうなんです。結局、そういうふうにしてこの通知はできているんです。

虐待の場合、これを参考に家庭に置きかえられたらどうなるんですか。心愛ちゃんが痛い、結愛ちゃんが痛いと言っても、親は、俺はしつけどと言っちゃえば認めちゃうということになるんです。それでいいんですかという指摘をしています。

もう一枚めくってください。今、どういう事例があるかということで、「体罰」、そして(2)は「認められる懲戒」、「正当な行為」。この「正当な行為」は、生徒から暴力を振るわれたりして、いわゆる正当防衛のようなことを言っているわけなんです。

けれども、「体罰」は許されないもので、読みません。この「認められる懲戒」のときに、こういうことをみんなも、私自身もですけども、一度は経験したことがあるなというものが書いてあります。確かに、放課後に教室に残されるとか、授業中立たされるとか、課題を余計やりなさいとか、掃除当番を当番じゃないのにやりなさいとか、そういうことを書いてあるわけなんです。

それで、括弧して「ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る」と。これは、立たされて、長時間なんだけれども、肉体的に苦痛ではないからいいんだという趣旨で書いているわけなんです。でも、そうすると、長時間でそれはしんどくなりますよねということもあります。それから、誰も立っていないのに自分だけが廊下に立たされている、みんなが何しているのを見ていく、屈辱を受けます。精神的な屈辱を受けます。だけれども対象になりません。認められます。なぜなら、肉体的苦痛ではないというふうに見られるからです。これでもいいんでしょうか。そういう趣旨です。

○丸山政府参考人 お答えを申し上げます。委員御指摘のとおり、そういった趣旨で我々も捉えております。

○高橋(千)委員 では、厚生省に伺います。先ほど学校教育法を参考にとおっしゃいました。今言ったような心理的な屈辱や苦痛もそれは認められる懲戒に入るんだということや、本人が痛いと言ってもそれは客観的にはそうじゃないということもあるんだと。こうした学校教育法の例示に従いますか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。体罰に関する具体的なガイドラインの内容につきましては、これからしっかりと検討ということですので、現段階でどうこうということとは具体的に確定しておりませんけれども、学校教育法の運用例も参考にしながら、それを家庭にも置きかえて大丈夫かどうかというような観点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋(千)委員 同じことを大臣に聞きます。

今言ったようなことをちゃんと考慮していただけますか。心理的な苦痛というのは当然ありますよね。権利委員会からいったら、当然入るわけなんです。心理的苦痛を与えても、肉体的じゃないからそれは認められる懲戒ですとか、本人が幾ら主張してもそれを客観的に認めないですと。それは家庭の中へ持ち込んじゃいけませんよね。どうですか。

○根本国務大臣 学校教育法を参考にしながら範囲を定めること、今回禁止する体罰についても、学校教育法を参考としながら定めることを想定しております。

ただ、具体的には、今後、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方、これは学校の現場と教育の現場というような要素で、例えば今の学校教育法における体罰の定義が当てはまるかどうかということも含めて、これは専門的な観点あるいはきちんとした専門的な議論も含めながら、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を決めていきたいと思っています。

やはりこれは国民にわかりやすく説明をする必要がありますから、そのためのガイドラインを作成していきたいと思っています。

○高橋(千)委員 慎重にお願いしたいと思いますが、せつかくここまで積み上げてきて、いろいろ条件はあっても体罰は禁止と、そこまで書いたんだと言っているけれども、今言ったような、学校と同じ扱いですよとなったらそれは救われないよねということが出てきますので、十分慎重に扱っていただきたいと思います。

それで、今回、附則に「政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法第八百二十二条の規定の在り方」、つまり懲戒権のことです、「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と書きました。

懲戒権は削除すべしとの声があり、野党案には、国際的動向を勘案して検討するという表現が入っております。これは一刻も早く削除すべしという思いが込められているわけですが、大臣の思いを伺いたいと思います。

○根本国務大臣 体罰は、たとえしつけを目的とするものであっても許されないものであります。今回の法案において、体罰禁止を法定化することにも、民法に定める懲戒権について、施行後二年を目途とした検討規定を設けるということにしております。

御指摘の懲戒権の見直し、これについては、民法の検討課題でありますので、これは法務省を中心に検討が行われるものであつて、法務省において、民法ですから、しっかりと検討をしていただくものと考えております。

○高橋(千)委員 大臣の思いを聞いたわけですが、少し残念な気がいたしますが、きょうは、門山政務官にもおいでいただいております。ありがとうございます。

同じ質問なんです。民法第八百二十二条の懲戒権、今議論した学校教育法と懲戒というのはやはり意味が違いますので、影響しないということを確認したいということ、当初は五年の検討規定ということが言われていたんですが、今回、二年になったということ、やはり法務省としても削除に前向きであつてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○門山大臣政務官 お答えいたします。

委員が御指摘いただいた二年の見直し規定の趣旨でございますけれども、民法の懲戒権につきましましては、家族のあり方にかかわり、国民の間でもさまざまな議論があることから、その規定のあり方を検討するためには、国会における議論等を十分に踏まえながら徹底的な議論を行う必要があると考えております。

そのため、二年を目途とする検討期間が必要だと考えているわけですが、具体的な見直しの方向性については今後検討することになります。この検討の際には、高橋委員の御指摘にもありましたように、民法第八百二十二条の規定を

削除することも含め、さまざまな選択肢を視野に入れて検討されることになる」と認識しているところでございます。

また、委員の方から、学校教育法の懲戒権との関係についての御質問がございました。

民法第八百二十二条は、親権を行う者がその子を懲戒することについて定めた規定でございます。これに對しまして、学校教育法十一條は、校長及び教員の児童等に対する懲戒権について定めたものでございます。

委員も十分御承知だと思っておりますけれども、このように両者は異なる場面の規定であることから、仮に民法八百二十二条の懲戒権の規定を削除したとしても、直ちに学校教育法上の懲戒権の規定に影響を与えるものではない、これは委員と同じ認識であるところでございします。

この削除については、先ほどのように、二年を目途として慎重に検討させていただきます。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

現時点で予断を持った答えはできないと思いますが、そういう中で、削除も含めと力強く言ってくださいましたので、意を用いたいというふうに思います。

そこで、大臣にも一言伺いたいんですが、深刻な事案が続きますとどうしてもそこにフォーカスした対策ということが議論をされます。

ですが、例えば千葉県においても、昨年五月に児童虐待死亡事例検証報告書というのが既に出されていて、つまり、別の案件なんです。だから、同様の教訓、今の野田市のと同じような教訓というのは、これに限らずその前も実はあったという事なんです。既に指摘されていた。

だから、やはりそのときにきちんとそれができていたらなという思いがあるわけなんです。そういう認識を共有していただけるでしょうか。

○根本国務大臣 昨年五月の千葉県における児童虐待死亡事例について、御指摘の報告書は昨年五月の児童虐待死亡事例について検証された報告書であります。

その中で、児童の安全確保、関係機関との連携強化、予防に向けた取組強化などが取りまとめられます。これは千葉県でもしっかりと受けとめるべきものだったと私も認識しております。

それにもかかわらず、ことしの一月に千葉県野田市において痛ましい事件が繰り返されてしまったこと、これはまさに残念であり、事態を深刻に受けとめております。

この国会で、児童虐待の発生予防、早期発見、児童虐待発生時の迅速的確な対応、被虐待児童への自立支援を切れ目なく一連の対策として講じるために、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化などを行うことによって、児童虐待防止対策の強化を図るための法案を提出しました。

この法案と、さらに全体の施策、取り組むべき施策、これは、閣議決定でさまざまな施策を打ち出しておりますので、これまで決定した対策のさらなる徹底を図るとともに、こういう法律の見直しによって、虐待防止に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

○高橋(千)委員 時間の節約でここは指摘にとどめます。

この案件は、平成二十六年、二〇一四年十一月六日、市原市でゼロ歳八カ月の男児が救急搬送された後、死亡した事件であります。ですから、乳児であるということだけが結愛ちゃん、心愛ちゃんと違うんですね。でも、それ以外はほとんど同じです。

十七歳で子供を産んだ若年の夫婦であり、長期の支援、これは児相だけではなく母子保健センターが長期に支援をしております。DVもありました。そして、転居を繰り返しました。最後に一時保護を解除した直後の死亡であった。同じなんです。

だから、それをこれだけ専門家の力で検証して、状況が変わるたびに直接目視により確認することとか、個別支援会議では必ず会議録を作成して会議後に各機関に送付することとか、転居を繰り返す事例については、民生委員や児童委員や地

域保健推進員とか、協力して転居先を把握して安全確認をするとか、家庭復帰の際には家族全体の生活を見る、こうしたことが丁寧に書かれてあつて、どれも当てはまる教訓だと思っております。

これは、国も第十四次まで死亡事例の検証委員会をやつていまして、本当に貴重なことを提言されています。それが繰り返されてきたということをややはり本当に重く見て、私は本当はあれこれではないなというふうに思っているんです。要するに、法律とか制度はかなり整つていて、だけれどもそれが、回つていかないというんですか、人が足りなかったりとか、理解が不足していたりとか、そうしたことが今本当に決定的なんだろうというところで、もう繰り返したくないということに指摘をさせていただきました。

それで、最後にどうしてももう一つ紹介をしたかったのがありますので、資料の最後のページを見てください。

毎日新聞の五月十一日付です。「体罰ダメ知っていたら」という見出しがついています。萩原みらいさん、自身の虐待経験を実名を明かして公表して、虐待対策に生かしてほしいと訴えています。

この方は、記事の下から四段目を見ていただくとわかるんですが、困難な経験を持つ学生を対象に教育支援グローバル基金が提供する奨学金プログラム、ビヨンドトゥモローへの参加を勧められて、「同世代の学生たちと出会い、自分の生い立ちを初めて人に話すことができた。」とあります。

ビヨンドトゥモローは、橋本大二郎元高知県知事が主宰する一般財団法人で、私も、子どもの貧困意識のつながりで国会内集会に参加をして、この方に直接お話を聞かせていただきました。本当に貴重な経験をされたと思うんですが、新谷政務官を始め、加藤、塩崎両元厚労大臣や橋本理事も参加をされていたんですね。

記事にもあるんですが、彼女たちが述べたことは、ほかの家のことは知らないから、自分の置かれている環境が当たり前だと思つて、それが虐待

だ、虐待されているんだと気づかなかつたということなんです。大変衝撃を受けました。それは考えてみれば当たり前のことで、隣の家の親子関係はどうなのか、世間一般はどうなのか知らないんだから、自分の家が異常なんだということがわからない。だから、子供は権利の主体、さつき大河原委員がおっしゃっていたことも通じるんですが、意見表明権の尊重というんだけれども、自分にそういう権利があることを知らない、だめなことなんだということを知らなければ主張もできないということなんです。

毎日風呂に顔を埋められた、そういう壮絶な虐待体験を語りました。だけれども、このビヨンドトゥモローに出会つて変わったということを生きてと語つて、若い人たちの感性で、どうしたらそういう人たちにつながりを持てて、その権利を知らせたり声を拾うことができるか。例えば車を走らせて絵本を読み聞かせしたらどうだとか、そんなアイデアもお話をしてくれました。

それで、質問は、下から三段目に書いていますが、「親であつても子どもをたたいたらダメだ」ということを、教育の中で知れたか」と述べています。とても大事なことで、やはりこれを教育の中で、先生方に徹底するというだけじゃなくて、子供にきちつと教えていくということが必要だと思ひますが、中村政務官と大臣に、最後、お願いしたいと思ひます。

○中村大臣政務官 親であつてもたたいたらだめだということを教育の中で知れたか、自分の置かれている環境、これがほかの家と違つて、大変な虐待であり、体罰であつたということを、なかなか判断ができなかつたということなんだろうというふうに思ひます。

子供たちを虐待から守るために、学校教育現場で虐待に関して子供たちにどのように教えていくのがよいのかということについては、それぞれの子供の発達段階にもよりますので、そうしたことを勘案しながら、厚生労働省とも相談しつつ、検討してまいりたいと思ひます。

本法案には、二年後を目途に児童の意見を述べ
る機会の確保ということが規定されています。そ
うした中で、学校現場でのそうしたことについて
の教育もしっかり取り組んでまいりたいと思いま
す。

○根本国務大臣 平成二十八年の児童福祉法改正
において、児童は、適切な養育を受け健やかな成
長、発達や自立等を保障される権利を有するこ
と、全ての国民は、児童がその年齢及び発達の程
度に応じてその意見が尊重されるよう努めなけれ
ばならないこと、これを明確化いたしました。

例えば、児童相談所運営指針において、児童に
対して施設入所等の措置を行うに当たっては、児
童が有する権利や苦情がある場合の申出先、申出
方法などについて、児童の年齢や性格に応じて懇
切に説明することとしております。

また、児童福祉施設等においても、児童の権利
が守られることや、あるいは児童が意見表明でき
ることについて、子どもの権利ノートなどを配付
して説明しております。

本法案の附則において、施行後二年を目途とし
て、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優
先して考慮されるための措置として、児童が意見
を述べることでできる機会の確保や、そうした機
会において児童を支援する仕組みの構築などに
ついて検討することとしていところであります。
子供の権利擁護のための取組、これが適切に進
められるように、引き続き必要な検討を進めてい
きたいと思っております。

○高橋(千)委員 また続きをお願いします。

○富岡委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。
本日は、機会を与えていただきまして、ありが
とうございます。

時間も限られていますので、早速質問に入りたい
と思います。
まず一つ目ですが、児童相談所の介入機能と支

援機能、この分化について、介入と支援を明確に
分離していくべきという考え方が複数の専門家か
らありますけれども、これについて見解をお聞き
したいんです。

視点といたしまして、まず介入というものにつ
いて全面的に司法に委ねていくというのが現在の
プレーヤーの中では難しい中で、行政において介
入を行える人的資源、専門性やマンパワーを有す
る機関が児相しかない以上は、将来的には児相は
介入に特化していくべきという意見がありまし
て、私も、それは将来的には非常に理のあること
だなというふうに受けとめていまして、そのこと
に対しての意見。

それから、今回の法案では、介入を職員レベル
で、いわゆる職員を分けて、機関を分けるのでは
なくて、同じ児相という機関の中で職員で介入と
支援を分けていくという形で解決策がなされてい
るんですが、実態をちよつと見てみると、実際に
は、児童相談所は、実際にお子さんだったり保護
者さんに対するときに、いわゆる専門職の長年の
職人芸のようなものによってある種担保されてい
る部分も多くありまして、今のこの人材不足の中
で、どうしてもそういう詳しい方に支援も介入も
聞いていくという組織マネジメントの難しさとい
うのが実際的には起こるはずなんです。

ですから、将来的には、やはり機関として分け
ていって介入をより適切にやっていくというの
は、これは組織マネジメントで考えても、児相の
組織文化として、支援というのにこれまで特化と
いうか、そこを依然として重視してきたというの
があつて、保護者さんとの信頼関係で、なかなか
介入というところまで踏み込むには難しいという
心理的な障壁もありまして、現場の職員レベルで
解決していくというのは非常に難しいというのが
思っているところでありまして。

こういう視点の中で、介入と支援を将来的に明
確に分離していくべきという意見に対して、政府
と野党の方からも御意見をいただけたらと思いま
す。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。
必ずしも先生の問題意識を正確に把握できてい
るかどうか、ちよつと自信がありませんけれど
も。

児童相談所が介入のみを行う、そういう機関に
特化すべきという意見につきましては、これまで
の児童相談所と市町村の役割分担の方向といたし
まして、支援機能については、できるものにつ
いてはできる限り市町村に委ねていく、それで、
児相については介入的機能と、いわば重要度とい
えましょうか、比較的重たいようなものについて
支援を行っていく、そういうような方向での改正
がなされてきておりまして、そういう意味では、
方向感としてはおおむねそういうような方向感だ
と思えます。

ただし、完全に児童相談所が介入機能に特化す
るかどうかということについては、やはり議論
がかなり必要なところだというふうに考えており
ます。

○池田(真)議員 お答えいたします。

親子の分離も含み、緊急性を要する介入につ
いては、警察との連携や緊急の一時保護機能も必
要であり、児童相談所が担う役割が大きいと考え
られます。

また、保護者に対する支援についても、家庭に
とって身近な市町村の果たす役割が重要である一
方、専門的な知識及び技術を必要とするものに關
しては、そのための人的資源等を有する児童相談
所が重要な役割を果たすべき状況にあります。

先ほど申しましたとおり、現在の児童相談所は
介入機能と支援機能の両方を担っていますが、支
援における保護者との関係を考慮する余り、一時
保護等の介入を行うことをためらうてしまふので
はないかと懸念が示されております。そのた
め、本法案では、児童相談所の内部における両機
能の分化を図る観点から、都道府県が一時保護等
の介入的対応と保護者支援を行う職員を分ける等
の措置を講ずるものとしております。
機関レベルで機能分化を行うことについては、

一層の機能分化が図られるメリットがある反面、
介入と支援の円滑な連携をどう確保するのか、別
途検討すべき課題もあるように思われます。

なお、本法案については、子育てに困難を有す
る保護者に対する支援のあり方について、児童虐
待防止法の見直しを含め検討することとしており
、支援と介入のあり方についても検討すること
としております。

○藤田委員 ありがとうございます。

大体考えはわかりましたが、私自身は、今すぐ
は難しいと思うんですけども、やはり機能分化
をよりしていったら、機関レベルでもしていった方
がいいんじゃないかなという意見ですので、ぜひ
検討していただけたらと思います。

それから次に、児童相談所と警察の情報共有に
ついてなんですけれども、虐待情報の全件共有と
いうものが大阪では二〇一八年から行われていま
して、これは賛否両論あつて、大阪もすんなり
いったわけじゃないんですけども、反対意見も
ある中でこれをやりました。実際に、通告の概要
とか家庭訪問時のやりとり、もちろん児童と保護
者の氏名等を月次で報告して、府警側は、DVの
有無とかその他の情報と照合して、より踏み込ん
だ介入が必要かどうかということを警察側からも
情報共有していく、こういうことをやっているん
です。

実際に、全件共有前で、大体ざくざくと一万件ぐ
らいの虐待情報があつて、四千件ぐらいは既に共
有されていて、大体それがプラス六千件ぐらいに
なるわけなんですけれども、これは、僕個人的に
は全国で検討していくべきじゃないかなというふ
うに考えているんですけど、それぞれの御意見を
いただけたらと思います。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

児童相談所におきまして情報共有を行う目的で
ございますけれども、これは、情報共有を契機と
いたしまして警察と連携し、子供の安全確認を確
実に行うとともに、安全確保あるいは必要な支援
の実施につなげる、これが目的でございます。

このため、情報提供を行った後の支援等におきまして、単なる情報共有にとどまるのではなくて、円滑に連携が図られるように、要保護児童地域対策協議会も活用しながら、警察と支援の方針等の方向性を一にした対応をとることが重要だというふうと考えております。

児童相談所と警察の情報共有につきましては、昨年七月の緊急総合対策におきまして、虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案、それから通告受理後四十八時間以内に安全確認ができない事案、一時保護等が解除され、家庭復帰する事案、この三つにつきましては必ず警察と情報共有を行うこととしております。

一方で、児童相談所と警察で全件情報共有をすることににつきましては、例えば、今御指摘もございましたけれども、相談の中には、保護者や家族と時間をかけて信頼関係を醸成しつつ継続指導を行うことが改善につながるケースもあるといった意見、あるいは、機械的に警察と全件共有をすることについては、警察に相談内容を知られることで保護者、関係機関等が相談を控えるおそれがあるのではないかなどの指摘もございします。

児童相談所が対応する事案を全件共有している自治体は、平成三十一年の一月現在で、児相を設置する六十九自治体中自治体、一四・五%でありまして、前回調査、平成三十年の六月から見ますと、六自治体増加しております。こうした自治体におきましても、情報共有だけではなくて、例えば警察との人事交流を行うとか研修等を行うなど、連携体制もあわせて構築しながら取組を進めているものと承知をいたしております。

引き続き、今御指摘の大阪府など先行する自治体での取組も十分踏まえながら、警察との情報共有のあり方につきまして検討してまいりたいというふうと考えております。

○岡本(元)議員 御質問ありがとうございます。児童虐待への適切な対応については、関係機関間の確な連携が必要であり、連携を図るに当たっては情報の共有が必要だと考えています。

そこで、本法案では、改正後の児童虐待防止法第四条第一項において、国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に、児童相談所、警察を含む関係機関の連携の強化について明記するとともに、連携の強化の内容として、児童相談所と警察の間の情報共有に関する協定の締結が含まれることを明らかにしています。

もともと、委員御紹介の例のような全件共有については、迅速な対応のために導入すべきとの積極的な意見がある反面、保護者や家庭との信頼関係の醸成に悪影響があるのではないかと、保護者等が相談を控えてしまうのではないかと懸念があるとも承知をしております。

そこで、本法案におきましては、情報共有のあり方について一律に定めるのではなく、どのような事案について情報共有を行うかも含め、各地域における児童虐待への対応の状況等を踏まえ、個別に判断していただくこととしていくところでございします。

○藤田委員 ありがとうございます。私も、これをすぐやった方がいいかどうかというのは、なかなか自分としても、もうちょっと見た方がいいかなと正直思っているところで、大阪府の事例なんかも今後検証されていくと思いますので、追っかけてまた提案、質疑させていただきたいと思ひます。

それから次に、教育、福祉、医療等の特に専門職の方々に対して特別な通告義務を課していくべきじゃないかという意見もありますけれども、そのあたりの見解を政府の方にお聞きしたいと思ひます。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。現行制度におきましては、児童虐待を受けたと思われる子供を発見した者につきましては、教育、福祉、医療等の専門職も含めまして、その立場にかかわらず児童相談所等に通告をしなければならぬこととされております。

また、御指摘の教育、福祉、医療等の職務に従

事する者につきましては、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めること、それから、支援を要すると思われる児童等を把握した場合にはその情報を市町村に提供するように努めること、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合には情報を提供できること、こういった規定がございします。

そういった意味では、教育、福祉、医療等の専門職には、御指摘の趣旨と同様に、通告義務のほかに早期発見の努力義務、あるいは市町村への情報提供の努力義務が現行法でも課されているところでございします。

○藤田委員 ありがとうございます。

次に、野党共同案に盛り込まれています、児童虐待を行った保護者に対しての指導とか支援の強化について、私は、これはぜひやってほしいなどというふうな立場です。というの、現場を見ていますと、保護者さんも、産まれる前から虐待をしようと思つて子供さんを産まれる方なんて恐らく一人もいないわけで、やはり何らかの環境の中でそういう虐待に陥つているというのがケースの中

のほとんどです。ですから、やはり保護者に対してもしっかりとした支援をしていくということが必要だという立場です。

先ほど初鹿議員からもこの指摘がありましたけれども、その中で、一定程度やっていて、でも、やはり人員の問題とかでなかなか進んでいない部分もありますよ、そういうような御答弁がありました。そこに関しては、私も、順序は必要でしょうけれども、一定期間を置いてやはり必須にしていくべきだという立場でございします。

この点につきまして、野党側とそれから政府側に御答弁いただけますでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

児童相談所におきましては保護者への指導、援助を行っておりますけれども、その手法の一つとして、保護者の特性に合わせて各種の保護者支援プログラムによる支援を行っております。

保護者支援プログラムでございしますけれども、やはり虐待を行った保護者本人が問題意識を持つて取り組まないと効果が期待できないものであるというふうと考えております。

また、これまでも、児童相談所におきまして保護者支援プログラムにつきましては一定程度行われておりますけれども、職員数の不足あるいは研修のための予算不足などの課題から、十分には活用されていない状況でございします。例えば、虐待ケースにおける実施数の割合で見ますと、現在では平均で三・二%という状況でございします。

こうした状況を踏まえまして、現段階では一律に保護者支援プログラムを義務づけることは考えておりませんが、より効果的にプログラムが実施されるように、その実施を担う専門人材の養成、あるいは実施する場合の支援の拡充を行うなど、より児童相談所でプログラムを実施しやすいような環境整備、保護者がプログラムによる支援を受けやすくなるための仕組み、アプローチ等について検討してまいりたいというふうと考えております。

○岡本(元)議員 児童虐待が起きた場合、児童虐待を受けた児童の保護や支援が必要なことはもちろんですが、児童虐待の再発を防止するためには、児童虐待を行った保護者が虐待の事実を受けとめ、みずから変わることが重要であります。

現行法においても、児童虐待を行った保護者に対する指導を実施しておりますが、これを一層充実する観点から、本法案では、改正後児童虐待防止法第十一条において、保護者の意に反する一時入所等の措置がとられた場合には、その保護者に対して再発防止のための指導を行うことを義務づけるとともに、それ以外の一時入所等の措置や一時保護の場合においても、再発防止のための措置に係る規定を設けているところでございします。

もともと、児童虐待の防止の観点から、児童虐待を行った保護者への指導といった対応だけでなく、広く子育てに困難を有する保護者に対して支

援を行うことが重要であると考えています。

そこで、附則九条において、子育てに困難を有する保護者に対する支援のあり方について、児童虐待防止法の見直しを含めて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の検討事項を設けているところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

これはちよつと、やはり強制力をつけないとなかなか進まぬのじゃないかなというのが個人的な思いです。というの、虐待をされた保護者さんに対してのプログラムもかなり研究が進んでいますし、各国の事例等もありますから、ぜひこれを進めていただきたいなというふうに思っています。

それから、現場の状況でいうと、強制力がないと、そんなの受けぬでもええんちゃうかというような親御さん、保護者さんもやはりいますし、実際にやりとりが非常に困難になってくるというのは現場でもありますので、ちよつと検討していただきたいなと思います。

続きまして、中核市、特別区への児童相談所設置の義務化についてなんですけれども、今回は見送られました。五年を目途として設置できるよう支援を講ずるとされていますけれども、これは実際的にはどういうアプローチ手法で、どんなスケジュール感で動くかというのを聞きしたいんです。

ちよつと背景として、私の地元は寝屋川市というところで、こし四月から中核市になりました。これは、実際に現場の職員の皆さんだったり議会の皆さんとかとお話をしていると、義務化されることについては非常にネガティブです。

なぜならば、理念としてはもちろんわかります。私も当初、特別区、中核市は必ず設置した方がいいというふうに思っていました。でも、やはり現場を見るとそれほど簡単ではない問題で、進めていかないといけない、乗り越えないといけない課題がたくさんあります。

その中で、ただ、やるというのであれば、それ

をどんなスケジュールで、実際にどういうことを支援としてやっていくかということを目目に示さないことには、これから中核市を目指すというところも不安は取れませんし、目指さないという選択肢、反対理由の代表的なものに圧倒的になってくる、こういうふうな危惧がされるわけです。

ですから、実際に、これは五年を目途として設置できるように支援を講ずるのであれば、アプローチ手法それからスケジュール感というものをぜひ示していただきたいと思っています。これは、参考資料で、中核市市長会がかなりネガティブな緊急要請を出されています。これを見ても、特にやはり現場の状況を把握した上で御提示いただきたいなというふうに思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

この件につきましては、中核市市長会から、国と中核市との間で丁寧な議論を積み重ねるとともに、継続的かつ安定的な支援措置を講ずること、あるいは、一時保護所、児童相談所の整備への適切な財政措置や専門的人材育成、確保といった要望が寄せられております。

こうした状況を踏まえまして、本法案におきましては、御指摘のとおり、施行後五年間をめぐり、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、児童相談所の整備並びに職員の確保、育成の支援その他の必要な措置を講ずること、また、この支援を行うに当たっては、地方団体等との連携を図ることというような規定を置いていきます。また、その五年間が過ぎた後、施行五年後ということでありますけれども、施行後五年をめぐり、児童相談所の整備等についての支援のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こういうことになっております。

法案と同じ日の三月十九日に関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の中では、中核市、特別区の児童相談所設置に向けた施設整備、人材確保、育成の支援の抜本的拡

充、こういったことと、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場の設置、こういった二つを盛り込んでおります。

そういう意味では、法律に基づきまして、この法案が成立した時点には、できる限り速やかに協議の場を設置いたしまして協議を開始したいと考えておりますし、支援の抜本的拡充につきましては、地方団体との協議を行いながら、二〇二〇年度予算に向けて必要な対応を行っていく予定でございます。

○藤田委員 確認なんですけれども、これは五年をめどとして設置させるように持つていくのか、五年をめどに方向性を決めるのか、どちらですかね。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

施行後五年間、要は、児童相談所の設置を希望する中核市について、児童相談所が設置できるよう支援していくこととありまして、そういう意味では、希望する自治体全てが設置できるように支援する、そういう考え方でございます。

○藤田委員 これは非常に言葉遣いが難しいんですけども、地元の状況でいうと、そもそもやはり必要なのであるというの私も同じ認識ですけれども、実際にそれをやるとなると、市町村又は行政コストも考えないといけないことで、なかなか二の足を踏むというのが現場の現状です。例えば周辺市よりも先駆けてそういう支援を拡充したりするという施策に関しては、実際、本音と建前があつて、本音の部分ではなかなか二の足を踏んでしまうというのは現状としてあります。

ですから、これは私はやるべきだというふうに思っていますし、ここに方針も示されている以上、やはり適切にかつ迅速に方向性を示して旗を振らないことには進まないというふうに思いますので、ぜひとも迅速なる対応のほどをよろしくお願いいたします。

それから次に、「常時弁護士による助言又は指導の下で」という文言が入りまして、法的対応体

制についての見解を少しお聞きしたいんです。

これは、本会議で安倍総理からも、大阪方式を妨げるものではないという御答弁をいただきました。常勤弁護士に限らず、あらかじめ登録された多数の弁護士の輪番だったりサポート体制によつて運用するというのが大阪方式でありますけれども、私はもうちよつと踏み込んで、例えば、弁護士は専門職で、企業でもそうなんですけれども、ずっと横にいてもならないと困るという職業でもないわけです。ですから、最近では医療なんかも遠隔医療がどんどん研究され進んでいっている時代でございますから、例えばそういうテクノロジーを活用して、その場にいないでも法的なサポートを受けられるであつたりとか、そういうことで、例えば大阪でしたら、大阪府下にいる先生方だけが対象の弁護士さんになるわけじゃなくて、遠隔地にいらつしゃつても支援をしていただけるとか事例を共有できるみたいなことも進むはずなんです。

ですから、児相の現場というのは、非常に毎日が戦いのような、本当に心ある人たちが頑張っておられる現場ですから、できるだけ柔軟性がきくところは柔軟な対応を認めていただきたいというのが私のスタンスでございます。

この件につきまして、見解の方を聞かせていただけたらと思います。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、弁護士の配置形態につきましては、弁護士の人数あるいはその確保方法も地域によりさまざまありますので、一律に配置方法を定めるのではなくて、地域の実情に応じて、実質的に日常的に弁護士が関与できる体制がとれるよう、常時弁護士による助言又は指導のもとで法的業務が行える体制整備を行うこととしたものでございます。

そういった中で、そういう意味では、大阪方式も含めて、実質的に日常的に弁護士が関与できる体制であれば今回の法案の趣旨に沿っているというところでありますし、今御指摘のICTの活用、

テレビ電話とかそういった活用については、ちよつと今具体的に、どこまで認められるのかとかそういうことについて確定的な見解はございませんけれども、そういったものも含めて、どのようなところまで今回の法案で対応可能か検討してまいりたいというふうに思います。

○藤田委員 ぜひそれも検討してもらいたいなと思います。国会のいろいろなところの効率化もそうですけれども、やはり民間企業はどんどんテクノロジーが進んでいますので、そういったよさをこういうところにも取り入れていただいて、現場ができるだけスムーズに動くような対応を法整備していただけたらと思います。

それから次に、児童虐待が増加する要因の一つに、次世代への、つまり数年後に親になっていく世代への教育不足というものが考えられてい

ます。この中で、未来のD.V.とか児童虐待をなくしていくための教育、これは非常に重要になってくると思うんですけども、文部科学省の方に来ていただいていると思いますので、いつとき、性教育、バッシングのようなものもあって、非常にこれは難しい問題ではありますけれども、恋愛とか又は暮らしとか、それから出産、育児というものの対しての認識を教育として特に中学生の年代にしていくということに関してはどうかお考えかという御見解をお願いいたします。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省といたしまして、高等学校学習指導要領の解説では、「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。」などと記載しているところでございます。また、中学校の学習指導要領では、「異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うもの」と記載しているところでございます。学校における性に関する指導の充実、発達段階に応じて図られるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、将来親となる子供たちが、その発達段階に応じて、生命の尊重、子育てや親の役割などについて学ぶということは非常に重要なことと考えておりまして、学校教育におきましては、例えば学習指導要領に基づき、家庭科、技術・家庭、特別の教科、道徳などにおいて、家族や家庭生活について理解したり、生命を尊重したり、幼児との触れ合いを通して幼児への理解、関心を深めたりするなどの学習が行われているところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。これは、外部の人材とかも積極的にぜひ活用していただいて、多様な問題が噴出していまして、そういう専門家の力をおかりしてでも、やはり子供たちへの、次世代への教育にぜひ力を入れていただきたいなと思っています。最後に、相談、支援につながりやすい仕組みづくりの環境として、SNS等の活用、相談窓口の設置などの検討を進めるというのがありますけれども、具体的にはどのような手法を想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。これは、間口を広げて相談を気軽にできるという側面としては非常にいい試みだと思っております。実際にはそういう相談をされる方というのは結構精神的にも不安定だったりして、私もそういうLINEを実際見たことあるんですけども、非常に心苦しいような内容、今すぐ助けてほしいとか、内容もなかなか論理的に書いてあるわけでもない。そして、例えば対応窓口が午前の九時から夕方五時までという形だったら、そんな自動返信が来た日には余計にへこんでしまう。そういうような対応の難しさというのは、余計に広がるというおそれもあります。

○藤田委員 ありがとうございます。これは非常に難しい問題で、間口を広げること、対応を迅速にちゃんと本当の意味でしていただけるかどうかというのは、気軽にできるからこその難しい問題であるというふうに私は捉えて

います。具体的には、そのあたり、具体的にはどのような手法を想定してSNS等の活用というのをおっしゃられているのか、教えてください。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。児童虐待に対応する相談、通告窓口といったしましては、虐待を受けたと思われる子供を見つけたとき、子育てに悩んだときに、ためらわずに通告、相談できる環境を整えることが必要だと考えております。

具体的には、三月の関係閣僚会議におきましては、若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションをとることが多いことを踏まえまして、子育てに悩みを抱える者は子供本人からの御相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設、運用するための補助を計上しております。

具体的なSNSの活用方法、今御指摘の点等でございますけれども、先行して行っている自治体がございます。東京都、神奈川県で試行的に運用を行っております。そういう意味では、先行して行っているSNSを活用した相談の実施状況、課題等も参考にしながら、引き続き利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○藤田委員 時間なので終わりますが、このSNSの対応は、僕は結構慎重に、よくやり方を考えていたのだと思います。その対応のまですさというか、リアルタイムで対応し切れるのかどうかということが、送ってきた子に対しての最後の何か頼みの綱になるかならないかということも深刻に受けとめていただいて、使いの方方を検討していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○富岡委員長 次に、柿沢未途君。○柿沢委員 久しぶりに質問に立たせていただきありがとうございます。

児童虐待の問題でありますけれども、もちろん、児童虐待が起きている、そうした状況を発見し、また子供の命を救う、こうした点は大変大事だと思っております。しかし、その手前問題でいえば少し取り上げたいというふうに思っています。

孤立した子育てが児童虐待を生む、こういう認識のもと、脱孤立をキーワードとして、地域全体の子育てファミリーの支援と関与のつながりの仕組みをつくっていく、こういう取組が、当事者の住民主導の取組として、私の地元の江東区で進められております。

きょうお配りをさせていただいている一枚目の資料に脱孤立でと書いてあるんですけども、ぱつと聞くと何を言っているのかわかりませんが、孤立の孤、孤独の孤、その孤独な子育てから脱しようということが、この脱孤立というワードであるわけです。

住民の皆さん、子育てファミリーの皆さん、また子育て支援にかかわる皆さんが実行委員会をつくって、こうとう子育てメッセというイベントを二〇一六年から毎年やっておりまして、二〇一九年、こして四年目の開催を迎えるわけですけれども、昨年、二〇一八年のパンフレットをきょうはお配りをさせていただいておりますが、この年は四千二百三十人の来場者があったということがあります。

ここに「こうとう子育てメッセとは？」というところで書いてあるんですけども、大変よくできた文章だと思っておりますので、あえて朗読をさせていただきますが、

こうとう子育てメッセは、地域のつながりづくりと子育て支援情報の発信を目的としたイベントです。参加することで、子育て世代が感じている「困った」、「辛い」を行政や民間サービ

スを使って解決するから自助力を育むことを目指しています。

昨今問題になっている児童虐待は、特別な保護者が起こす特別な事件ではなく誰にでも起こりうることです。子育ての困難をみんなの問題としてとらえ、虐待にまで至らないよう地域で助けるまちづくりができるよう願っています。

まさにごこれこそが、虐待予防、まさに脱孤育での考え方だと思います。

児童虐待は、先ほど言ったように、起きてしまったときの発見と対処も重要でありますけれども、そもそも児童虐待に及んでしまうようなファミリーの状況をどうつくらないようしていくか、未然の段階での予防の取組こそが本当はもっとも重要なことだと思っています。そのときに、子育てファミリーを孤立させない、脱孤育で、このコンセプトを共有するのは非常に重要であるのではないかと思います。

言葉をみんなで共有すれば何かが変わるわけではないというふうにも思いますけれども、しかし、こうした考え方を社会に広めていくことがとても重要だというふうに思うんです。

大臣にお伺いします。

この脱孤育という言葉に対する感想と、また、児童虐待未然防止の取組の必要性について認識をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○根本国務大臣 脱孤育という言葉、きょう初めて私も触れました。

この脱孤育という言葉に対する私の個人的な感想ですが、今委員のお話にあったように、子育てファミリーを孤立させないという思いや、本質、コンセプトの確に表現されている言葉だなどという印象を持ちました。

孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることは、これは虐待予防の観点から重要であると思っております。

具体的に、我々こういうところに取り組んで

ている、あるいは取り組みたいということでは、妊娠前から必要な支援につなげられる体制を整備するために、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置促進、あるいは、予期しない妊娠等で悩む妊婦に対し産科への同行支援等によりその状況を確認し関係機関につなぐ事業の実施、さらに、戸別訪問して家庭の相談支援を行うために、乳児家庭全戸訪問事業によって、生後四カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して養育環境の把握を実施しておりますし、これにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、養育支援訪問事業によって、養育に関する相談支援や育児、家事支援を実施しております。

行政サービスにつながつていない子供に支援を行き届かせるために、未就園の子供などを対象に拡大した子供の状況把握、これにも今取り組んでおります。

相談窓口につながりやすくなるために、「いちちはやく」を周知するとともに、子育てに悩みを抱える人が適切に通告、相談できるよう、「いちちはやく」の無料化に必要な予算を計上しております。

こういった取組によって、子育てなどに悩み、孤立しがちな家庭を早期に発見し、適切な支援につなげることで、児童虐待の予防を図るとともに、子供の健全な心身を育成する社会をつくっていききたいと思っています。

○柿沢委員 これは別にキャッチコピーのプレゼンの場ではないんですけれども、しかし、私はこの脱孤育というコンセプト、ワードは、とても今、児童虐待予防、防止に関して非常なものを射ている、ピンポイントをついている、こうした言葉ではないかというふうに思うんです。

そういう意味で、ぜひ広めていただきたいというふうに思いますし、また、この脱孤育でそのものも、このこうとう子育てメッセの実行委員の方が考えついで、このイベントのキャッチコピーに

なったそうでありませけれども、機会があったらぜひ大臣にもお越しをいただきたいというふうに思っています。

それで、このこうとう子育てメッセの主催者であり、それがまた広がって江東子育てネットワークというつながりがそれこそでき上がっているんですけれども、その共同代表で、落合香代子さんという女性がいらつしやいます、その方が、脱孤育での鍵を握っているのは二つあるということ言っております。

一つは、受けられる支援の情報を発信して子育てファミリーが情報にアクセスしやすくする、二つ目が、地域のつながりをつくる、この二つであります。今言ったように、子育てメッセのイベントで子育て中のファミリーや支援関係者を集めて基礎をつくった上で、そして子育てネットワークを構築する。

三枚目のペーパーの「江東子育てネットワーク」というのの後ろを見ると、「江東子育てネットワークのビジョン」と書いてありますけれども、五年後には、「多機関連携で地域の安全安心を守る」。そういう意味ではしっかりとしたビジョンを掲げて、それに向けて進んでいっているということ、大変、私はこの江東区の住民主導の取組は先進的なものではないかというふうに自負をしております。

一方、現状を見ると、聞いてみますと、自治体や行政機関あるいは民間団体から何らかの支援が得られるというのを全く知らないママ、パパもいる、知らないんだから支援の情報にアクセスしようがない、こういうこともお聞きをしています。

今や江東区は、何と乳幼児を育てている家庭の九五%が核家族、こういう状況だそうなんです。私も改めて聞いてびっくりしたんですけれども、九五%が核家族ですよ。他地域からの転入で、近くに身寄り、頼りもなく、そして、それで子育てをしているファミリーも多い。支援情報にそれでアクセスできないとなると、それは孤立しますよね。結果、江東区の子育てファミリーの半数以上

が子育てに不安を感じているということであります。

受けられる支援の情報を発信して子育てファミリーが情報にアクセスしやすくする。そして地域のつながりをつくる、この二つ、特に大都市部における先ほど言ったような核家族の状況を見ますと、とても虐待予防に重要なポイントだと思いたすけれども、この点についての御見解をお伺いしたいと思っています。

○根本国務大臣 今委員がおっしゃられたように、なるほど、子育てファミリーが受けられる支援についての情報にアクセスしやすくする、地域のつながりをつくる、私も非常に大事だと思っております。

孤立しがちな子育て家庭を早期に発見して、必要な支援策につなげることは、非常に、社会的な孤立を防ぐということ極めて重要だと思いたす。

こういう観点から、厚生労働省としては、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置、あるいは、子供の身近な場所における、子供や妊産婦等の支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置等を推進しておりますし、子育ての孤立化による子育ての不安感や負担感などに対応するため、地域の身近な場所での子育て中の親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施する地域子育て支援拠点事業、例えばこれは七千二百五十九カ所です。そして、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を推進しております。

このような取組を通じて、今委員の指摘されたような二点について対応し、子育て家庭の社会的な孤立の防止に努めていきたいと思いたす。

○柿沢委員 根本大臣はお地元は福島でいらつしやと思いたすが、私が選挙区とする大都市のマンションの町においては、子育て世帯の九割以上が核家族で子育てをしている、こういう現状があるということでありませから、本当にそういう

意味では、地域の目が入り、また必要な支援がどこで受けられるかということがわかるということ、孤立した、また閉じた家庭の中での虐待につながっていくようなそうした状況をなくしていくことにつながっていくというふうな非常に強く思います。

今回の法案ですが、いわゆる体罰の禁止ということが法律上明記をされるということになったわけであり、また、体罰禁止と法律に書いたから体罰がなくなるわけではありません。子供に対する親の懲戒権についても同様だということに思います。むしろ、法律に書いたにもかかわらず、体罰や虐待の実態が変わらない、法律が社会の規範として機能しない、書いてあるけれども守らない、こういうことになってしまふことを関係者は実は危惧しています。

そういう意味では、体罰によらないしつけが子育てにおいてより有効であるということ、これを社会に、そして親御さんに知ってもらわなければならぬと思うんです。

日本の大人の六割近くがしつけに伴う体罰を容認している、そして現に子育て中の親の七割が何らかの体罰を実際に行っている、こういう調査結果もあるわけです。

体罰によらないしつけの手法として、カナダの児童心理学者でありますジョン・E・デュラン博士によつて考案されたのが、ポジティブディシプリンという考え方、直訳すれば、ポジティブディシプリンですから、肯定的なしつけということになります。

このポジティブディシプリンというのは、もともとは、国連事務総長の依頼によつて実施された子供に対する暴力の調査研究報告を踏まえて、その対策としてつくられたというものであります。基本的な原則は、次の四つです。長期的な目標を決めること、温かさを与えること、枠組みを示すこと、子供の考え方、感じ方を理解すること、課題解決型の手法をとること。

これ以上詳しくは時間の関係で述べませんけれども、

ども、このポジティブディシプリンのジョン・E・デュラント博士が、セーブ・ザ・チルドレンというNGOとともにつくり出した、科学的根拠と子供の権利に基づいた養育者のしつけ支援のプログラムでもあります。前向きなしつけに行動を変えるためのツールであります。

既に民間ベースでは大変注目を集めているこのポジティブディシプリンの考え方であり、しつけでも、まさに、体罰によらない子育て、しつけが、むしろ子供の成長にとつてより有効であるということ、実際に子育てをしているファミリーの皆さん、そして社会全体に知っていただくために、これも大変有用な考え方だということに思いますけれども、これについて、ぜひ広めていただきたいと思いますが、御見解をお願いいたします。

○根本国務大臣 委員はいつもいろいろよく勉強されているなと思います。

これまでも、啓発資料で、「子どもを健やかに育てるために、愛の鞭で口作戦」などを活用して、体罰は許されないことを社会全体で共有し、体罰によらない育児を推進してまいりました。

ただ、これまでの児童虐待事案においても、保護者は、しつけの一環である体罰と称して虐待を行ってきた事案があつて、中には死亡に至るなどの重篤な結果につながるものもありました。

このようなことを踏まえて、本法案においては、体罰が許されないものであることを法定化して、民法上も体罰が許されない懲戒であるということ、これを明らかにしております。委員がおっしゃるように、法律が社会的規範として有効に機能する、これが大事だと思います。

その意味で、御指摘のポジティブ・ディシプリン・プログラムも、暴力によらず、親子のコミュニケーションを重視することによって、子育てのストレスや不安が軽減されることを目指すものと認識しております。

その意味では、このポジティブ・ディシプリン・プログラムを含めて、今後、よりよい子育て

のためのツールなどがあれば啓発の中で活用しながら、国民全体で、体罰によらない子育てを推進していきたいと思つています。

○柿沢委員 ぜひ研究してみてください。本当にありがたいと思います。

だんだん時間がなくなってきましたが、次の質問に行きます。

虐待というのは、子供の安心、安全を阻害する全てのものを指すと厚労省のマニュアルにも書いてあります。殴る蹴るだけが虐待ではない。ところが、何が虐待に当たるのか、子育て支援や虐待防止にかかわるスタッフの間でも理解が共有されていない、こういう実態があります。

数多くの虐待事例と向き合ってきた松戸市立総合医療センターの小児科医長の小橋孝介先生が、先日、それこそ江東子育てネットワークで行った講演なんですけれども、あの巨人の星、ちやぶ台をひっくり返す、星飛雄馬に大リーグ養成ギブスをつける、これは虐待ですかと聞くと、子育て支援に関する関係者でも、どうだろうと考え込んでしまうんですね。

しかし、子供の安全、安心を阻害する全てのものを虐待ということであるとすれば、これも場合によつては虐待とみなせるものなわけですね。これは実際にそういうことなんです。

警察との全件共有の話がよく出ますけれども、こういうことも、虐待とはいかなるもので、児童虐待にはどう対処すべきなのかという点について、警察の皆さんとの理解と知識の共有が当然の前提になります。現状は残念ながらそうならない。医療者、福祉関係者ですら、虐待対応に関する教育はほとんど受けていない、これが現場の声なんです。

そういう意味では、いわばレベル合わせ、いろいろな多機関連携をするに当たっても、虐待とは何か、そして、どの段階でどういう対処をしなければいけないのか、この考え方の共有がなければ、これはもううちへくはくはくしてしまうということなんです。

この点について、私は、理解促進、そして考え方の共有、これを進めていくことが大切だと思いますけれども、まさに関係関係会議の、いろいろな多機関のある意味では束ねの役割を担っておられる厚生労働省として、考え方を伺いたいと思います。

○根本国務大臣 委員のおっしゃるとおりだと思います。

児童虐待については、早期に気づき、迅速かつ的確な支援につなげていくためには、地域において関係機関との連携体制を構築する、そして関係者の皆さんが共有する、これが必要だと思います。

このため、地方自治体においては、学校の教職員や医師など、地域における児童虐待の予防や早期発見、早期対応において重要な役割を担っている関係者に対して、児童虐待とは何かという話もありましたが、その児童虐待についての知見を提供する研修を実施しております。国としてこれを支援しております。

さらに、三月に関係関係会議で決定した抜本的強化についてに基づいて、学校の教職員や医師などに対する研修を推進することとしており、関係機関で児童虐待を発見しやすい体制の整備を進めてまいります。

あわせて、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用して、関係機関が共通した認識を持つとともに、有機的に連携することで、児童虐待防止につながるような取組を進めていきたいと考えています。

○柿沢委員 通告した質問を一通り残してしまいましたが、時間になりましたので終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○富岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る二十一日火曜午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することと

し、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十一日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

令和元年六月十七日印刷

令和元年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K